

令和7年3月 7日から  
令和7年3月13日まで

標 茶 町 議 会  
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和7年標茶町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号(3月7日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	9
教育行政方針	20
総務経済委員会所管事務調査報告	27
厚生文教委員会所管事務調査報告	28
陳情第1号 公募に拠らない図書館長任用手続きに係る調査を求める陳情について	31
	(総務経済委員会報告)
一般質問	35
鴻池智子君	35
深見迪君	37
本多耕平君	44
黒沼俊幸君	49
鈴木裕美君	51
渡邊定之君	62
松下哲也君	67
延会の宣告	69

### 第2号(3月10日)

開議の宣告	74
一般質問	74
類瀬光信君	74
櫻井一隆君	93
議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定について	99
議案第9号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について	101
議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	104
議案第11号 標茶町行政不服審査会条例の一部を改正する制定について	104
議案第12号 標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定に	

	ついて	104
議案第13号	標茶町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	106
議案第14号	語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	108
議案第15号	標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	110
議案第16号	標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	111
議案第17号	標茶町町有施設整備基金条例等の一部を改正する条例の制定について	113
議案第18号	標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	119
議案第19号	標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	120
議案第20号	標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	120
議案第21号	標茶町のりあいハイヤーの運行に関する条例の制定について	125
議案第22号	標茶町犯罪被害者等支援条例の制定について	131
延会の宣告		135

### 第 3 号 (3月11日)

開議の宣告		139
議案第21号	標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定について	139
	(総務経済委員会所管事務調査報告)	
議案第23号	令和6年度標茶町一般会計補正予算	141
議案第24号	令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	141
議案第25号	令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	141
議案第26号	令和6年度標茶町水道事業会計補正予算	141
議案第27号	令和6年度標茶町下水道事業会計補正予算	141
議案第28号	令和7年度標茶町一般会計予算	156
延会の宣告		166

### 第 4 号 (3月12日)

開議の宣告		161
議案第28号	令和7年度標茶町一般会計予算	171
議案第29号	令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	171
議案第30号	令和7年度標茶町介護保険事業特別会計予算	171

議案第 3 1 号	令和 7 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	171
議案第 3 2 号	令和 7 年度標茶町病院事業会計予算	171
議案第 3 3 号	令和 7 年度標茶町水道事業会計予算	171
議案第 3 4 号	令和 7 年度標茶町下水道事業会計予算	171

第 5 号 (3月13日)

開議の宣告	188	
議案第 2 2 号	標茶町犯罪被害者等支援条例の制定について (厚生文教委員会報告) …	188
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	189
議員提案第 1 号	標茶町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	189
議員提案第 2 号	標茶町財政健全化調査特別委員会の設置について	190
意見書案第 1 号	高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書	192
意見書案第 2 号	高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書	192
閉会中継続調査の申し出について (広報委員会)	193	
閉会中継続調査の申し出について (議会運営委員会)	193	
日程の追加	193	
議案第 2 8 号	令和 7 年度標茶町一般会計予算	193
議案第 2 9 号	令和 7 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	193
議案第 3 0 号	令和 7 年度標茶町介護保険事業特別会計予算	193
議案第 3 1 号	令和 7 年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	193
議案第 3 2 号	令和 7 年度標茶町病院事業会計予算	193
議案第 3 3 号	令和 7 年度標茶町水道事業会計予算	193
議案第 3 4 号	令和 7 年度標茶町下水道事業会計予算	193

(令和 7 年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

組替動議	194
閉議の宣告	197
閉会の宣告	197

## 令和7年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和7年3月7日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 陳情第1号 公募に拠らない図書館長任用手続きに係る調査を求める陳情について（総務経済委員会報告）
- 第 8 一般質問

### ○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君  | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |          |
|---------|----------|
| 町 長     | 佐藤 吉彦 君  |
| 副 町 長   | 牛崎 康人 君  |
| 総務課 長   | 長野 大介 君  |
| 企画財政課 長 | 齊藤 正行 君  |
| 税務課 長   | 石黒 敬一郎 君 |
| 管理課 長   | 山崎 浩樹 君  |
| 農林課 長 兼 | 村山 尚 君   |
| 農委事務局 長 |          |

住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和7年標茶町議会第1回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
5番・鴻池君、 6番・齊藤君、 7番・黒沼君  
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間といたしたいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの7日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。  
町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の4点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分について、ご報告いたします。

このたび、地方自治法第180条に基づき、道路維持作業中に発生した事故にかかる損害賠償について、専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

報告いたします事故は、令和6年9月25日に町道磯分内瀬文平線において、通行に支障のある立木を伐採した際に、枝先が道路沿いに架線されている通信ケーブルに接触し、ケーブル吊架材が外れ破損したものです。

今後は、より一層の安全作業に努めてまいり所存でありますので、ご理解願いたいと存じます。

2点目はやすらぎ園職員に対する休日勤務手当及び夜間勤務手当の未払いについてご報告いたします。

この度、やすらぎ園職員に対する休日勤務手当及び夜間勤務手当の未払いが発生していたことが判明いたしました。

休日勤務手当未払いの原因につきましては、法的解釈の誤りによるもので、祝日が日曜日となる日の休日勤務手当は支給対象外との誤った認識により、支給していなかったものです。

また、夜間勤務手当未払いの原因につきましても、法的な解釈に未熟さがあったこと、夜間勤務手当と夜間業務手当の根拠条例の違いを理解していなかったことによるものです。

なお、未払いとなっている休日勤務手当及び夜間勤務手当につきましては、労基法第115条の規定による「賃金請求権の消滅時効期間」に基づき3年間遡及し、休日勤務手当につきましては、該当日となる令和3年8月8日（山の日）と、令和6年2月11日（建国記念日）の2日分を、対象となる全職員30名（介護職員21名、看護職員3名、調理員6名、うち退職者8名）に対し、総額16万5,215円を、在職職員については2月支払い給与に合算して支給し、退職職員については3月支払い給与日に在職時の給与振込口座に振り込むことといたします。

夜間勤務手当につきましても同法の規定に基づき、令和7年1月から令和4年2月まで3年間遡及し、対象となる全介護職員35名（うち退職者5名）に対し、総額924万2,874円を3月支払い給与に合算して支給することといたしますので、ご理解願います。

今後は組織全体で事務事業全般にわたり法的根拠の熟知に努め、再発防止に取り組んでいく所存であります。

この度の休日勤務手当及び夜間勤務手当未払いにより、多大なご迷惑をお掛けしました職員の皆様に対して、心からお詫び申し上げ、ご報告とさせていただきます。

3点目は、令和7年度町立病院診療体制について、ご報告いたします。

内科は、院長、佐藤副院長、山本副院長の3名体制ですが、外来診療につきましては、引き続き内科常勤医師の負担軽減と看護師の小児科外来への業務支援を図るため、小児科の外来日にあわせて火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただきますことについてご理解を賜りたいと存じます。

なお、月1回、金曜日に釧路三慈会病院に勤務されている循環器内科の医師から外来診療に対し協力をいただいております。

また、内科医師の業務負担軽減を図るための宿直医師につきましては、札幌市の「札幌第一病院」から月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していただけるほか、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務する内科医師が月1回、火曜日の宿直業務を引き続きご対応いただけることになっております。

そのほか、月に4～5回程度、平日の宿直業務を行っていただける医師が2名おります。

また、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師につきましては、現在勤務いただいております医師が、引き続きご対応いただけることとなっております。

外科外来の診療につきましては、北大消化器外科Ⅰから1週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の宿直業務についても、今までどおりご対応いただける予定であります。小児科外来の診療につきましても、旭川医大小児科から令和6年度と同様、毎週1回、火曜日に、インフルエンザの予防接種期間については月1回、水曜日に医師派遣をしていただける予定でございます。

婦人科外来の診療につきましては、従来から勤務されている医師が、月1回月曜日及び火曜日の2日間、対応していただけることになっております。

なお、出張日が2か月前に決定されることから、「広報しべちゃ」や病院のホームページなどで周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

道内三医大関係医局の状況は、医局員が増えないという非常に厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣いただけることとなり、心より感謝申し上げます。

町民皆様のすべてのご要望に応えられないことにつきましては遺憾に思うところではありますが、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目はしべちゃコスモスの廃止及び事業の承継についてのご報告です。

指定就労継続支援B型事業所「しべちゃコスモス」について、社会福祉法人標茶町社会福祉協議会より事業の廃止及び事業の承継について、町に対し報告がありましたので、ご報告いたします。

「しべちゃコスモス」は、令和7年3月31日をもって標茶町社会福祉協議会として閉所し、翌日、令和7年4月1日より弟子屈町の「一般社団法人ゆっくりん」に事業を承継することとなりました。

事業所の名称・所在地は、どちらも変更なく「しべちゃコスモス」とし、現在利用している建物を引き続き利用することとしております。

また、事業所内の設備等につきましても、事業の承継と共に「ゆっくりん」へ譲渡され、これまでと変わらない生産活動を行うことが可能となっております。

町といたしましては、引き続き通所者の支援のため、販売会における庁舎スペースの提供、外注可能な作業の発注など、協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上で、今定例会に当たっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 令和7年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下5点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、昨年12月に実施した「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

本町では、独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙アイチェックを実施しておりますが、その結果概要について説明いたします。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生と4年生は、社会と理科を加えて4教科、小学校5年生から中学校2年生は、英語を加えて5教科で実施しました。

小学校は、国語や算数、理科で全国の正答率を上回る学年があった一方で、全国の正答率との差が大きく広がった学年や教科もありました。中学校は、国語や数学、社会、理科で全国の正答率を上回る学年があり、英語は全ての学年で全国の正答率を下回りました。より質の高い、深い学びを実現し、学習内容の確実な定着を図る必要があります。

しかし、経年変化を見ていきますと、昨年度と比較して改善がみられた学年もあり、それぞれの学年集団の特性などを多面的にとらえて要因を分析し、今後の授業改善に生かしていくことが大切だと捉えております。

また、総合質問紙アイチェックの結果からは、生活・学習習慣について、おおむね肯定的な回答が多い状況ではありますが、一人一人の児童生徒がどのように回答しているかを各学校で適切にとらえ、個別の指導に活用していくことが肝要です。

今回の結果は、さきに行われた「全国学力・学習状況調査」の結果を裏付け、さらに課題のある学年や教科が明らかになることで、今後の指導に生きる貴重な資料となりました。

各学校においては、自校の結果を分析し、課題の改善に向けて取り組むとともに、児童生徒一人一人の困り感等に個別に対応するなど、具体的な指導に役立ててまいります。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの推進に努めてまいります。

2点目は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果についてであります。

本調査は、スポーツ庁が小学校5年生、中学校2年生を対象に実技に関する調査と質問紙による調査を、昨年4月から7月にかけて実施したものです。本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、本年度の結果の概要についてご説明いたします。

実技に関する調査は8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計点は、小5女子が全国平均を上回り、小5男子及び中2男子は全国平均に迫る結果となり、各学校

の体力向上に係る取り組みの成果が表れております。

種目別では、小学校の「握力」「長座体前屈」「反復横跳び」で全国平均を上回っております。中2男子は「握力」で全国平均を上回り、他の種目は全国平均と同程度の結果となりました。一方、中2女子は全ての種目で全国平均を下回りましたが、5種目において全国平均と同程度の結果でした。

調査結果については、町及び各学校の体力向上プラン作成に活用し、体力向上の取り組みを進めてまいります。

また、体力の向上は、日常的な全身を使った遊びや運動、そして生活習慣の改善等、家庭や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要を、保護者にも周知し、共通の課題意識をもって体力づくりの推進に努めてまいります。

3点目は、町条例に基づく令和6年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期表彰者21名、後期表彰者42名で前期・後期合わせて63名の児童生徒の表彰となり、賞の内訳につきましては、努力賞16名、奉仕賞9名、親切賞12名、体育賞10名、学芸賞16名となりました。

4点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月12日、コンベンションホール「ういず」において、新たに20歳となられた64名が出席され、「令和7年標茶町20歳のつどい」が晴れやかに挙行されました。

式典終了後には参加者自ら企画した交流会が行われ、恩師のビデオメッセージや抽選会を行うなど、久しぶりに再会した友人と交流を深めておりました。

また、20歳の皆さんに標茶町からしべちゃ牛乳を提供したところです。

次に、1月26日、野外アリーナJOYにおいて、第30回標茶町アイスストッカー大会が開催されました。今回の大会には、プロアイスホッケーチーム東京ワイルズの選手も参加され、町内外合わせて18チーム72名の方の出場により、熱戦が繰り広げられました。

また、2月1日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第45回標茶町スケート大会が開催され、幼児から一般まで合わせ61名の参加があり、町内外の選手による白熱したレースが繰り広げられました。

なお、本スケート大会及びアイスストッカー大会においては、雪印メグミルク株式会社磯分内工場様、明治安田生命保険相互会社釧路支社釧路駅前営業所様よりご協賛を頂いており、心より感謝申し上げる次第です。

次に、2月2日コンベンションホールういずにおいて、令和6年度標茶町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、出展作品400点の中から、特別賞3名、特選11名、入選52名、奨励賞21名の方々に賞状を授与しております。

次に、2月15日には、しべちゃアドベンチャースクールの閉講式が行われ、中学生・高校生スタッフ22名のもと、年間7講座延べ10日間の体験学習を無事終了した小学生23名に修了証書を授与いたしました。参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

5点目は、児童・生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

12月21日から23日に、釧路市で開催された第55回北海道中学校アイスホッケー大会に、標茶中学校2年大和田蒼史さんが釧路市・釧路町・標茶町の合同チームとして出場しましたが、惜しくも2回戦敗退となりました。

12月27日から28日に、帯広市で開催された第40回道新杯北海道中学選抜卓球大会に、標茶中学校女子卓球部団体が出場し、予選リーグを2位通過、2位トーナメント3回戦敗退となりました。

1月10日から12日に、苫小牧市で開催された第55回北海道中学校スピードスケート大会に、虹別中学校2名、標茶中学校1名、中茶安別中学校1名の4名が出場し、虹別中学校3年の笛木桜和さん、1年生の今橋美優さんが1500m、3000mの部門で、標茶中学校の松坂恵人さんが1500mの部門で、全国大会の出場権を得ました。その後の2月1日から4日に、長野市で開催された第45回全国中学校スピードスケート大会では、笛木桜和さんが3000mの部門にて7位入賞を果たしました。

2月15日、2月16日東京都で開催された第15回日本バツハコンクール小学校3・4年の部B部門に、磯分内小学校3年の小林桜慶さんが出場いたしました。

今後の児童・生徒の更なる活躍を期待するものです。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほどの町長の行政報告の中で、手当の未払いが生じたという報告がありました。本来、こういう重大な問題については議会で議論すべきではないかなと私は思うのですが、議長のほうから簡易な質問と指摘がありますので、簡易な質問を行いたいと思います。

1つは、どのように発覚したのか、わかったのかということです。それから、3年前に遡及と言いましたけれども、3年以上の方はいたのかどうなのか。この2点について質問いたします。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず1点目のどのように発覚したかということでございますけれども、まず休日勤務手当については、介護職員の問い合わせにより事務所のほうで改めて法令等を調査、確認したところ法解釈に誤りがあったということで判明したところであります。それと夜間勤務手当の未払いについては、今回、3月定例会で提出する補正予算、歳入歳出の減額補正ですけれども、その作業等を行っている時に、当初、予算上は夜間勤務手当が500万程度予算計上されているのですけれども、それが一度も支出されている形跡がなかったというこ

とで、これについても調査、確認したところ未払いがあったということで確認しております。

それと、3年前以降の対象の職員については正確な人数は把握しておりませんが、この未払いがどのくらいの期間、続いていたかということは正確なところは確認することはできないのですが、以前に働いて方々、もう退職されている方々、人数がどのくらいいるのか、今、正確なところはわかりませんが、そういった方々も本来であれば、今、申し上げています休日勤務手当と夜間勤務手当の支給対象だったということが言えると思います。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 同じ件ですが、時効を迎えてしまった方々の全容がまだ明らかになっていないということですが、そうするとどのくらいの利益が失われたかという金額も、当然、わかっていないということですか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今、金額が明らかになっているのは、先ほど町長のほうから報告のありました3年間遡及する金額、九百何万なにがしという金額の中で、それぞれ対象となる方の個人ごとの金額はもう既に出ておりますけれども、それ以前のいわゆる時効が成立してしまった職員の方々の金額については、現時点では把握はしていません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 金額も人数も判明してないということですし、法的には時効を迎えているということなのですが、たぶん一人当たりの金額というのが結構、受けた損害が大きいと思うのですが、その遡及して支給する以外に何かしらそういった救済措置を講ずるといったようなことの可能性はあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えいたしたいと思います。

現時点で考えているのは、法律に基づいて3年間遡及をするということでございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針

○議長（菊地誠道君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 令和7年標茶町議会第1回定例会の開催に当たり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに

昨年は、多くの町民の皆様にお待ちいただきました「釧路湿原かや沼観光宿泊施設ぼん・ぼんゆ」を、9月30日にグランドオープンさせることができました。皆様のご理解とご協力の賜物であり感謝申し上げますとともに、多くの方にご利用いただき、愛され、まちの誇りとなる施設に成長していくことを心より願っております。

観光資源である雄大な自然を観光列車やカヌーなどを利用しながら、ゆっくりと楽しむことができるまちとして、そして、日常の何気ない風景が一つの観光資源ともなる可能性を秘めているまちとして、この人口減少が続く社会で新たな産業としての価値を生み出し、地方創生へとつなげる取り組みを推進してまいります。

基幹産業である酪農・畜産業においては、一昨年夏の酷暑による繁殖成績の低下や世界的な穀物需要の高まりと長期化する円安基調等の影響で生産コストがさらに上昇し、非常に厳しい状況が続いております。本町の屋台骨たる酪農・畜産業をより持続的で強固なものとするため更なる支援を行うことが重要と考え、国や北海道に対して生産基盤強化に向けた取り組みに対する支援を強く働き掛けるとともに、JAしべちゃなど関係機関と連携を強め対策を進めてまいります。

本町で生産された生乳を原料としたバターや生クリームなどの乳製品が全国の消費者に届けられていることを認知することは、酪農家の生産意欲向上のみならず観光資源や自分たちが暮らすまちへの愛着を示すシビックプライドの醸成へとつながることから、本町で生産された生乳を原料にした乳製品を通じたタウンプロモーションの展開についても、町内に製造工場を持つ乳業メーカーの理解・協力を得ながら研究を進めてまいります。

人口減少下においては、一人一人が持つ可能性を最大限に引き出すことが重要です。保育園・小中学校・高校の一貫した連携を強化しながら、知識や技能だけでなく、歴史や文化、地域の方とのかかわりを大切にし、自然環境に囲まれた地域特性を十分に活用し、未来を切り拓く子どもたちにとって、住みよい環境となるよう取り組みを進めてまいります。

また、近年の気候変動による影響は、私たちの生活や産業に幅広く及ぶことが予測されており、再生可能エネルギーの活用が求められておりますが、釧路湿原国立公園、阿

寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園と国の公園が3つあるこの標茶町において、先人が残した貴重な財産である大自然を、より適切な形でバトンタッチしていくのが我々の使命であり、今ある当たり前の風景が損なわれないよう、より一層の環境保全を検討してまいります。

人口減少は、将来のこの町の姿を考えるうえで重要な課題です。移住促進や関係人口の創出などを進めることと併せ、将来人口に対応した、身の丈に合ったまちづくりの推進と10年後、20年後を見据えた標茶が元気なまちであり続けるために、いま何をすべきなのかを常に考え町政運営にあたって行きたいと考えております。

さらなる成長を目指し力をためる時期であり、努力の成果を試すときであります。この町がもつ無限の可能性を引き出し、多くの町民の皆様の英知を結集して、心を一つに、変化にも柔軟に対応し、もっと元氣なしべちやを創造するためにチャレンジし、町民の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

#### 町政の特徴について

本町の令和5年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は9.2%全道降順で78位、将来負担比率は56.4%全道降順で24位であり、経常収支比率は91.8%となっています。

政府が閣議決定しました令和7年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国における財政健全化の道のりが依然として厳しい状況にあります。財源を国へ依存する本町としても、一段と厳しい財政運営を余儀無くされており、令和7年度の予算編成も厳しい作業経過をたどったところでもあります。

町内経済情勢は、雇用・所得環境が改善する下で、経済対策により緩やかに回復に向かっていますが、物価高騰や社会保障関係費の増加が見込まれ、依然として厳しい中にあります。これらの対応に加え、人口減少対策や、地方創生の推進、子ども・子育て政策の強化、防災・減災を始めとする安全安心な暮らしの実現など、増大する行政需要に的確に対処しながら、活力ある地域社会づくりを進めていくことが求められています。自主財源の主軸である町税の大幅な増加は見込めませんが、納税者皆様のご理解をいただき安定的な税収を確保するよう努めてまいります。税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理と収納対策に力を注いでまいります。

今後も持続可能な町政を目指し、さまざまな行政課題にきめ細やかに取り組んでまいります。

令和7年度で取り組む主要な施策としまして、1点目は、地域活性化対策として、馬を核とした地域づくりを進め、地域おこし協力隊や町内の民間事業者と連携しながら、本町の大自然を舞台に観光資源として馬と触れ合えるアクティビティやその拠点の整備を進めることで地域活性化に取り組みながら、ふるさと納税や各種SNSにより町内外に向けた情報発信を図ってまいります。

また、昨年9月30日にグランドオープンしました「釧路湿原かや沼観光宿泊施設ぼん・

ぼんゆ」を観光の拠点施設として、関係人口・交流人口の創出に取り組んでまいります。

さらには、ふるさと応援大使で女優の高橋恵子さん主演の映画撮影が町内でも予定されております。本町出身の高橋恵子さんを応援し、一緒に映画を盛り上げていくための実行委員会を立ち上げ、応援してくれる方の募集もしておりますので、多くの皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。映画のロケ地となるだけでなく、映画の公開やその後の交流を通じて、本町をより発信するきっかけとなることを期待しております。

人口減少対策として、塘路地区をモデル地区として移住促進事業を実施しており、分譲地の斡旋や土地取得および住宅を購入する方への給付制度も引き続き進めてまいります。

2点目は、農業振興対策として、生産基盤強化に向けた取り組みへの支援の継続と牛乳・乳製品の消費拡大に引き続き取り組み、厳しい情勢下にある本町酪農を支援してまいります。また、新たに災害等発生時に備えて営農用水の確保対策を行う農家に対して支援を実施してまいります。

綿羊事業につきましては、羊の安定供給とブランド化を目指し、取り組みを進めてまいります。

3点目は、教育対策として、1人1台端末の効果的な活用などICT教育の充実を進めるとともに、小中学校の給食費の無償化を継続し、保護者負担軽減対策に取り組んでまいります。

また、ふるさと教育の更なる充実を進めてまいります。

4点目は、子育て支援として、保育料の無料化、大学生までの医療費無料化を継続するとともに、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、みどり認定こども園の改築工事に着手いたします。

5点目は、安全・安心対策として、戸別受信機の受信環境の改善を図るため、基地局の移設に取り組むとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）の機器の更新を進めてまいります。

以下、施策の概要について申し上げます。

#### 1. みんなで魅力と価値を生み出すまち

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛川・ホマカイ川」「西別川」の上中流域に位置する本町の責務を踏まえ、下流域の各自治体、団体および住民との連携を強めてまいります。

本町では、再生可能エネルギーの活用などで脱炭素化に配慮したまちづくりを目指し、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言をしております。町面積の54%を占める森林につきましては、森林経営計画に基づいた間伐や植栽などを行い、二酸化炭素吸収源としての公益的機能を最大限発揮できるよう適正な森林施業を実施してまいります。また、令和6

年6月に本町を含む8者で結んだ「林業DXの推進に向けた連携に関する協定」に基づき、Jクレジット発行に向けた、森林モニタリング調査を行うとともに、森林施業の効率化と林業従事者等の負担軽減に向けた取り組みについても研究を行ってまいります。再生可能エネルギーの普及を推進しながらも先人が残した貴重な財産であり、観光資源にもなっている私たちの自然環境をより適切な形で次世代へつなげていくための取り組みも同時に進めてまいります。その他の取り組みの一つとして、標茶町エコヴィレッジ推進協議会が中心となり、基幹産業である酪農畜産業で排出される家畜ふん尿の適正管理を徹底し河川および周辺環境を保全するとともに、地域資源として家畜ふん尿を有効活用するため、バイオガスプラント導入に向けた取り組みを推進してまいります。また、みどり認定こども園改築においては地中熱を採用した再生可能エネルギー導入など省エネルギー効果・CO<sub>2</sub>排出量削減効果・環境負荷低減効果を有した手法を採用しカーボンニュートラルに向けて引き続き取り組んでまいります。町民の皆様にも、さまざまな再生可能エネルギーの有効活用、食品ロスの削減など、一人一人ができることから、取り組んでいただきますようお願いいたします。

基幹産業の酪農につきましては、3年ぶりに生乳生産が増産になった結果、令和6年の生乳生産量は対前年比101.4%の17万1,903トンとなりました。

本年2月にホクレンと乳業メーカーは、令和7年6月からの平均乳価を1キロあたり4円60銭値上げすることで合意したほか、生産者団体は2年連続の増産を決めるなど、前向きな情報も入ってきてはおりますが、飼料をはじめとする生産資材価格の高止まりや搾乳後継牛の確保の問題など、今後も厳しい情勢が続くことが予想されることから、酪農再興事業による生産基盤強化に向けた取り組みへの支援を継続するほか、引き続きしべちゃ牛乳の学校給食への提供をはじめ、酪農振興会連合会と連携した取り組みを引き続き行うなど、牛乳・乳製品の消費拡大に努めてまいります。

また、自然災害や突発的な水道事故などによって営農用水が確保できないことに備え対策する農家に対して支援を実施してまいります。

しべちゃ農楽校を拠点に、担い手育成協議会を構成する関係機関や関係団体と連携し新規就農対策を推進してまいります。

家畜伝染病対策につきましては、生産者の規模拡大により予防の重要性が増していることから家畜防疫アドバイザーを引き続き配置します。また、令和4年度以降のサルモネラ症の大量発生については、農場や関係機関の尽力により大幅に減少しておりますが、断続的な発生がみられるため、JAしべちゃをはじめとする関係機関と連携し、飼養衛生管理基準に係る農場指導を引き続き行ってまいります。

令和3年度から取り組みをスタートさせている、釧路町と標茶町との広域連携ブランド化推進事業につきましては、新たな特産品の開発などの研究を引き続き進めてまいります。

野菜生産は「釧路ほくげん大根」のブランド名も定着し、本町にとっても重要な産業の一つとなっております。本年も安定的な生産をする上で重要な土壌改良に対して、継続し

て支援してまいります。

また、環境保全型農業直接支払交付金制度を活用し、化学肥料の低減など環境保全効果の高い営農活動に対して支援を行ってまいります。

標茶町育成牧場は、酪農分業化の進展により利用者ニーズの高い哺育から育成までの一貫養育に応えられるよう、きめ細やかな飼養管理に努め、サルモネラ症をはじめとした家畜伝染病対策プログラムを実行し危機管理意識を維持しながら防疫対策を継続してまいります。また、健康な牛を育てるための良質な土・草・水の利用に努め、道営事業による草地整備を継続してまいります。

綿羊生産振興につきましては、これまで進めてきた血統群改良データを活かしながら、地域おこし協力隊や民間事業者と連携の下、出荷頭数の増加を目指してまいります。

林業につきましては、持続的な森林の管理・経営の確立による、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化防止などへの取り組みが求められています。本町においても森林整備計画に基づいた計画的な森林整備を促すとともに、森林環境譲与税を活用し、森林整備およびその促進に対する支援などを行ってまいります。

また、町有林におきましては、計画的かつ効率的な管理を進めるため、林業専用道による路網整備と既設林道などの維持補修を行ってまいります。

農林業に甚大な被害をもたらしている有害鳥獣対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、許可捕獲および鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施と、農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、エゾシカにつきましては、食肉やペットフードとしての活用に向けて民間事業者と連携した取り組みを引き続き行ってまいります。

近年は全道的にヒグマによる農業被害や人身事故が相次いで発生していることから、北海道や警察、近隣町村等と連携し被害防止に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギのふ化放流による増殖事業への支援を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取り組みを地域の皆様とともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては、新たな取り組みを支援するGOGOチャレンジ支援事業を実施し、創業支援だけでなく特産品開発、イベントへの出店など、町内経済の発展に寄与するとともに、引き続き、仮称ではありますが物産センターの整備に向けて検討を進めてまいります。

また、商工会の運営支援および財政支援に努めるとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取り組みを支援するほか、事業者が将来にわたって持続・発展していくためにも、親族内や企業内での事業承継の機運醸成に資するセミナーを開催するほか、第三者への事業承継に対する支援を商工会と連携し実施してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融連絡会議での議論や町内情勢などを踏まえ、金融機関と連携しながら創業支援に係る融資枠を新設するほか、設備資金に対する融資枠を拡

充することで、必要とされる支援を検討してまいります。

また、町広報紙への低廉な有料広告掲載などにより、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、観光協会をはじめとする関係団体や圏域関係機関と連携し、引き続き誘客を推進する事業に積極的に取り組み、各種SNSなどを活用した観光情報の発信を進め、地域おこし協力隊による新たな地域の魅力発掘やおもてなし事業を展開し、交流人口・関係人口の拡大を目指してまいります。

また、町民の憩いの場であり、さらに本町の観光拠点施設でもある「釧路湿原かや沼観光宿泊施設ぼん・ぼんゆ」につきましては、指定管理者と連携を図り、地元産食材やアクティビティの提供により地域の魅力を最大限に引き出し、利用者の多様なニーズに対応できる施設を目指してまいります。

雇用環境につきましては、人手不足が深刻化する厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注により工期を平準化し、季節労働者に対しましては冬期雇用対策事業の展開による経済的な下支えを図ってまいります。

## 2. みんなで支えあう健やかなまち

町民誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、各種福祉施策を展開するとともに、町内関係団体との連携に努めてまいります。

国民健康保険制度および後期高齢者医療制度の運営につきましては、運営主体と密に連携を図りながら実施し、各種医療給付事業につきましても、適切な実施に努めてまいります。

また、脳ドック検診の一部助成につきましては、早期発見、早期治療や予防の促進を図るため、引き続き実施し、保健事業の推進につきましては、「第3期データヘルス計画」および「第3次健康しべちゃ 21（健康増進計画）」に基づき、骨粗鬆症検診の実施や、生活習慣病の発症および重症化予防に取り組んでまいります。また、関係機関や団体と連携を図りながら健康まつりなどの事業展開により健康の保持増進、生活の質の維持および向上を図り、健康意識を高めてまいります。

高齢者の保健事業につきましては、国保データベース（KDB）システムなどを活用し、地域の健康課題を分析し、介護予防と一体的に取り組むことで適切かつ効果的なサービス提供を行い、健康寿命の延伸につなげてまいります。

また、本年度から日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供に関する最終同意書に署名をした方の通院、入院に対し助成を行ってまいります。

歯科保健対策として、歯周病検診を引き続き実施するとともに、う歯予防対策として、保育所や認定こども園でのフッ化物洗口を継続して実施してまいります。

妊娠や出産に対する支援として、特定不妊治療に対する経済的支援や妊産婦健診などに係る交通費の一部助成を引き続き実施してまいります。

妊婦等包括相談支援事業および妊婦のための支援給付交付金を効果的に組み合わせて、

産前産後の面談を実施するとともに、妊娠支援給付金の給付を行ってまいります。

子育て困難世帯に対する早期の支援体制を構築するため、出産前後の妊産婦の心身の変化に対応できるよう 24 時間の相談体制と産後ケア事業により継続して支援を行ってまいります。

また、新生児聴覚検査費用の助成を引き続き実施し、早期発見と早期支援に努めてまいります。

さらに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援の環境づくりを充実させてまいります。

町立病院につきましては、町内唯一の病院として町民の命と健康を守ると同時に、町民が安心して生活できるよう最善を尽くしてまいります。

介護保険事業につきましては、地域全体で包括的に支え合う体制づくりを進めるとともに「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が、自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するための支援体制の構築を推進してまいります。

また「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき各種施策の着実な実施に努めてまいります。

社会福祉につきましては、引き続き「ほっとらいふ制度」により、高齢者世帯や低所得世帯などへの助成を行ってまいります。

子育て支援につきましては「第3期標茶町子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈や大学生までの医療費の無料化を継続し、経済的負担の軽減を図るとともに、新生児に木育記念品としてフォトフレームの贈呈、生後7か月の乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所、認定こども園につきましては、みどり認定こども園の改築工事に着手するとともに、保育料の無料化を継続して実施してまいります。

また、適正かつ効率的な運営や地域との交流を通じて連携を図りながら、多様な子育て支援の環境づくりを推進するほか、引き続き待機児童の解消に向け努力してまいります。さらに、町内産の食材を活用した「ふるさと給食」の取り組みについても「ふるさと標茶」に対し愛着を持ってもらう取り組みとして引き続き進めるとともに、へき地保育所への給食提供も継続して実施してまいります。

乳幼児を持つ保護者が交流できる場として、子育てサロンを継続し、また、発達に不安を抱える児童の療育や身近な子育て相談を、子育て支援センターや子ども発達支援センターを軸に関係機関の協力を得ながら事業の充実を図るとともに、児童の健全な育成に資するよう標茶児童館の利用促進を図ってまいります。

### 3. みんなが安心して暮らせるまち

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに、重要な役割を果たしております。

広域道路網の幹線となる国道・道道につきましては、継続して整備促進と地域から寄せられた道路環境の整備について関係機関へ要望してまいります。

町道の整備につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいります。

舗装道路の老朽化対策につきましては、道路パトロールや舗装個別施設計画に基づいて計画的に補修を進めるとともに、本年度から路面性状調査を実施し、安全性の向上を図ってまいります。

橋梁につきましても橋梁個別施設計画に基づいて定期的な点検と計画的な補修により、施設の長寿命化を図り安全性の確保に努めてまいります。

除雪および災害時の対応につきましては、パトロールによる情報収集を基本にしながら、民間事業者との任務分担を図り、安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

また、標茶町除排雪機械運転免許取得支援事業を創設し、課題となっている運転手の確保や人材育成を支援し、除雪体制の強化に取り組んでまいります。

河川管理につきましては、継続的にパトロールを実施し適正な管理に努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、利用者や沿線の地域会と連携を図りながら、適切に運行してまいります。

また、交通弱者の足の確保のため、試験運行を行ってございました標茶市街地のりあいハイヤーを本格運行いたします。

J R 釧網本線につきましては、J R 北海道が、単独では維持することが困難な路線として位置づけしています。本町としましては「くしろ湿原ノロッコ号」や「S L 冬の湿原号」、「ザ・ロイヤルエクスプレス」、北海道周遊列車「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」などの観光列車を貴重な資源として、また、通勤・通学などの足として必要不可欠な路線であることから「J R 釧網本線維持活性化推進協議会」および北海道をはじめとした関係機関や関係団体とともに路線維持、利活用のための対策に引き続き取り組んでまいります。

高度情報化の対応につきましては、国の自治体D X 推進計画に基づき、誰でもデジタル化による利便性を享受できる環境づくりに努め、町ホームページや各種SNSなどを活用したわかりやすい情報提供に努めてまいります。

また、デジタル技術を活用した業務効率化を図り、限られた人的資源で更なる行政サービスの向上につなげてまいります。

都市公園につきましては、公園施設長寿命化計画に基づいた定期点検および補修を実施し、安全で快適な公園施設の管理に努めてまいります。

水道事業につきましては、資産管理や中長期的な経営の基本計画である経営戦略の改定と、老朽管等の耐震管への更新および施設の改修ならびに計装機器の更新を行ってまいり

ます。

下水道事業につきましても、経営戦略の改定と、標茶終末処理場の改築更新実施設計および耐震実施設計を行い、施設の改修計画を進めてまいります。

また、集合処理区域外における合併処理浄化槽設置者への助成事業を推進し、生活環境の保全ならびに公衆衛生の向上を図ってまいります。

しべちや斎場につきましては、引き続き指定管理者による運営を行うとともに、適切な管理に努めてまいります。

標茶町合葬墓につきましては、供用開始以降、多くの申し込み、ご利用をいただいております。適切な管理、運営に努めてまいります。

廃棄物処理につきましては、循環型社会の構築に向け、再資源化、減量化の取り組みを進める一方、焼却施設および最終処分場の安定した運用と維持管理に努めてまいります。

また、ごみ減量化・資源化を図るため、電気式生ごみ処理機・コンポスター・排出用ダストボックス・ディスプレイに係る購入費用に対する一部助成事業を継続してまいります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画による住戸改善事業を継続し、より良好な住宅環境整備を進めてまいります。

町民が永く安心して住み続けられる住まいづくりのため、住宅の新築およびリフォームをサポートするマイホーム応援事業を継続してまいります。

建築行政につきましては、住宅や建築に関する相談への的確な対応や情報提供に努めてまいります。

安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、防災意識の向上を図ることが重要であります。

防災力向上には、町内会・地域会との連携が不可欠であり、自主防災組織の設立や活動の支援を行うこととあわせ、コミュニティ・タイムラインの策定を進めるとともに、釧路川の氾濫に備えた「多機関連携型タイムライン（事前防災行動計画）」に基づく防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、標茶町耐震改修促進計画に基づく改修等の支援制度により、住宅耐震化の推進に努めてまいります。

消防機能の強化につきましては、茶安別消防部に配備している車両を水槽付き消防ポンプ自動車に更新するとともに消防職員・団員の訓練や救急救命士の養成など消防・救急体制の強化を図ってまいります。

交通事故や犯罪のない安全なまちづくりのために関係機関や関係団体と連携を図り、交通安全や防犯思想の普及、啓発活動を推進してまいります。

消費者被害対策につきましては、消費者に対する勧誘などの手口が巧妙化しているほか、いわゆる定期購入契約によるトラブルが増加しています。消費者被害を未然に防止するため、標茶消費者協会と連携した啓発活動および町広報紙による情報提供に努めるとともに「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」の活用により関係団体との情報共有を図りま

す。また、専門的な相談窓口である釧路市消費生活センターとの連携により、多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってまいります。

#### 4. みんながいきいき学んで育つまち

学校教育では、「ふるさと標茶に誇りと愛着をもち、自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図ってまいります。

また、学校教育・社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民すべてが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

I C T教育に関しましては、G I G Aスクール構想による1人1台端末の効果的な利活用を進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を進めてまいります。

ふるさと教育につきましては、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学生の釧路川カヌー体験を継続するとともに、今年度から小・中学生が馬と触れ合う「馬に関する体験学習」を実施し、各地域の特色を取り入れた教育を進めてまいります。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、学習教材費サポート事業などにより引き続き学校の教材費の公費負担と合わせ、標茶高校への給食提供や小中学校の児童生徒の給食費の無償化を継続し、子育て世帯の支援を実施してまいります。

生徒が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保することを目的に中学校における学校部活動の地域展開を進め、休日の部活動の指導体制を整備し、平日も含めた体制構築に努めてまいります。

また、高齢者の社会参加の機会として、公民館を拠点に地域ふれあいサロンを実施し、高齢者の居場所づくりを進めてまいります。

標茶高校は、地域活動の展開を通して、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、さまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってなくてはならない貴重な財産であります。引き続き教育振興会を通して支援を行うとともに、間口維持に向けた取り組みとして通学費の一部助成を継続し、全国から生徒を募集するための住環境の整備や地域みらい留学への参画費用を助成するなど、高校と連携して生徒確保に努めてまいります。

#### 5. みんなで創造できるまち

「まちづくり」の主役は、町民の皆様です。

本町に、脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、さまざまな目線を通して行政運営ができるように、各種団体の主体的な活動を促進してまいります。

行政と町民の皆様の間には、情報の共有化が不可欠なことから、広報広聴活動の充実に

努めてまいります。

また、審議会や各種委員会の意見を聴取することとあわせ、積極的な女性の参画を進めてまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国的に知っていただける手段として有効であり、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、誘致活動を推進するため合宿誘致推進員や関係団体と連携してまいります。

平成 29 年度から事業展開しています地域間交流事業「馬と共に暮らせる町・・・標茶」につきましては、町内の馬事業者と連携し引退した乗用馬の引き受けと施設整備への支援を進め、地域おこし協力隊とともに馬を核とした「関係人口」の創出につながる取り組みを継続してまいります。

移住の促進につきましては、塘路地区をモデル地区として、分譲地等の販売や移住者への経済的支援、移住に伴う居住環境の提供として「移住促進住宅」を活用するなど取り組みを進めてまいります。また、本町の存在を広く知っていただくため、タウンプロモーションとして町の魅力や情報を町の内外に幅広く発信し、首都圏で開催される相談会に参加しながら、問い合わせなどに対するきめ細かな対応に努めるとともに、塘路・上茶安別地区の「お試し暮らし住宅」3棟を積極的に活用し、自然環境豊かな本町の魅力を知ってもらえるよう取り組んでまいります。

地域課題の解決を行うとともに、地域コミュニティの活性化が図られるよう、旧阿歴内小中学校の利活用について検討を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題であることから、口座振替やコンビニ収納および地方税統一QRコードを活用した地方税の納付のほか、本町独自の取り組みとして税および税外のスマホ決済が利用できるようになり町民の皆様が納付しやすい環境を整えるなど、収納対策の強化を継続してまいります。

平成 30 年度から始めたガバメント・クラウドファンディングによる寄附、令和元年度から始めた特産品を返礼品とする「ふるさと納税」も新たな特産品開発や新規事業者の登録など、標茶を全国に発信する有効な手段の一つとなっており、特に昨年は標茶高校の生徒が地元事業者と連携してふるさと納税の返礼品を登録するなど、標茶高校の取り組みを全国へ発信する機会となりました。地方創生の支援策として創設された企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）も含めて地域課題解決に資するものであり、引き続き取り組んでまいります。

令和 7 年度におきましても、行政改革実施計画と総合計画を基本に、将来を見据えた事業や負担の在り方、歳入確保に向けた検討など、行財政の健全化に向けた取り組みをより具体的に前に進めてまいります。

おわりに

以上、令和 7 年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

私は、町長に就任以来、さまざまな課題に直面しましたが、多くの町民の皆様ならびに

町議会のご支援や、町内外の人的ネットワークに支えられ、ここまでやってこられたと感謝しております。感謝の念も新たに、さらに、もっと元気なしべちやの創造に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様ならびに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から教育行政執行方針を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） はじめに、令和7年第1回定例町議会の開会にあたり、令和7年度の教育行政執行方針をご説明させていただき、議員各位、町民並びに教育関係者の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

令和6年度はICTを活用した個別最適な学びと共同的な学びの一体的な充実に向けた授業改善や、家庭と連携した望ましい学習、生活習慣の確立、全小中学校が連携したコミュニティスクールの推進等に取り組んでまいりました。本年度はこれまで得た知見を活かし、さらなる学びの充実と、教育にかかわる諸課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。

本町の基本目標の一つである「みんながいきいき学んで育つまち」の具現化に向け、学校教育では「ふるさと標茶に誇りと愛着をもち、自らの夢の実現のために挑戦し続ける子どもの育成」を図ってまいります。

また、学校教育、社会教育が一体となって地域における幅の広い教育活動により、「町民全てが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていく教育諸条件や教育環境の整備」を推進してまいります。

以下、主要な施策の概要について申し上げます。

#### 1. 学校教育の充実

学習指導要領においては、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められております。

そのためには、学校と家庭・地域が教育の理念や目標を共有し、連携・協働しながら学習指導要領の理念を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進めることが重要となっております。

以下、教職員一人一人が高度な専門職としての自信と誇りをもち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する施策について7点にわたり申し上げます。

##### 《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が保護者や地域の信頼に応えるためには、学校・家庭・地域が目指す目的や目標を共有し、地域に根差した教育活動を展開するとともに、教育課程を柔軟に編成・実施していくことが重要です。

以下、そのための方策について申し上げます。

#### (1) 社会に開かれた教育課程の実現

学校教育を通して子ども達に必要な資質・能力を身に付けることができるよう、地域との連携および協働を図るとともに、地域の教育資源を活用し、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。自分に合った学び方や他者と協働する取り組みを充実させ、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育ててまいります。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」につきましては、学校と地域が連携し、持続可能な協働体制のもと、特色ある教育活動を行ってまいります。

#### (2) ふるさと教育・キャリア教育の充実

児童生徒が将来に向けた自己実現を図るため、本町の豊かな財産である「ひと・もの・こと」を活用し「ふるさと教育・キャリア教育」の充実に努めてまいります。

小学生による釧路川のカヌー体験・標茶高校と連携した食育連携事業を継続します。さらに今年度から、小中学生が直接馬と触れ合う「馬に関する体験学習」を実施します。

今後も教育委員会として、各学校における地域の教育環境等を生かした体験的なふるさと教育を支援するとともに、子どもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通すことができるよう、地域資源を活用した学びを進めキャリア教育の充実に努めてまいります。

#### (3) 教員の資質の向上

児童生徒の「生きる力」を育むためには教員の資質・能力の向上が不可欠であります。そのため、教師自身が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体的に学び続けるとともに、教師の個性に即した学びや教師同士の学び合いを行うことが求められております。

「学びに関する高度専門職としての教師」の実現に向けては、標茶町教員資質向上研修を行うとともに、標茶町学校教育研究所の活動の充実、各種研修会への積極的な受講を奨励するなど、教職員の資質向上につながる研修機会を確保してまいります。また、2校を研究指定校に指定し本町の学校教育水準の向上に寄与する実践的研究を進め、国のGIGAスクール構想による1人1台端末の効果的な利活用に向けた、教員の指導力向上に取り組んでまいります。

#### 《確かな学力の育成》

これからの社会を生き抜く確かな学力を育成するためには、自ら学び、行動し、よりよく問題解決する資質・能力を養うことが重要です。そのため学校教育においては、子どもを中心においた質の高い学びを、切れ目なく保障することが求められています。

以下、そのための方策について申し上げます。

#### (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ「主体的に学び、周りと対話する過程で自らの学びを深めていく授業」が求められています。そのため1人1台端末の活用を一層

進め、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実への授業改善および端末を活用した家庭学習を推進してまいります。

学習の定着を把握する手立てとして、標茶町学力サポートプラン（標準学力調査）や全国学力・学習状況調査、北海道チャレンジテスト等を継続的に実施してまいります。

また、児童生徒の学習状況を的確に把握することで、実効性のある学力向上プランを策定し、検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

英語力向上につきましては、今年度も外国語指導助手2名を町内の認定こども園に派遣することに加え、小学校1・2年生における外国語活動を継続し、幼児から系統的に生きた英語に触れる機会を充実させます。また、道教委の事業である小学校英検ESG、中学校英検IBAを効果的に活用し、英語力の向上を図ってまいります。

## （2）生活習慣・学習習慣の確立

各家庭に「早ね、早おき、朝ごはん運動の推進」および「家庭学習習慣の確立」を呼びかけ、生活リズムチェックシート等を活用して家庭との連携を密にすることで、家庭における望ましい生活習慣と学習習慣の確立に努めてまいります。

また、「北海道学び推進月間」の標語づくりに取り組むことで、主体的に学びに向かう態度の育成を図ってまいります。

## （3）今日的な教育課題への対応

情報化社会に主体的に対応できる「情報モラル」「情報活用能力」を、授業での1人1台端末の活用場面等において育成するとともに、家庭との連携によりネットトラブル等の未然防止に努めてまいります。

また、北海道アクション・プラン（第3期）を踏まえた「標茶町働き方改革行動計画」を推進し、校務の効率化と業務の平準化・学校運営体制の見直しなどによる改善等を通して、教員の働き方の改善に努めてまいります。

### 《豊かな心の育成》

規範意識や互いの個性・立場を尊重する態度、生命を大切にして、他者を思いやる心など、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、以下の点について取り組んでまいります。

#### （1）道徳教育の充実

特別の教科である道徳を要として、学校の教育活動全体で道徳教育を進め、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とよりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていきます。

そのために、「考え、議論する道徳」の授業を充実させ、その取り組みを家庭や地域に公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」等を計画的に進めてまいります。

#### （2）いじめや不登校への対応

「標茶町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応等、「いじめ見逃しゼロ」に努めてまいります。計画的ないじめ実態調査や教育相談等を通して状況を把握したり、「SOSの出し方に関する教育」を充実したりする等、組織的できめ細かな対応をしております。また、「いじめ根絶に向けた1学校1運動」や「いじめ根絶子ども会議」「絆づくりメッセージコンクール」等の取り組みを通して、「いじめは絶対に許されない行為である」という意識の醸成を図ってまいります。

不登校への対応につきましては、各校にサポートルームを設置し、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を確保するとともに、児童生徒が安心する居場所づくりに努めます。また、幼児教育施設や民間施設との連携を密にし、小1プロブレム、中1ギャップの予防に努めるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭による専門的な相談に積極的につながることを通して未然防止および適切な支援を進めてまいります。

### (3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や確かな学力の基盤として重要な活動であることから、児童生徒が日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化や読み聞かせ、ブックトークの設定などに取り組み、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

#### 《子どもの健康な体の育成と安全》

### (1) 健康な体づくりの充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査や新体力テストの継続的な実施から児童生徒の体力の状況を的確に把握することで、実効性のある体力向上プランを策定します。各校では、運動の楽しさに触れ、子どもたちが進んで運動に親しむ授業を通して、児童生徒の運動習慣・体力向上に向けた取り組みを進めてまいります。

また、学校保健安全法が定める検診の実施や性教育、疾病予防や事故防止などの指導を通して、健康の保持増進を図ってまいります。

### (2) 安全教育の充実

学校の危機管理マニュアルに基づき、災害を想定した避難訓練や、地域と連携した「1日防災学校」等の実践的な防災訓練、熱中症対策を進め、防災体制の整備や自らの身を守るために必要な能力の育成に努めてまいります。

また、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づいた校外や登下校時の安全対策、不審者侵入時の退避行動について学ぶ防犯教室の実施を、関係機関と連携して取り組んでまいります。

さらに、各校では月2回の「ネットパトロール」を実施し、インターネット上で児童生徒がいじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないように、未然防止・早期発見・早期対応を行ってまいります。

### (3) 食育の充実

「標茶高校と連携した食育推進事業」の実施や、栄養教諭による食育などを通して、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進してまいります。

また、標茶高校への給食提供や、地場産品の活用、衛生管理および栄養バランスに留意した献立など、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努め、町内小中学校の児童生徒の給食費の無償化を継続し、子育て世帯の支援を実施してまいります。

#### 《特別支援教育》

子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、特別支援教育コーディネーターが中心となり、個別の教育支援計画を活用して組織的な支援に取り組むとともに、特別支援教育支援員の配置や「標茶町特別支援教育マップ」を作成し、支援環境を整備してまいります。

また、関係機関が連携する標茶町特別支援教育連絡協議会の活動を支援し、特別な支援を必要とする子どもへの適切な指導の充実に努めてまいります。

#### 《幼児教育》

幼児期は、次代を担う子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であります。幼児教育と小学校教育の円滑な接続のもと、認定こども園や保育園等との連携に努めてまいります。また、今年度も認定こども園への定期的な外国語指導助手の派遣を継続し、幼児期からの外国語活動を充実させてまいります。

#### 《教育環境の整備》

各学校の教育効果の向上を図るため、児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、「学校適正配置計画」を基本に、学校、家庭や地域への情報提供を行い、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制をより緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

学校施設等の整備につきましては、「標茶町学校施設個別施設計画」を基本とし、財政状況を踏まえて、教育環境の質的向上や改修の検討を進めてまいります。暑さ対策につきましては、「町有施設冷房設備設置方針」に基づき、各校にスポットクーラーの設置を進めてまいります。

また、教育振興対策事業および学習教材費サポート事業により、引き続き学校における教材費等を公費負担とし、父母負担の軽減を図ってまいります。

標茶高等学校は、町内における社会に人材を送り出す最終段階の教育の場であり、小・中・高一貫した教育環境を整える上で、その役割は重要です。引き続き、教育振興会を通して支援を行うとともに、標茶高等学校が持つ教育的価値を町内外に広く発信する取り組みを進めてまいります。

## 2. 生涯学習、芸術文化・スポーツの充実

令和7年度は、標茶町社会教育第9次中期計画の3年目になります。

すべての町民が、生涯にわたりあらゆる機会と場所において、学ぶことができるような活動の場と情報の提供を行い、学んだ知識や技能を生かした社会活動を奨励し、誰もが心豊かな人生を送るための環境づくりに努めてまいります。

#### 《家庭教育への支援》

子育て支援センターをはじめとする関係機関と連携し、乳幼児期からの親子のふれあいや豊かな情操を身につけるための支援に努めてまいります。

#### 《青少年教育の充実》

子どもたちの多様な学びや体験活動に対する意識を高め、「望ましい生活習慣」の定着に向けた取り組みの推進を図るため、各学校や各関係団体等と連携して「しべちゃアドベンチャースクール」をはじめ、各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。

また、20歳を対象とした「20歳のつどい」交流会の開催を引き続き支援してまいります。

#### 《成人教育の充実》

公民館等を中心に住民ニーズの把握に努め、趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業を推進してまいります。

また、女性のつどいや男女平等参画集会をはじめ、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

#### 《高齢者教育の充実》

趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しみ、健やかで充実した生活を営むことができるよう「たんちょう大学」や地域の交流の場である公民館講座等、学べる機会を提供してまいります。

また、健康相談や軽体操、ゲーム等を取り入れ、情報交換の場として楽しめるよう地域ふれあいサロンを実施してまいります。

#### 《図書館活動の充実》

「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点に、図書館システムを活用しながら進めてまいります。

また、11万冊を超える蔵書を多くの方に利用していただけるようなイベントや展示を行うとともに、来館が難しい方には、図書館バスによる定期巡回時の訪問や公民館等の拠点箇所への定期配本に努めてまいります。

第2次標茶町子どもの読書活動推進計画に基づいた学校への配本や読み聞かせ、町保健福祉課と連携したブックスタート事業等を継続してまいります。

#### 《博物館機能の充実、文化財の保護と活用》

標茶町博物館は、博物館機能である「収集と整理・保管」、「公開と展示」、「普及と教育」、「調査と研究」に加え、各学校や公民館等と連携した学習会、講座の開催、ボランティアの育成等に取り組んでまいります。

また、標茶町アイヌ施策推進事業計画に基づき、本町に存するアイヌの歴史や文化等にふれる機会を提供し、情報発信に努めてまいります。

#### 《文化の振興、スポーツの推進》

文化の振興につきましては、標茶町文化協会をはじめ、公民館等町内の社会教育施設を活動拠点とする団体と連携を図り、活動発表の場である文化祭や総合文化祭の開催、町民有志で構成する町文化講演会等へ支援を行うとともに、文化バス事業として、近隣市町村で開催する芸術鑑賞等の機会を提供してまいります。

スポーツの推進につきましては、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるよう、標茶町スポーツ協会や各スポーツ団体、障がい者団体等と連携を図り支援してまいります。スポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及、スポーツ団体指導者の育成等、町民の健康増進に努めてまいります。駅伝競走大会をはじめとするスポーツ大会や教室等を推進し、全道・全国大会等へ出場権を得た団体や個人にはスポーツ振興助成金による支援に努めてまいります。

また、部活動の地域展開として、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、休日の部活動の指導体制を整備し、平日も含めた体制構築に努めてまいります。

以上、令和7年度の教育行政執行に当たって基本方針を申し上げましたが、本年度も本町教育の充実・発展に向けて全力を尽くしてまいります。

町民の皆様ならびに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で、施政方針を終わります。

#### ◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項、塘路・茅沼地区の地域振興の現状と課題について。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時・場所は、令和6年11月15日標茶町役場議員室、令和7年1月10日ニタイ・ト、ぽん・ぽんゆ、標茶町役場議員室、令和7年2月13日標茶町役場議員室。

調査事項でございますが、塘路・茅沼地区の地域振興の現状と課題についてでございます。

出席者は記載のとおりでございます。

#### 3. 調査の経過及び内容について

提示された資料に基づき、説明を受け質疑を行っております。また、塘路・茅沼地区の

施設の視察と説明を受けております。

主な内容説明であります。

・現在、町内3か所においてお試し暮らし事業が行われております。令和5年度は17組延べ35名が延べ日数264日間、利用されております。うち塘路地区では、12組延べ27名が170日間利用しております。令和6年度、これは昨年の11月5日現在でございますが、16組延べ43名が利用しております。うち塘路地区では13組延べ38名が203日間利用しております。

・移住政策については、塘路地区未利用地7筆を移住者向けに販売しております。移住応援給付金・移住促進住宅を設定し、道外での移住相談会やメディア広告で発信しております。

・塘路地区の利便性向上のため出前商店街を実施しております。

・塘路にあるニタイ・トを視察しております。来場者の動向、年間を通してのイベントについて説明を受けております。茅沼にあるぽん・ぽんゆの視察では、来客者の動向や今後の展望についての説明を受けております。

#### 4. 委員会の所見

・塘路・茅沼地区における住環境・観光資源の潜在価値を改めて認識するところであり、塘路地区における移住推進を図っているところではありますが、自然に囲まれた緑豊かな生活を送れる場所として最適であると考えております。本町市街地までは、車で25分程度と距離はありますが、その分釧路市、たんちょう空港までのアクセスが良い立地があります。

・その反面、塘路地区に日用品を購入できる商店がなく生活サイクルに工夫を要するところでもあります。

・近くにはニタイ・ト、カヌー施設、キャンプ場、展望台があり、観光客も散見されております。特にニタイ・トの展示物は標茶の歴史を知るうえで非常に価値があるものと再認識しております。しかし、ニタイ・トが出来て以降、元標茶集治監の建物が利用されておらず、歴史的価値を鑑みるのであれば展示物を設置し見学できるようにすべきであると考えます。

・茅沼地区においては、昨年ぽん・ぽんゆが営業を開始したところでもあります。著名な建築家・デザイナーの助力により、自然に溶け込んだ癒しの空間が来客者を迎え入れております。日帰り入浴も利用でき、町民は700円で利用できます。

・新しい宿泊施設には標茶の観光の将来を期待するところでもあります。しかし、継続的な観光振興を考える上で、宿泊施設単体での集客には限界があると感じております。標茶の自然を生かした展望スポットや、観光客が利用できるカヌー、ボート乗り場の設備、林道を生かした乗馬体験など、持続的な観光産業の推進・観光資源の整備が必要であると考えます。そのためには町内業者を交え、ビジネスとして成立するスキームを組み立てていく作業が必要であると考えます。

・昨今、少子高齢化・人口減少が大きな課題となっておりますが、塘路・茅沼地区も例外ではありません。しかし、その塘路・茅沼地区には歴史的価値や豊富な自然環境があり、魅力あるエリアと認識しているところであります。今後の振興施策によっては人口増加・観光拠点としての確立が期待できるところであります。

・そのためには、塘路・茅沼地区の移住政策においては、宣伝広告におけるイメージ戦略の徹底、受け入れ態勢のシームレス化。観光産業においては、地元商工団体をはじめとする各団体・企業と連携し、明確なビジョンをもとに、インフラ整備、イベント、宣伝広告に注力していく必要があると考えます。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告をいたします。

調査事項、学童保育の現状と課題についてでございます。

厚生文教委員会所管事務調査報告書

（1）調査日時、令和6年10月25日午後2時から、調査場所、虹別学童保育所、標茶学童保育所。

（2）調査日時、令和6年10月30日午後2時から、調査場所、塘路学童保育所。

（3）調査日時、令和6年11月25日午後2時から、調査場所、磯分内学童保育所、中茶安別学童保育所。

（4）調査日時、令和7年2月3日午前10時から、調査場所、標茶町役場議員室。

1. 出席者、これにつきましては下記のとおりでございますのでお目通し願いたいと思っております。

2. 調査事項、学童保育の現状と課題について。

3. 調査の経過と内容

調査と経過については、資料をお配りしておりますので、ご参照願いたいと思います。各学童保育所の視察についてでございます。

各学童保育所の視察については、配布資料のとおりであります。また、各地区学童保育所の登録児童数、予算、保護者負担などは配布した事務調査の資料等を参照していただきたい。

#### 4. 委員会の所見

・公立民営といった委託契約の形をとっているが、基本的には町が責任を持つべきで、児童福祉の一環として積極的にかかわりを持つべきと思うところであります。

・各地区の保育内容に違いがあります。それが地域の特性を生かした内容であると考えております。

・設置場所について、できるだけ通いやすいところが良いと考えております。標茶学童保育所は、近くに公園などがあり、児童の活動に大変良いと思います。児童館と併設していることや雨の日など建物が狭いのではないかと考えております。また、市街地以外の学童保育所は地域の行事などがある場合に使えないなどの課題があります。また、学童保育所と児童館とは目的が違いますので、分離することが望ましいかと思っております。

・各地区の学童保育所の情報交換・研修を含めた交流・懇談を運営委員会、町、指導者の三者で持つて行くことも必要であると考えます。

・有資格者の養成に力を入れるべきであると思っております。加算も付くので、町が研修費用の負担をするべきであると思っております。また、指導員の不足も大きな課題であり、処遇改善も含めて検討すべきであると思っております。

・各地区学童保育所から町に対して、「保護者を交えたイベントに行事バスをさらに利用したい」あるいは「エアコンを設置してほしい」などの要望がありました。行事バスの利用などは、各地区合同の利用があってもよいと考えております。町は希望を尊重していただきたい。

・各地区の保護者負担については、子育て支援に係る各種費用が無償化されていることから無償とし、必要経費については町が負担すべきと考えております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○9番（松下哲也君） この資料によりますと、今、本町では全児童数の約28%がこの学童保育所に通っており、また、この学童保育所の運営は公設民営化であくまでも民間で行っているという中で、また、そのあとで保護者の負担が月5,000円、プラスおやつ代1,000円、計6,000円である。それが国や道の補助金を活用することとして、月1,000円のおやつ代を保護者から負担していただいていると、そういう捉え方で1点、最後の行、各地区の保護者負担については、子育て支援に係る各種費用が無償化されております。これは本

町のいろいろな子育て支援対策においては、いろいろな形で無償化だとか、また住民税非課税世帯に対してもいろいろな補助だとか、そういった子育て支援の対策は取られている。その中で、あくまでも公設民営の中で28%の児童に対しての必要経費については町が負担すべきと。ましてやこれがおやつ代であるということに対しての見解はどのように捉えてこのようになったのかご説明をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） まず初めに、各地域の学童保育について、標茶町は5か所ありまして、それぞれの地域の特性にあわせて運営をしております。それは行政と各地域にある運営委員会が母体となって相互の契約の中で実行しております。また、各種負担については、原則的におやつ代は1か月あたり1,000円程度、あるいは3,000円というそれぞれの地域において異なっております。それは各運営委員会が会議を開きまして、その中で決定しており、中には無償というところもございます。

最後の質問ですけれども、その保護者負担については、この一番最後の項目にも述べておりますとおり、いろんな、こうした支援につきましては、無償化ということが一つの世の中の流れとなっております。したがって、本町においてもこの学童保育については、子どもの健全性を主眼に置いた時にはこの無償化するものが充当するべきではないかということを考えてところであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時15分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎陳情第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から標茶町議会会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 陳情審査報告。本委員会に付託された陳情は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告します。

陳情第 1 号

公募に拠らない図書館長任用手続きに係る調査を求める陳情  
審査の結果、不採択とすべきもの。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君） 今、委員長の報告がございましたけれども、私は員外委員であって、傍聴に参加できませんでしたので、どういう議論がされたのか、あるいは陳情者に対してどういう質疑が交わされたのか、伺えればと思います。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 本委員会では、陳情者に証人喚問という形で出向いていただきまして説明を受けております。質疑の中というのは、それぞれ委員会委員の方からはことの経緯を求める質問がございました。また、委員会の方でのこの結論に至った主な理由として、本案件に関してはすでにもう町の方で調査しているというところで今回の案件を取り扱うにふさわしくないということでの判断に至った経緯がございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 鈴木議員と同じように、私も員外委員として総務経済委員会に出席させていただいておりましたけれども、途中で退席しておりますので、その後の議論について、基本的なことを 1 点、それからもう 1 つ、ですから合計 2 点、確認させていただきます。

その総務経済委員会の中での議論、各委員の発言の中で町長の権限で行う人事ということと、それから法律や条例、規則に基づいて行う任用という行為が混同されていたように感じました。その点について、委員会として正しい認識を確認し、共有した上で、今回、不採択という判断に至ったのでしょうか。これが 1 点。

もう 1 点は、町が手続きに誤りがあって、原因は思い込みであったというふうにこれまでできてきています。しかし、それ以外の町民からのいくつかの疑問には、これは答えていません。そういった経過にもかかわらず、今回、調査の必要なしとすることは、今後、税や年金、医療といった町民にとって、身近で切実な案件に疑義が生じても対応しなくてもよいということになってしまうのではないのでしょうか。議会による監視や、町民の大切な権利を否定することにもなりかねませんが、そこに関する委員会としての認識はどういった

ことになりますか。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） まず初めに、先ほどの答弁に関してでございますけれども、本委員会を開いた時に、休憩をしております。その中で、各委員が発言しているわけですので、議事録にありませんので、先ほどの私の説明は撤回させていただきます。今の類瀬議員からの質問も同様に、休憩中に話をしておりますけれども、簡単に申し上げますと、正式な形での記録というところで言いますと、話し合いは存在しないこととなりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そうだとしても、人事と任用ということの意味が大きく異なるということは判断の基準になるわけですが、そこはきちんと認識されていたということでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 休憩中にそういった分野、そういった部分に関しての議論もございましたけれども、認識うんぬんに関しては、当委員会として議論はしておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 2点目の質問に答えていただけていないものですから、再質問ということではなくて、2点目の答えていただけていない部分、要するに今回の任用というようなことではなくて、税であるとか、年金であるとか、医療とかそういった問題で町民にとって疑義が生じたときにそれについてもそういった調査をしなくていいということになってしまうのではないかという質問に答えていただけていません。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 今の質問にお答えいたしますが、今回の案件とは関係のないこととございまして、当委員会ではそういった話はしておりません。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） ちょっと食い違いがあるのですが、要するに議会による監視であるとか、この陳情というのは町民にとって、非常に大切な民主主義の根幹にかかわるような権利でありますから、そういったことを否定することになりはしませんかという問いでございます。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 本委員会は議会より付託を受けて審査をしております。あくまでも、ルールに則った上での審査ということとでございますので、ご理解願います。先ほど類瀬議員が申し上げた他の件のものはどういう扱いなのかという件に関しては、その時々での議会での判断となることをご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 審査の件名ですが、「公募に抛らない図書館長任用手続きに係る調査を求める陳情について」というものが出されました。審査した結果、不採択すべきものという結論を出したのですね。そこで聞きたいことは、不採択となった根拠なのです。どうして不採択になったのか。委員長は町がすでに調査しているからということをおっしゃいますが、そういうことではなくて、調査の内容が妥当であったかどうかということなのだと思うのです。ですから、私の経験則でいえば人事ということはきちんと条例で定められた範疇で行われるべきもので、今回のものは違うのではないかという気持ちも持っています。それで、委員長にお聞きしたいことは、不採択となった根拠を端的に、簡単に教えてもらえればと。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 不採択になった端的な理由をということで質問をいただいておりますけれども、あくまでも、先ほど鈴木議員の質問に対してと同じように、休憩中の間での議論の中で決定に及んだという経緯がございます。それを踏まえた上で、先ほど撤回したとは言いましたが、既に町の方が調査をしております。それによって、町の方では答えを出しております。そういったところで、我々が新たにまた調査をするかしないかという、我々が携わることが適切ではないという判断に至ったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） それじゃあ委員会としての審査というものは何なのだという話でしょ。町に対する陳情の内容を審査して、その根拠というものがこれこれこういうことでということになればなかなか納得がいかないですよ。既に町が調査しているというのは、内容とかかわらないと思うのです。ですから、審査で陳情を不採択とした結論に至ったその根拠というものは何なのかということをもう一度ちょっと聞きたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 先ほども申し上げましたが、本委員会では取り扱う案件としてはふさわしくないという判断に至りました。ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 議会で総務経済委員会に付託したわけでしょ。今、委員長から総

務経済委員会で審査する内容としてはふさわしくないというのは、全然、おかしいんじゃないですか。議長、どうですか。だって付託は議会で決まったわけですよね。まあ、休憩でもいいですけど。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時51分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は不採択すべきものでありますが、陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時53分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第1号に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって陳情第1号は採択と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

5番・鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） それでは、通告に従いまして1つ質問をいたします。

防犯対策のためにカメラ付きインターホンの設置をとということです。

平成13年頃に建設された磯分内地区の公営住宅居住者の方より、玄関にカメラ付きインターホンを設置してほしいとの相談がありました。今、設置されているもの場合は、来客対応のときには玄関まで出ていかなければならず、年齢とともにその行動も大変になってきているとのことでした。

また、現在、社会問題にもなっている窃盗や匿名・流動型犯罪等も増えてきております。町民生活の安心・安全確保と財産を守るためにも、カメラ付きインターホンの設置をするべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の防犯対策のためカメラ付きインターホンの設置をとのご質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、高齢者住宅などを狙った強盗などの犯罪が、毎日のようにニュース報道され、大きな社会問題となっていることから、公営住宅においても防犯対策の必要性については課題と認識しております。

公営住宅においては、「共同住宅に係る防犯上の留意事項及び防犯に配慮した公営住宅に係る設計指針について」を参照し、インターホン設置について住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものとなっておりますが、本町独自の取り組みとしまして、平成16年度以降に新たに建設、もしくは大規模改修をした住戸にはカメラ付きインターホンを取付け、防犯性向上に努めております。

今後も、改修に合わせてカメラ付きインターホンの取り付けを進めるとともに、改修予定のない住戸についても取付けを検討してまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 町長からはちょっと前向きな答弁をいただきましたけれども、本当にこの防犯対策ということにつきましては、玄関まで出ていくことがもう億劫になるので、施錠をしないでそのまま玄関を開けっ放しにしているというところもありまして、これは本当に非常に防犯的にもまずいかなということもあり、あと、玄関ののぞき穴といったらいいのですか、中から外を見る穴が、あれは意外と外側から覗くと部屋の中が結構広い視野で見えてしまうということもあって、それを見られるのが嫌なのでといって、中側からカバーをしている人もいたのです。

そういう部分で、皆さん住民の方々、それぞれ防犯に対して意識はあるのですけれども、

やはり年齢とともに、そういうところがなかなかうまくできないでいる状況ということもありましたし、あと、今、私が言いました磯分内公住だったのですけれども、その川上公住の平家も、ほとんどがインターホンというか、カメラ付きではありません。やはり中に住んでいる方は、相当耳が遠い方もおりまして、中と外との来客とのやりとりも、外にいる人が相当大きな声を出さないと中の人に通じない。でも、それもまた外から見ている人にしてはちょっと、ということもありまして、この改修に合わせて検討というふうに、今、町長は言っていただきましたけれども、こういう防犯対策の意味からしても、できるだけ早く改修をできないかと、前倒しというのも何か変なのですけれども、その改修に合わせてとなると私が、今、言った磯分内公住は改修の優先順位としては、あと何年後ぐらいに改修の対象となるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

磯分内地区の公営住宅ということでしたので、磯分内地区については大規模改修の予定が今のところまだないのですけれども、先ほどの町長の答弁のところでも申しますと、今、改修計画されている部分については、改修にあわせてカメラ付きインターホンを設置していくと。あと、改修予定のないところについても、予算の関係もございまして、数も住戸も結構ございまして、すぐとはいかないかもしれないけれども、設置について検討していくということの答弁でございまして、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） わかりました。公住ということで、やはり最後までここにずっと住んでいたいという町民の思いもありますし、その中に住宅の改善事業の継続という部分も文章にもありますので、ここは本当にできるだけ早く町民の希望に応えていただけるように、前向きに取り組んでいていただきたいと思っております。本当に安心して住み続けられる公住ということで、やはり町としていろんな場所を調査していただいて、一日も早い設置というものを計画していただきたいと思っております。

質問は以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終わります。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

本町でもパートナーシップ制度の導入をということで、1つ目の質問を行いたいと思います。

昨年秋、北海道市長会は、知事に対してパートナーシップ制度の導入を求めました。パートナーシップ制度は、政令指定都市ではほぼ全てで導入され、人口カバー率は8割ぐらいになっていると聞いています。釧路管内では、釧路市が導入されており、新聞報道では厚岸町が4月から導入するとなっています。

昨年2024年3月14日、札幌高等裁判所第3民事部は、法律上同性である者同士の婚姻

を認めていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が、憲法第 24 条及び第 14 条 1 項に違反するという判決を言い渡しました。画期的な判決であります。特に憲法第 14 条は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とありますが、「結婚の自由をすべての人に」という訴訟に対する極めてわかりやすい明確な条文であると考えますが、町長のご所見を伺います。

また、戸籍上の同性カップルなどが国を訴えた裁判で、東京高等裁判所は、国に賠償を求める訴えは退けましたが、同性同士の結婚を認めない法律の規定について「差別的な取り扱いだ」として憲法に違反するという判断を示しました。この点についても町長のご所見を伺います。

これらの判決の上に立って伺いますが、日本でのパートナーシップ制度と同性婚の主な違いは、法的効力の有無と権利の保障であると思います。同性婚は法律上の婚姻関係として、例えば相続で異性婚の配偶者と同等の権利が与えられますが、一方、パートナーシップ制度は、制度を導入している自治体内の限られた範囲内で、かつ限定的な権利しか持ち得ません。例えば、公営住宅の入居申込みの要件である同居親族として同性パートナーも扱われます。また、公立病院への救急車の同乗、緊急連絡先の指定、症状の説明、面会、治療方針、手術の同意、退院時期と退院先の相談などができるなど限定的です。私は、そのほか、自治体で当面、法に触れない範囲での同性パートナーに対する様々な権利を広げ、同性の結婚生活を支援する制度が必要であると考えますが、どうですか。

パートナーシップ制度は、国ではなく、自治体が同性カップルを認め、証明書などを交付する制度であることから、本町でもこの制度の導入を決めてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、深見議員の本町でもパートナーシップ制度の導入をとのご質問にお答えします。

まずはじめに、パートナーシップ制度については、各自治体が性的少数者のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度であり、2015 年に東京都渋谷区、世田谷区を皮切りに制度が始まり、今では全国及び道内自治体の一部で導入されております。

地域社会の多様性を尊重し、性別問わず誰もが平等に生活できる環境を整えることが求められている現代において、当制度を利用する性的少数者のカップルの方々が抱く諸課題をしっかりと把握し、対応を検討していく必要があると考えております。

1 点目の憲法第 14 条及び 2 点目の同性同士の結婚を認めない法律の規定が憲法に違反するとの所見についてですが、憲法の規定や趣旨に照らし、民法や戸籍法の在り方に対しての判決と認識しているため、町としましては、こうした判決理由などを真摯に受け止めていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3 点目の同性の結婚生活を支援する制度が必要ではないかについても、また、4

点目のパートナーシップ制度の導入とあわせてお答えいたします。

現法律上では同性婚が認められていない中で、性的少数者のカップルの方々への限定的な対応の1つとして、パートナーシップ制度があると認識しております。制度を導入することにより、議員お示しのように、公営住宅の入居対象者となることや、病院等での各種対応の対象となるなど、行政サービスの一部を受け入れることができ、誰もが平等に生活できる環境を少しでも整える一方、全国、道内でもパートナーシップ制度を導入する自治体での行政サービスや諸手続が異なることから、当制度の導入自治体と協定を結ぶなど、統一的な対応が必要であると考えているところであります。

パートナーシップ制度については、制度を導入することを目的とするのではなく、対象となる性的少数者のカップルの方々が制度を利用し、パートナーとの暮らしを豊かにしていくことを目的とするため、制度導入自治体や周辺自治体とも課題や情報を共有しながら、制度設計について研究していきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 法律的に同性婚を認めないという法律があるわけですが、これについても、私はもう秒読み段階に入っているのではないかと。向こう2、3年内には、多分、政府もこれに手をつけざるを得ないと思っています。

今年の1月に、三原じゅん子共生社会担当大臣は、早期の結論をしていきたいという表明をしました。今回も議案の中で取り扱われる犯罪被害者の遺族に支払われる給付金の対象、これをめぐって事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者、私はパートナーシップだと思いますが、同性のパートナーが含まれるかどうか争点となった裁判で、最高裁判所が去年の3月、同性のパートナーも対象になり得るとの判断を示しました。この判決を受けて政府は、去年末までに同様の規定を含む法令を精査するよう各府省庁に指示していましたが、1月21日、三原じゅん子共生社会担当大臣は、たくさん法令があるわけですが、24の法令については同性のパートナーも対象に含まれ得るとの見解を既に発表いたしました。

したがって、先ほど町長のほうから検討していきたいという姿勢が示されましたが、ぜひ早めにこれを認めるという作業に入っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

私ども昨年いろいろ、釧路市さんがパートナーシップ制度をやられて、できれば単一町村でというよりは、管内でまとまってということも視野に入れながら、答弁にもございました他自治体との協定ということなのですけれども、本町で宣誓していただいて、例えば転出先がそういった協定を結ぶと、新たにそこで宣誓しなくても、そのところではパートナーシップだというふうに認定をされて、いろいろ、議員ご指摘の公営住宅とか、そういったところにもパートナーシップということ入居できるということが協定を結

ぶ意義だと思えますけれども、ただ、議員ご指摘がありましたけれども、現在の、あくまでもパートナーシップの制度というのは、自治体内の限られた範囲内という宣誓、まさにそこでありまして、例えば本町でパートナーシップ制度を宣誓しました、認めました、ただ、協定を結んでいる隣の市の市立病院でというのは、今、範囲外なのです。そういうところも含めて協定を結んで、行った先でも異性婚と同様にできるようにしていくべきであらうなという課題感を持っているところであります。

いずれにしても、まだまだ不十分なところはあると思えますけれども、法の範囲内というそういった中で、今、できること、私どもは公営住宅の入居の要件であるとか、それから、ご指摘の公立病院の保証人ですとか、救急車の同乗ですとか、そういった部分を想定しておりますが、町内でこれ以外に何かできることがないかも含めて、どうせやるのであればしっかりと異性婚と同様なサービスを提供してスタートしたいと思っておりますので、早々に何ができるのかも含めてその辺をまとめながら、そういった方々に提供させていただきながら、制度の導入については否定的ではありませんので、早く導入していきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 異性婚を待っているのではないです。できるところから始めるというのは、パートナーシップ制度のできるところから始めるということで、ぜひ、急いでいただきたいと思えます。

2つ目の質問に入りたいと思えます。

実効性ある防災・減災の整備を。

石川県輪島市は、2024年3月22日、避難生活に必要な食料などの物資を備蓄していたのは指定避難所48か所のうち22か所だったと、このほど明らかにしました。それを受けて、内閣府が全国の全ての自治体の備蓄状況を取りまとめて公表しました。各自治体の災害用備蓄は不十分なところが多く、国は十分な量の確保を働きかけることにしています。

気象庁によると、東日本大震災以降、この14年間で日本では震度6弱以上の地震が31回、これは東日本大地震も含むのですが、発生しています。能登半島地震を含め、そのうちの15回の地震は、這わなければ立ってられない震度6強の地震でした。千島海溝沿いの大地震や巨大地震の今後30年以内の発生確率は10%から20%程度に引き上げられています。これらの災害の予測について、本町はどのように捉えていますか。

2024年度補正予算で「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」が新設されました。市区町村は4,000万円が上限額で、補助率は2分の1となっています。新交付金1,000億円のうち約100億円が3月下旬に交付決定されると聞いていますが、本町は交付申請を行ったでしょうか。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の令和7年度の概算決定額は2,000億円となっています。小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては、国が徹

底的にサポートすると言明しています。7年度の予算が決まった場合、この交付金の申請を積極的にして、災害対策を含め、住民福祉や産業振興に役立てるべきと考えますが、いかがですか。

本町には、標茶町防災会議による標茶町地域防災計画がありますが、本町の防災計画は見直しの必要があると考えますが、いかがですか。

計画の見直しに当たっては、特に食料、トイレ、女性に焦点を合わせた避難所計画が重要であると考えますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の実効性ある防災・減災の整備をとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の千島海溝沿いの大地震等の発生確率が10%から20%程度に引き上げられているが、これらの災害の予測について本町はどのように捉えているのかとお尋ねですが、政府の地震調査委員会は、千島海溝沿いで発生する十勝沖地震の発生確率を「20%程度」と引き上げました。これは、従来の「10%程度」からの大幅な見直しであります。この引き上げについては、地震の発生メカニズムの過去の地震データに基づいて行われたものであり、今後の防災対策において重要な指針となります。本町としては、この情報を真摯に受け止め、地域の防災対策を一層強化する必要があると考えています。具体的には、住民への情報提供や避難訓練の実施を通じて、防災意識を高めていくことと考えているところです。また、地震発生時の迅速な対応ができるよう、関係機関との連携を強化し、住民の安全を守るための取り組みを進めていきたいと考えております。

2点目の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」が新設され、本町は交付申請を行っているかとお尋ねですが、本交付金は、令和6年度に発生した能登半島地震を踏まえ、避難所環境の改善や防災資機材の整備を目的としているもので、支援対象メニューの主な例としては、トイレカーやキッチンカー、キッチンコンテナ、シャワーカー、仮設入浴設備などとなっています。

例えば、キッチンカーを導入する場合には、平時にはキッチンカーで子供食堂を運営する団体が、災害発生時には避難所での炊き出しを支援・実施するため、自治体と災害時の応援協定を締結するなど、子育て支援等の地域創生の取り組みを行う事業者が災害対応を行うための車両購入費について補助するというように、平時の利活用と災害時の活用が見込まれるような事業に限定されております。自治体が災害のみに活用するための設備の導入については認められていないことから、現状では平時の利活用が見込めないため、本町では交付申請は行っておりません。

3点目の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」についてのお尋ねですが、交付申請をサポートするためのデジタル実装伴走支援事業に本町は申請しているところです。本事業で採択いただければ、令和7年度中に内閣府から委託を受けた専門的な企業のサポート

等をいただきながら、本町にとって最適なデジタル技術を活用した地域課題の解決、改善の取り組みについて、翌年度の交付金事業の活用に繋げていきたいと考えております。

4点目の地域防災計画の見直しについてのお尋ねですが、本計画は災害対策基本法に基づいて各地方自治体が策定する計画となっており、地域特有の災害リスクを考慮し、住民の安全を確保するため、具体的な業務や対策を定めています。地域防災計画については、災害の発生状況や社会情勢の変化に応じて見直す必要があり、特に近年の気候変動や高齢化の進展による避難行動要支援者の増加と避難支援関係者の減少など、人口動態の変化により新たなリスクが生じているため、定期的な見直しを行うことで地域の防災力を向上させることができるものと考えております。

5点目の食料、トイレ、女性に焦点を当てた避難所計画が重要であると考えているがどうかのお尋ねですが、国は、災害発生後の避難所で確保すべき生活環境を指針として定めた国際基準「スフィア基準」を踏まえつつ、避難所の在り方を見直すこととしております。

その中で、議員ご指摘の食料、トイレの確保についても焦点が当てられております。また、トイレの整備とプライバシーの確保については、避難所内の特に女性や子供にとって重要ですので、男女別のトイレを設置し、プライバシーを守るための工夫が必要と考えております。女性や子供を含めて全ての町民が安心して避難できる計画の策定に当たっては、様々な立場や幅広い世代から実際のニーズを把握することで、より実効性のある計画を策定することができるものと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 最近の日本国内で起きている災害を見ると、本当に待ったなしの課題だと思います。ぜひ、議会も力を合わせて防災・減災の取り組みをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

3点目の質問ですが、これは修学旅行についてのお尋ねになります。

地球温暖化による災害多発、コロナ、インフルエンザ等の伝染性の高い病気蔓延の中、修学旅行についての方針を伺います。

予期せぬ事態が発生し、キャンセルしなければならない場合、キャンセル料の補償はどのようなのでしょうか。その他、災害などで中止せざるを得ない場合や、インフルエンザの病気蔓延の場合も国の補償はあるのでしょうか。

旅行会社や貸切りバスの人手不足、オーバーツーリズム等の影響をどの程度把握していますか。

昨今の物価高により、保護者の修学旅行費の積立金は高くなっていないでしょうか。また、物価高による修学旅行への影響に対し、町として支援する考えはありませんか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1 番、深見議員の災害や伝染病まん延、物価高騰の中、修学旅行の在り方について聞くとお尋ねにお答えいたします。

1 点目の地球温暖化による災害多発、伝染性の高い病気まん延の中、修学旅行についての方針を質すとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、近年、国内においても地球温暖化の影響と思われる災害が多発し、また、新型コロナウイルス等の伝染性の高い病気がまん延している状況にあります。

これまで町内各校においては、修学旅行を教育的価値の高い学校行事の一環として、コロナ禍においても流行状況等を注視しながら継続して実施してまいりました。教育委員会としましても、修学旅行の集団行動を通して児童生徒が協調性を育み、見聞を広め、体験を豊かにする教育的価値の高い集団宿泊的行事であると認識しております。今後においても、感染症の流行状況や旅行先の安全性を確認しながら、各校の取り組みを支援していく方針であります。

2 点目の予期せぬ事態が発生し、キャンセルしなければならない場合、キャンセル料の補償はどうなるのか、その他、災害などで中止せざるを得ない場合や、インフルエンザの病気まん延の場合も国の補償はあるのかとお尋ねですが、予期せぬ事態によりキャンセル料が発生した場合は、事前に加入する修学旅行キャンセル保険で対応することとしております。

その他、災害やインフルエンザの病気まん延が原因で修学旅行が中止となった場合の国からの補償については、新型コロナウイルスに対する取り扱いが5類移行する前には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による支援がありましたが、現在は無いものと認識しております。

3 点目の旅行会社や貸切りバスの人手不足、オーバーツーリズム等の影響をどの程度把握しているかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、全国的に旅行会社や貸切りバスの人手不足が生じている状況にあります。

町内小学校においては、既に令和8年度以降の修学旅行の受入れについて、旅行業者から対応できないとの連絡を受けている状況にあります。このような状況を受け、校長会及び役場内で協議を行った結果、令和8年度以降の修学旅行から、町の行事バスを運行することで移動手段の確保を図ることを決定しております。

なお、オーバーツーリズムの影響については、これまで学校が旅行業者と打ち合わせを行ってきた中では、そのような声は届いておりません。

4 点目の昨今の物価高により、保護者の修学旅行費の積み立て金は高くなっていないか。また、物価高による影響に対し、町として支援する考えはないかとお尋ねですが、修学旅行に係る保護者負担については、5年前と比較してひと家庭当たり小学校で4,000円程度、中学校で1万3,000円程度の負担が増加している状況にあります。

これまで国の制度等を活用し、生活困窮世帯やへき地等級3級地の学校に通う児童生徒の保護者に対して財政支援をしてまいりましたが、今後、町の行事バスを無償で運行する

等の支援をあわせて行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の災害や伝染病まん延、物価高騰の中、修学旅行の在り方について聞くとのことのお尋ねに引き続きお答えいたします。

4点目の昨今の物価高により、保護者の修学旅行費の積み立て金は高くなっていないか。また、物価高による影響に対して、町として支援する考えはないかとのことのお尋ねですが、詳細については先ほど教育長答弁のとおりで繰り返しになりますが、町としては負担軽減対策の一環として、町の行事バスを無償で運行する支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 先ほど教育長のほうから、小学校では4,000円、中学校で1万3,000円ほどアップしていると言われましたが、町の行事バスを使ってもこれだけ上がるということでしょうか。それが1つです。

それから、文部科学省のほうでは、こういう時期なので修学旅行の時期をいろいろ考えてはどうかという投げかけがあったと思うのです。その点の修学旅行実施時期について、何か教育委員会としては考えていることがありますか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えさせていただきます。

まず、修学旅行の値上げにつきましては、令和元年度と令和6年度、単純に5年前と比較した金額でございます。町の行事バスを運行して支援した場合ということは加味しておりません。

それから、2点目の修学旅行の時期についてでございますけれども、この部分については校長会のほうで、今回、小学校の部分をお断りされたということで、そこからいろいろと協議を進めているところですが、その中に校長会がありますので、教育委員会の事務局職員も入って、いろいろとお話はさせていただいているのですけれども、まず時期をずらすだとか、そういうところまでの結論にはまだ至っておりません。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 金額について、元年度と6年度の比較でこれだけ上がっていると言われました。昨年度、6年度と今年度は変わらないですか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・富樫君。

○指導室長（富樫慎也君） お答えいたします。

まず、令和6年度の状況ですけれども、全ての学校ではございませんが、旅行会社を利用した場合のバス代ということでは、1人小学校1万8,000円程度の学校と、8,500円程度の学校がございます。これは貸切りバスですので、児童の人数によって、差が出てくる

状況でございます。よって、令和7年度……今後につきましては、町のバスを活用するという部分においては、この値段よりも大幅に減額になるのではないかと予想するところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 歯切れのいい答弁ありがとうございました。

町のバスは大丈夫かなというふうに思うのですが、今回はこれで質問を終わりたいと思います。

以上。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、深見君の一般質問を終わります。

本多君。

○3番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから、公住入居率を向上させるべきということで、町長の所見を伺いたいと思います。

標茶における人口減少、高齢化、核家族化等々による住宅問題は多岐にわたっています。

公営住宅制度は、健康で文化的な生活を営む住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に低い家賃で賃貸することになっております。国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。本町においての入居資格は、公営住宅法に定められた規定に基づき、標茶町町営住宅条例施行規則により定められております。

そこで、町長に伺います。本町の入居者、公営住宅法に定められているとはいえ、本町の実態を考えると、公営住宅法施行令第2条第2項の家賃算定基礎額にかかわる収入分位「4分位」「6分位」について、特に裁量階層の在り方を踏まえ、以下4点について伺います。

先ほども言いましたように、少子高齢化という状況の中、若い夫婦の町民が所得制限で入居できないケースがあると聞いております。なぜでしょうか。

次に、公住で空き室が20戸以上あります。これは団地によって違いますけれども、ここではある団地と言っておきますけれども、20戸以上ありますが、その解消についてどのように検討されているのでしょうか。

さらに3点目は、標茶町内への就職者に対する住宅の確保（提供）について、公住性や環境も踏まえながら、どのように考えられておりますか。

さらに4点目、インフラの老朽化は、標茶に限らず、今、どの自治体でも大変な問題に接しております。その中で、長寿命化計画の中で、今後、公住の在り方をどのように計画されているか、以上4点について伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、本多議員の公住入居率を向上させるべきとのお尋ねにお答えいたします。

公営住宅制度につきましては、議員ご案内のとおり、住宅に困窮する低額所得者に対し、

低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。そのため、入居資格者については収入制限が設けられており、公営住宅法施行令により定められた収入制限以内で、町営住宅条例により決められております。収入制限については、一般の方は月額 15 万 8,000 円、裁量階層として入居者または同居者に障がいがある場合、入居者が 60 歳以上かつ同居者がいずれも 60 歳以上または 18 歳未満であった場合、小学校就学前の児童がいる場合などについては、月額 21 万 4,000 円が制限額となっております。

1 点目の少子高齢化という状況の中で、若い夫婦の町民が所得制限で入居できないケースがあると聞いたがなぜかとお尋ねですが、先ほどの議員の質問の中にもございましたが、公営住宅制度の趣旨から、法律で定められた収入以下でなければ入居を申し込むことができないことをご理解願います。

2 点目の公住での空き室が 20 戸以上あるが、その解消についてどのように検討されているかとお尋ねですが、解消の取り組みとして、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正な管理に支障のない範囲内で、国土交通省の承認を受けたうえで公営住宅の目的外使用の取り組みを行っております。現在は民間企業の従業員住宅として 2 部屋契約されており、さらに承認申請手続きを行っている案件もございます。

また、国では、子育て世帯等が子供を産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を目的として、「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」を定めております。これは、子育て世帯は、若者夫婦世帯に対する入居条件を緩和し、裁量階層に位置づけることで、より入居しやすくするという内容で、釧路管内の自治体ではまだ行われておりませんが、本町に適した形で規則改正などを進めていく検討をしておりますのでご理解を願います。

3 点目の標茶町内への就職者に対する住宅確保（提供）について、どのように考えているかとお尋ねですが、標茶町内に就職される方が町内に在住されることが理想であります。就職される方の住宅確保につきましては、民間の賃貸住宅に空きがないといった場合には、公営住宅の目的外使用により対応できる案件もあるのではないかと考えております。

4 点目の長寿命化計画の中で、今後、公住の在り方をどのように計画されているかとお尋ねですが、長寿命化計画では、本町の将来人口の推計から、町営住宅の管理戸数を現在の 443 戸から約 380 戸にする計画としております。以前から計画されている常盤団地のほか、桜団地の 3 階建て 2 棟などの用途廃止を計画しております。残る町営住宅につきましては、計画的な改修及び修繕を行い、長寿命化に努めてまいりますのでご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○3 番（本多耕平君） 今、私の大きく 4 つに分けての質問に、町長、お答えいただきました。

まず、私もちょっと頭が、今、もわもわしているので、一点一点改めてお聞きしたいと

思います。

1 番目の少子高齢化の中、ある若い夫婦の町民が所得制限で入居できないでいるという話を、事実、私もこれは聞きました。ただ、今、世の中ではベースアップあるいは子育て支援とか、いろいろなことが様々な分野でもって報道されています。特に本町の場合には、今、若夫婦と言いましたけれども、私はこの中で、子育て支援あるいはまた物価高の中で、ご主人の働きだけでは生活が苦しい、あるいはまた人並みな生活をしたい、燃料もたきたい、しかし高い、そんなことで例えば奥さんがパートか何かでもって働いた、その合算がいわゆるこの所得制限にかかるというようなことが、それが実は問題として私は町民の方からお聞きいたしました。

その中でお聞きしたいことは、確かに国の施行条例の中でこの問題は町も決めておりますから、理解しないわけではないのですけれども、町の入居の条例、何年に改正というか、施行されていますか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

詳しい資料はないのですけれども、私の記憶の中では、平成 19 年に改正されているものと判断するものです。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3 番（本多耕平君） 前段申し上げましたように、今、時代は本当に目まぐるしく日々刻々と変わっていています。確かに国の条例の中で、本町においてもその条例を基準としてのことはわかりますけれども、平成 19 年といたら、もうかれこれ 20 年経ちますか。これは、やはり町独自でもって変わるものではないということは、私は理解いたします。その中では、自治体の中で、こういう問題があるというようなことは、ぜひ道なり国のほうへ申し上げていていただきたいのであります。

そこで、もう 1 点、この裁量階層の問題ですけれども、先ほど金額の問題が出ました。4 分位、6 分位についての、特に裁量階層の在り方を踏まえということで、私は言いました。確かに課長から資料を頂きました。この中では、確かに金額の問題、裁量の問題がありますけれども、これを町としてどのように裁量の範囲を広められるのか。例えば、15 万円幾らでしたか、その金額でしか本当に駄目なのか、あるいはまた、その裁量の範囲で、こういう若い方たちを今後のために救っていくというような何か方法はございませんか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 先ほど 2 点目の質問の町長の答弁の中に、子育て世帯の環境整備を目的として、公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領という話をいたしましたけれども、その中で子育て世帯や若者夫婦に対する入居条件を緩和するというような内容がございます。その中でいきますと、特に若者夫婦でいきますと、若者夫婦世帯、夫婦世帯のみで、国の出されたものでいくと、例えばどちらかが 39 歳というような書き方をしております。ただ、北海道では、夫婦の合計の年齢が 70 歳未満とか、その部分は自

治体の裁量で年齢とかは決めているのだと思うのですが、そういう形で、若者世帯については裁量区分にしましょうというようなものが出ていまして、先ほど町長も答弁しましたけれども、釧路管内ではまだやっている自治体、私が調べたところではないみたいなのですけれども、北海道が行っていますので、その裁量階層ということによって、裁量が6分位までの方が今度入居可能になるので、今までの15万8,000円が21万円何がしかという金額に上がる形になっていきますので、今までよりは収入があっても入居しやすい状況になっていくと判断しております。

また、この金額については、その指針の中では裁量階層を7階層まで上げてもいいようなことも載っていますが、そこについては北海道もやっていませんので、上級官庁のそういう例とかを参考にしながらという形になります。そこは条例改正が必要になりますけれども、そういうことも考えながら、そういう世帯を救えるような、あわせて子育て世帯、今までは小学校入学前の子供がいる方のところが裁量階層でしたけれども、そこでいくと、子供がいる世帯、小学生がいる世帯は裁量階層にできますよとか、18歳未満の子供が3人以上いる家庭は多子世帯として裁量階層にできますよとかというところで、国のほうではいろんな部分で緩和策を提示されておりますので、その中で町に合致するものを選びながら、標茶町としてできやすいというか、標茶町に合う形での規則改正を含めながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 課長、裁量の範囲ですけれども、まだ各自治体ではあまり見えていないというお話を聞きました。ぜひ、他市町村に先駆けて本町で、いわゆる若い人たちの定住もありましょう、子育てもありましょう、多岐にわたった問題がありますので、その辺については、課長、時間がないですけれども、よろしく願いいたしたいと思えます。

さらに、先ほども申し上げましたけれども、建設課長には忙しい中、ちょっとデータを調べていただきました。町内の入居者年齢です。過去3年に分けて、データを調べていただきたいということでお聞きいたしました。

これは各団地によって違いますけれども、30代というのがほとんど、20戸足らずです。これはある団地ですけれども、以下、30歳以上39歳以下が32戸、40歳以上49歳以下が51戸、50歳以上59歳以下が51戸、60歳から64歳までが41戸、65歳から69歳が44戸、70歳以上90戸。ということは、各団地、虹別、磯分内、それから市街、常盤はあのような状態ですから、今、もう閉鎖ということになっていくと思えますけれども、公住になりますとあと桜までです。さっき言いました、その若い方々がほとんど入れていない。これは、前段申し上げましたように、これからの標茶を担う若い方々です。子育ても大事です。いろいろ事情もありましょうけれども、ぜひ、さっき言いましたように、各自治体がやっぱり先になって公住の規則、規制についての在り方を、一日も早く若い方々が住めるような、そんな状態にしていきたい。特にお年寄りの方が非常に多くなっています。さっき申し上げましたように、高齢化の中でこれから大変でしょうけれども、ぜひその辺

をお願いしておきたい、このように思います。

それで、もう1点、標茶町の就職者に対する住宅の確保、提供について、どのように考えているかということで、町長にお答えをいただきました。これについては、今、就職難あるいはまた人がいない、若い人がいないということで、本町においても、もしかすれば他町村から標茶に働きに来る人たちがいると思うのです。例えば、通勤できるとか、あるいはまた居住するとかというときに、もろもろのやっぱり要件が町営住宅にはかかると思いますが、ぜひそういう確保という意味で、町営住宅、公住の使用をいま一度ご検討願いたい。

さらに、インフラの老朽化ということで各自治体大変ですけれども、長寿命化計画、どのように考えておられるかということでお聞きいたしました。特に、桜団地には申し訳ないのですけれども、3階の団地がほとんど毎年20軒から25軒空いているようです。これは数字の上で出ていますから、ほらではなくて事実の数字だと思うのですけれども、これをやはりもう少し何かの形でもって有効利用できないのか。さらには、一番難しいと思うのですけれども、少子高齢化の、これからだんだん年を取っていく中で、公住の最終的な在り方、先ほど町長は、440戸から380戸ぐらい、戸数だけの問題でありますけれども、住宅の構造の問題もありましょう、先ほど鴻池議員からも、いろんなドアの問題あるいは安全の問題がありましたけれども、高齢化していく中で、これからの公住の在り方、ましてや長寿命化計画の中での改修も含めて、もう少し詳しくお話をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） まず、就職者の住宅確保の質問がございましたので、そこからですけれども、先ほど町長も答弁申し上げましたように、公住の入居条件に合わない、民間住宅も入れない、恐らく单身の方が多いと思うのですけれども、そういう場合に、先ほど申しました公営住宅の目的外使用のところで、例でいきますと、今、市外中小企業の業者の社宅としての貸出しというのでも目的外使用として認められることとなっております。そういうことであれば、事業者さんからご相談があれば場合によっては相談に乗れる場合もございますので、そういう形で住居を確保するという方法もできるのではないかと考えております。

あと、3階の空き家につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、3階が空いているのは事実で、やっぱり高齢者の世帯の方には敬遠される傾向がございます。そこで、若者世帯が入っていただけると3階でも問題ないということもございますので、先ほど入居条件の緩和によって、3階を利用される方が出てくれば幸いですし、有効利用につきましては、そのほかにも先ほど申しましたように、社宅とかということの利用も可能ではございますので、そういう町内の需要を見ながら、目的外使用も含めて検討していければいいのかなと思っています。

また、構造を含めた将来の形はどう考えているかということについては、ちょっと難しい話なのですけれども、今、コンクリート建ての3階建てにつきましては、コンクリート

構造物ですので、建物自体の寿命は 70 年とされています。その部分で、約半分の 30 年が経過している時点で大規模改修をして長寿命化を図っているため、次の公住になっていくときには階層の低い住宅、例えば 1 階建て、2 階建てぐらいの住宅のほうに建て替えていくという方向もあるかもしれませんが、今の長寿命化計画の中では、今ある既存の住宅を長持ちさせようという形でございますので、今後この先の長寿命化計画の中で古くなってきた住宅についてどうしていくかという検討になっていくかと思っておりますので、今、ここでどうこうできるということについてはお答えできないことをご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3 番（本多耕平君） それでは、私の最後の意見になります。ご答弁は結構です。

今、町長あるいはまた課長のお話を聞きました。確かに高度成長期に公営住宅もどんどん建ちましたし、人口もいました。しかしながら、現状あるいはまた将来を見るとときに、本当に今の公住の在り方でいいのかなということは、多分皆さんが痛感していると思うのです。そんな中で、繰り返しますけれども、いわゆる住宅難民が出ないような、あるいはまた若い方々あるいはお年寄りの方々が、3 階に住めといってもお年寄りは無理でしょうけれども、ぜひそういう安心して暮らせる居住の在り方というものを、最初申し上げましたが、他町村に先駆けて標茶の住宅の在り方をご検討いただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 9 分

再開 午後 3 時 1 0 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

黒沼君。

○7 番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、質問の通告に沿って質問をしたいと存じます。

件名は、やすらぎ園の介護職員に外国人技能実習生を採用してはいかがかという題名であります。答弁をお願いするのは町長でございます。

広報しべちの報道では、やすらぎ園の介護職員の募集欄にはフルタイムが 7 名、パートでは 3 名の合計 10 名の募集案内が出ております。

やすらぎ園の介護職員の不足は常態化しておりますが、この状況に対する町長の考えを伺います。

他町村では外国人の技能実習生が介護の仕事に大勢働いている実態がございまして、本町でもこのような考えで積極的に取り組み、やすらぎ園の業務を円滑化する考えはないか

についてお尋ねします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 7番、黒沼議員のやすらぎ園の介護職員に外国人技能実習生等を採用してはとのお尋ねにお答えします。

1点目の介護職員の不足が常態化している状況に対する町長の考えを伺いますとのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、やすらぎ園の介護職員につきましては、数年前から退職者の補充が進まず、利用者の皆様の安心・安全を確保するために、新規入園者を制限せざるを得ない状況が続いていることはご案内のとおりであります。町民の皆さんが将来にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを望んでいるということは言うまでもありません。それだけに、やすらぎ園に対する期待は大きいと理解しておりますので、現在の介護職員の不足は大きな課題であり、課題解決に向け、方策の検討を引き続き進めていかなければならないと考えているところであります。

2点目の他町村では外国人の技能実習生が介護の仕事に大勢働いている実態があり、本町でも積極的に取り組み、やすらぎ園の業務を円滑化する考えはないかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、他町村の法人等が運営している介護施設においては、外国人技能実習生を介護職員として雇用していることは私も承知しており、現在の介護業界における人手不足の解消や業務の円滑化を図るための1つの手段として、重要な選択肢であると認識しております。

しかしながら、外国人技能実習生の受入れについては、いくつかの課題も存在します。例えば、言語の壁や文化の違いなどから来るコミュニケーションの難しさ、また、日本人が従事する報酬に加えて、管理費用等の経費の増加、雇用期間が最長で5年間であることなどが挙げられますが、今後、やすらぎ園での外国人技能実習生の採用に当たっては、導入している他町村の事業所の事例などを参考にしながら、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 今、町長から技能実習生を受け入れることに前向きな見解が示されまして、そうあってほしいなというのが私の受け取り方です。

本町では、農業関係、修理工場とか、建設業とか、他の業種でも、私が聞いたところでは合計125名ぐらい町内に、現在、働いておられます。農業団体、農家ですが、農家、畜産業については60名、かなりの方の評判がいいです。真面目に朝早くからやってくれると、こんなありがたいことはないというお話も私は伺っているので、確かに給料は会計任用職員よりも高く支払わなければならないと思いますけれども、ここに至っては、10人採用しなさいという大きな目標を私は申しませんが、やっぱり試行期間として2人や3人、ぜひ働いてもらって、その方々が一生懸命やってくれればいいと思いますから、ぜひそれをお願いしたいと思います。

やはり言葉とか住むところがいろいろ問題というか、難しいということは聞いていますけれども、それはやはりやすらぎ園の施設長とか課長さんとか、そういう方々が親身に、片言のベトナム語とかフィリピン語を覚えて優しく接するような努力は、これはもうどこでもやっていますから、そういう勉強もしてほしいと、こう思います。私の具体的な考えについて、園長から質問、答えが得られればよいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この外国人技能実習生の受入れの関係につきましても、私も以前からいろいろと紹介会社の方からお話を聞きながら勉強をさせていただいております。また、釧路・根室管内の老施協という組織があるのですけれども、私たちやすらぎ園もその組織に加盟していますけれども、年に数回集まって、いろいろな情報交換、情報交流する場面があります。

先ほど町長からも答弁がありましたように、管内で法人運営している介護施設は、もう大半が、今、外国人技能実習生を介護員として採用、雇用していますので、その中でいろんなお話を聞く機会がございます。今、議員ご指摘あったように、若い技能実習生が本当に一生懸命働いてくれているのだというお話も聞いておりますので、これからもその受け入れを前向きに考えながら研究を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君） 前向きな答弁がいただけましたので、これで終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で7番、黒沼君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 通告してあります2点について、お伺いしたいと思います。

まず1点目、釧路湿原かや沼観光宿泊施設についてお伺いをいたします。

国立公園唯一の温泉宿泊施設として昨年9月30日にオープン以来、5か月間が経過をいたしました。国道391から見える夜の施設は、2階の明るさは見えず、1階のレストラン、ロビー、お風呂等の明るさだけのように見えております。これまでの宿泊利用者数及び日帰り利用者数の利用状況はどのようになっておりますか、伺います。

冬期間の利用者は減少するとのことですが、当初の計画どおりの利用者数なのかもあわせて伺います。

宿泊利用者や日帰り入浴利用者から様々な要望等が施設や町に寄せられていると思いますが、どのような声が寄せられておりますか。特に日帰り入浴利用者からは、食事を取ることができなく残念との声が多く寄せられました。聞くところによりますと、4月から日帰り利用者にもレストランで食事ができるようになるかと聞いておりますが、食事の開始はできるのでしょうか。お伺いをいたします。

3月広報誌には日帰りの客のレストラン利用開始の掲載はされておりましたが、どのように周知をしていくのかもあわせて伺います。

また、日帰り入浴利用者からは、入浴時間が午後8時までとなっているために、仕事が終わってから利用したくても、特にサウナですが、サウナ利用者からは、ゆっくりと利用できないとの声も寄せられております。入浴時間の拡大、特に終了時間の延長について見直す必要があるとも考えますがいかがですか。お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の鉏路湿原かや沼宿泊観光施設についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目のこれまでの利用状況を伺う、当初の計画どおりの利用者数なのかとのお尋ねですが、グランドオープン後の10月から2月末までの客室稼働率は、速報値で月平均28.2%、延べ宿泊者数は1,169人となっております。

町では想定する数字を設定しておりませんが、指定管理者が作成している収支計画では、客室稼働率で月平均52.4%、延べ宿泊客数を2,255人と想定しておりました。また、日帰り利用ですが、10月から2月末までの利用人数は延べ9,316名で、内訳としましては、町内利用者が1,564名、町外利用者が7,752名と、町外の利用が約83.2%と大半を占めている状況で、収支計画では延べ1万5,675人と想定していたところであります。

2点目のレストランの開始が4月から行われると聞いているが事実か、また、日帰り入浴時間の拡大、特に終了時間の延長について見直しする必要があると考えるのがいかかとお尋ねですが、レストランの運営については、町としても指定管理者にお願いしているところですが、4月9日より11時30分から14時30分までの3時間程度でランチの提供ができるように準備を進めており、メニューの内容としましては、ラーメン、ビーフカレー、ハヤシライス、海鮮丼のほか、土日祝日限定でおすすめランチの提供を検討しているところであります。告知につきましては、折り込みチラシ等で3月中旬以降に計画していると指定管理者から報告を受けており、オペレーションがスムーズに回るようになれば、提供メニューを増やすことも検討していると伺っているところであります。

日帰り入浴時間は現在11時から20時までとしておりますが、利用時間の拡大につきましては、利用者のご意見や利用状況を分析しながら指定管理者と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 残念ながら、10月から2月までの泊まり客の稼働率が28.2%は、せっかく町長の肝煎りでオープンしたのにこのぐらいの利用者だということは悲しいですよね。正直言って、これから先もどうなるのかということは私自身も不安に感じております。以前の二の舞にならないような、そんな努力をもちろん町民も含めてしていかなければならないなと思っているのです。

まず、利用状況についてはわかりましたけれども、これから先の4月から宿泊も含めて伸びるのかなという期待を込めるのですが、どのようにPRといたしますか、さらにしていくのか、今までの人数では本当に経営にも大きく影響を与えているのではないかと思いますけれども、広報だけで利用を呼びかけるのか、そんなことにはならないと思うのです。ですから、今後の利用状況のPRをどのように考えているのかを伺いと思います。

そして、日帰りの関係ですけれども、様々なご意見が寄せられました。今も寄せられておりますし、多分担当課のほうにも、たくさんのご要望あるいはご意見、不満等も寄せられているのではないかなと思っております。私自身、昨年10月4日に町民3,000円引きで宿泊させていただきました。仲間と行ったのですが、正直に言って、夜のお食事あるいは朝、とてもおいしくて大変いいなと思いつつながら、おなかもいっぱいになりました。

しかし、私に寄せられた苦情の1つには、12月の宴会、忘年会のことだと思うのですが、とにかく量が少ないと。フレンチだったのかもしれませんが、量が少なくて本当におなかがいっぱいになるなんていうものではないと、帰ってきたらおうちでご飯を食べたと、そういう訴えもありましたし、あるいは、私が一番残念だったことは、課長には申し上げたのですが、先般、歩くスキーをシラルトロ湖で行事として行いましたときに、歩くスキーの会員さんがホテルに行ってお手洗いを貸してくださいとお願いしたら、けんもほろろに、うちはホテルですからというふうにお断りされたということで、俺は二度とこの施設は利用しないと憤慨をしていたとおっしゃっていましたし、本当にいろんな声が寄せられております。

そして戻りますが、私が宿泊したお部屋はオープンしたばかりで、きれいでした。気づいた点をメモ紙で置いてきたのですが、まず1つは、ネットの書き込みにも書かれておりましたが、お部屋にガラス張りになっているお風呂があります。お部屋と浴室の浴槽、シャワーが手前にあるから浴室です、その段差がなくて湯をかぶるとお部屋にお湯がしみてきているのです。私は入りませんでしたけれども、実際に仲間が入ってみて、段差がないために床にですよ。もうびっくりしました。そういう設計はあるのかなと思いますし、当然、施設の傷みというのは進んでいくのではないかなとも思っていました。そういう意味では、どのように苦情の処理をされているのか伺いたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

たくさんご質問いただきましたので、抜けていましたらご指摘をいただきたいのですが、まず、今後のPR戦略ですけれども、今、数社のエージェントと新しい商品の開発・調整を進めているところですので、4月以降にその商品の販売が始まると聞いているところでございます。

それから、日帰りの終了の時間につきましては、私どもの観光商工課、それからぼん・ぼんゆのほうにも、直接的なご意見として延長してほしいという声は届いていないのですが、

2月27日から、ぼん・ぼんゆのほうで、今、時間帯別で日帰りのお客さんがどの程度入っているかということ进行调查していますので、先ほど町長からも答弁しましたがけれども、まず実態を把握させていただきまして、その辺はちょっと指定管理者さんと協議を進めたいと考えているところでございます。

それから、ネットの書き込み等々、これにつきましては、こちらでも確認をしております、その都度、指摘があった場所の確認をして、対応できるところにはすぐ対応するように動いているところでございます。

先ほどのお部屋のお風呂の段差の問題についてです。現状2センチ、3センチぐらいの設計なのですが、今、かまぼこ型のゴムパッキンを入れまして、お湯が入ってこないような対策をする準備をしているところでございます。

それから、宴会の料理の量につきましては、私ども聞いているのは確かに少ないというご意見もいただきますし、十分だというようなご意見もいただきます。両方のご意見をいただいておりますので、これについては、また指定管理者と改めて連絡調整会議とか日々メールのやりとり、いろんな意見交換もしていますので、もう一度お話をさせていただきたいと考えておるところでございます。

それから、歩くスキーの方のトイレの問題ですが、事実確認をさせていただきましたが、その日がちょうど火曜日の休館日で、宿泊者の方がチェックアウトした時間だったということで、その時間は、いつも鍵を閉めているわけではないのですが、自動ドアの電源を切っていたという状況で、掃除も入っている状態だったということで、お断りをさせていただいたと聞いているところでした。私たちのほうから、そういう場合も町の施設ですのでトイレを使わせてあげてくださいということで、これについてはお願いをしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 歩くスキーは、議論するつもりはないですけども、火曜日ではありません。歩くスキーの行事は土曜日に行っておりますので、土曜日の10時頃の時間帯です。そこで、残念だと思ったのは、やっぱりそういう対応をすると二度と来たくないという気持ちは、聞いている私でもわかります。いろんなお話がある中でも、例えば、職員さんの笑顔がないとか、そこまで聞かされております。

私も宿泊してからまだお風呂に行っていないのですけれども、ランチがスタートすることですから、町民なり、日帰りの釧路の方とか地方の方々の利用が増えるかと期待をするところですけども、もう1つ、お部屋の浴槽のお湯は止まらないのですか。常時24時間、あの蛇口から流しっ放しなのでしょう。というのは、多分書き込みにもあったと思うのですけれども、水の音で寝つけないというふうに言われておまして、私の同室の人は、いや、音がうるさくて寝られなかったと、そういうふうにも話しています。とにかく、構造上、柱が取れないというのはやむを得ないのかもしれないのです。ただ、四角い柱が全部ベッドの横に2本、3本、あるいはこちらのほうに1本、トイレの中にも1本

とか、角材のように角があるわけです。小さなお子さんや、あるいは陽気な気分になられた、言ってみれば酔っ払いさんなどがぶつかる可能性も非常にあるのではないかと。この柱を取れではなくて、直して角の部分を丸くできないのかとしたりもしていますので、それらもぜひ建築等々含めて検討していただきたいと思います。

それとランチの関係、本当に皆さんが望んでいたお昼の提供ができるということであれしく思っているのですけれども、さっきラーメンとかカレーとおっしゃいましたよね。それで、庶民的なメニューだと思っておりますけれども、ぜひ、これからこの宿泊施設が皆さんに、全国あるいは外国の人も含めて利用されますことを願うのですが、特に苦情等があった場合、どうすればいいのですか。担当課に言ったほうがいいのでしょうか。もしくは施設のほうの職員さんにお話ししたほうがいいのでしょうか。そこを確認しておきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） まず、先ほど笑顔がないとか職員の対応が悪いというお話だったのですが、これにつきましては、私たちのほうから札幌の本部のほうに直接、そういう声をいただいておりますということで申入れしておりますので、今後、徐々によくなっていくのではないかと期待をしているところでございます。

それから、部屋の柱、これはもう構造上、取れないということでお話をさせていただいておりますが、多少、面取りはさせていただいて、柱もちょっと磨いてはいるのですけれども、現状、あのままでお願いしたいなというところで考えておりますが、もう一度確認をさせていただきますけれども、もし、危険があるというような判断があれば、ちょっと私のほうだけでは判断できませんので、建築サイドともう一度確認をさせていただきたいと思っております。

それから、お風呂、部屋の浴槽ですけれども、多分止められなかったというふうな記憶をしています。うるさいというお話も聞いていますので、現在、お湯の出口にカバーをしまして、多少音が静かになるような対応をしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 10月4日、5日に利用してからお部屋を覗いたことはありませんから、どのように改善されたのかは理解していませんけれども、行ったらお部屋の水は出ない、蛇口からはお湯が出た、そんなことでした。それはすぐに改善されましたけれども、あるいはテレビをベッドの上から見られない、全部のお部屋かはわかりませんが、風呂側の壁にあって、ベッドの横からは全くテレビが見られない状態。今、どこのホテルでも寝ながらテレビを見られるという、そういう状態です。そういうことも含めて、ぜひ、ご検討していただき、そしてさらに、せっかくできた施設ですから、皆さんで利用できて、よかったと言われる施設になれるように、私自身もPRをしていきたいと思っておりますけれども、行政側も頑張ってくださいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 申し訳ございません。先ほど答弁漏れが1つありまして、苦情の申入れ先、これは私どものほうでもよろしいですし、ぼん・ぼんゆに直接言っていただけでも、それは情報共有しますので、どちらでもよろしいです。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 若干、従業者の教育の関係で補足をさせてもらいたいのですけれども、先だって本社の方とお話をする機会がありました。この間の利用者数のことを踏まえて、この先強化しなければならないというところで、教育についても慣れが生じてとか、いろいろなことが考えられるのだけれども、そういう指摘を踏まえて、再度、社員教育をしっかりとしながら、ホスピタリティーを上げていきたいというお話をいただいております。

それから、宣伝の関係で言うと、先ほど課長からエージェントの話がありましたけれども、SNSなどを活用した宣伝という部分について言うと、ここの現地だけではなくて、東京本社のほうも動きながら広告のほうに力を入れて、稼働率の向上を目指していきたいという、そういうお話もいただいております。

昼食の提供も、もともとこちらのほうで要望していた事項ではあるのですが、分析として日帰り入浴客の伸びがない、若干減ってきているというところについては、そういったこともあるのだろうというところで、検討の上、先ほど町長が答弁あったとおり、4月9日を、今、目指してやっているというところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） それでは、次に移らせていただきます。

フッ化物洗口の中止を求めるものです。

またやるのか、しつこいという声が前回も聞かれましたし、言われましたし、この問題についてはこれまでの一般質問で何度か取り上げ、フッ素は人体への悪影響があると言われていたことから、フッ化物洗口の中止を求めてきました。

前町長も、自然界にも存在するとの答弁で、理事者の理解を得られておりませんが、先頃、フッ化物洗口が健康被害を引き起こすおそれがあると指摘する歯科医のお話を聞く機会がありました。子供たちの将来の健康被害のリスクを少しでも減らしたいとの思いから、改めて取り上げさせていただきます。

フッ素は、多くは岩石の形で存在し、水晶石、雲母鉱物に含まれ、特に蛍石は鉄鉱石やボーキサイトに混ぜて鉄やアルミニウムの製錬に用いられてきました。自然界では土壌に最も多く含まれ、海水中にはフッ化物、無機化合物としてフッ素が溶解しており、食品にも含まれていることは承知をしております。最近、有機フッ素化合物、PFASで、発がん性が疑われると岡山県吉備中央町の浄水場で問題になっていました。

北海道教育委員会は、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づき、2017年度

までに全道全ての小学校に集団フッ化物洗口を実施する到達目標を掲げていたことから、本町でも 2012 年 4 月から保育園、幼稚園でフッ化物洗口が始まりました。その後、平成 27 年、小学校でもフッ化物洗口をするようになりました。

実施に当たり、保護者への十分な説明がなされていますでしょうか。特にメリットよりもデメリットについての説明がなされておりますか。

道や歯科医師会は安全と言われておりますが、歯科医師の一部の方や歯科大学の教授の一部の方、あるいは日本弁護士会は、安全性に問題があるとしてフッ化物洗口に反対を唱えております。

本町がフッ化物洗口を実施してから 10 年経過しておりますが、この間、実施に当たり、保護者へ十分な説明、特に年度初めに説明がなされておりますか。

フッ素については、歯の表面が溶けるなど、本来唾液が行っている歯の再石灰化を阻害するという研究結果もあります。また、アレルギーのある方や敏感な人は、大人でもフッ化物で頭痛や吐き気、あるいはよだれが止まらないなどの副作用の声も聞かれています。

日本フッ素研究会会員で和寒町のかたくり歯科の歯科医師は、フッ化物に頼らない虫歯予防があるとして、例えば歯磨きを徹底する、あるいは甘い食品などを摂取した後、うがいし、歯磨きをすることなど話されておりました。

いかに虫歯にならないように子供や保護者に予防の仕方を指導するのは、健康推進系の業務ではないでしょうか。歯磨きによる虫歯予防の方法については、保育園や学校現場に頼らず、町民の健康増進の立場から、健康推進係から積極的に発信すべきと考えます。

現在、洗口に使用しているミラノールは劇薬です。最近、化学物質過敏症が増えております。健康被害が増加するおそれもあります。誰が被害に遭ったときの責任を負うのでしょうか。保育園や学校は医療機関でもないのです。情報提供をしっかりとし、子供や保護者が家庭で虫歯予防をするべきと考えております。保育園、学校でのフッ化物洗口は集団で行わないよう、私は中止すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4 番、鈴木議員のフッ化物洗口の中止についてのお尋ねにお答えします。

本町では、平成 24 年から保育園でのフッ化物洗口を実施しているところであります。令和 4 年第 2 回定例会、令和 5 年第 1 回定例会の一般質問でもお答えさせていただいておりますが、フッ化物洗口につきましては、幼児期から行うことが虫歯予防の観点から有効な手段となっており、フッ化物洗口を中断した場合には、虫歯の罹患状況の悪化を招く可能性が高まると言われておりますので、これは現在も変わらないものと考えております。

1 点目のフッ化物洗口を新年度に実施する予定はあるかとのお尋ねですが、人体への影響につきましては、学問的に既に安全性、有効性が十分確立されており問題ないと考えているところであり、令和 7 年度においても実施を予定しております。

2点目の実施に当たり保護者への説明はどのように行うのかとお尋ねですが、例年、フッ化物洗口実施要領を定め、希望のある園につきましては保護者説明会を開催し、入園式以降に保護者に対し、フッ化物洗口に係る説明書及び希望書を配付し、希望者の取りまとめを行っております。

3点目の説明に当たっては効果ばかりではなく、デメリットについてもしっかり説明する必要があると考えるがいかがかとお尋ねですが、基本的には過剰摂取がなければ大きなデメリットはないと考えております。

4点目の本年度からフッ化物洗口は実施せず中止すべきと考えるがいかがかとお尋ねですが、前段申し上げましたとおり、フッ化物洗口は虫歯予防対策の観点から有効な手段と認識しているところがございますので、令和7年度においても引き続き継続してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、フッ化物洗口につきましては、あくまでも強制でなく、保護者の希望があったお子さんのみの実施でございますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会からお答え申し上げます。

フッ化物洗口の安全性と有効性については、ただいまの町長の答弁と同様に考えているところであり、新年度においても実施する予定であります。

なお、これまで実施にあたっては、保護者へフッ化物洗口についての説明書とパンフレットを配付し、虫歯予防の有効性のほか、洗口液を飲み込んだ場合の健康への影響等についても周知してまいりましたが、今後においても、同様の周知を行った上で実施の判断をしていただき、保護者の希望があった児童のみ実施してまいりたいと考えております。

フッ化物洗口は虫歯予防対策に有効な手段であり、安全性が確立されていることから、引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） まず1つは、フッ化物洗口をスタートするとき、これは平成27年、教育委員会が出した文書ですけれども、洗口開始による保護者説明会のご案内の文書です。私は、2か所の学校でどのような説明をするのかということで、当時、参加してきました。当時は釧路保健所の職員さん、保健師さん等が見えまして、フッ化物洗口は害がないのだという言い方をしておりました。ただ、過剰摂取、飲み込んだ場合は、とクエスションもありましたけれども、そのように専門の方が当時スタートするときには来ておりましたけれども、ずっとこの間の10年間の年度初め、保護者説明会というのは、先ほどやっているとお答えだったかな。でも、きちんとした説明というのはどのようにされているのか、まず確認をしておきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） 学校への説明なのですけれども、答弁のとおり、保護者

への説明書きとパンフレットを持っていつている状況で、希望調査の際に同封してお送りして周知している状況でございます。

(「保育園」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) 保護者説明の部分でございますが、先ほど町長の答弁の中で、例年、フッ化物洗口実施要項を定め、希望のある園につきましては保護者説明会を開催しというようにお答えさせていただいております。

それ以外につきましては、入園式以降に保護者に対して、フッ化物洗口に関する説明書というA4、1枚程度のペーパーでございますが、そちらを希望書とあわせて配付をしまして、希望される方には提出をいただくというような形になっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(菊地誠道君) 鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) 先ほど安全性、有効性が確認されているからとご答弁されておりましたけれども、私が申し上げているのは、その安全性がはっきりと確認されておらず疑問を持たれている方々がいるから、疑問というよりも被害が与える影響、健康被害があるということを知っている。ですから、やめてほしいという質問をしているわけです。

ミラノールを使っている、あくまでも希釈しているから何ともないのだとたぶん言われると思うのですけれども、害がなかったら、なぜ、口の中で30秒から1分ぐらいぶくぶくしながら、おまけに飲み込まないために下向きでさせるのか。それはなぜですか。飲み込んだときに害があるから、こういう手法を取っているのではないですか。その辺はどのように思いますか。

○議長(菊地誠道君) 教育長・青木君。

○教育長(青木 悟君) お答えをいたします。

あくまでもこの健康問題に関しては、学者であるとか団体であるとか、いろんな方がいろんなことを主張しております。どれを信じるかということによって、全く逆な議論になったりもするのです。我々が申しておるのは、あくまでも厚生労働省が出しているマニュアルに沿った形で、その学術的な議論によって実施しているわけでありまして。また、どんな薬でも、どんな物質でも、過剰摂取をすれば害になるのは当たり前でありますので、そこに対する許容量というのはもちろんあるわけで、フッ化物洗口においても、20年飲み続ければ健康被害があるというデータも出ておりますけれども、あるいは5、6杯全部を飲んだら、やはり何らかの被害はあるということはあるかと思っておりますけれども、そういったところはきちっと防止する形でのシステムはできていると判断して実施をしているとご理解いただければと思います。

以上です。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) お答えをいたしたいと思っております。

先ほどミラノールに対してのご質問がありましたけれども、ミラノールにつきましては薬事法施行規則に基づき劇薬扱いとはなっておりますが、これにつきましては取り扱い上の注意を促すという意味となっております、カフェインや消毒に含まれるオキシドールが同様の例として挙げられております。フッ化物洗口剤、ミラノールを水に溶かした溶液につきましては、フッ化物イオン濃度が1%以下となるため、法律上普通薬に区分されていることとなっております。カフェインは、濃度が2.5%以下になると劇薬指定から除外され、栄養ドリンク類としてコンビニ等で市販をされております。また、オキシドールも、水で希釈して6%以下になると普通薬として取り扱われ、傷の消毒、洗浄等で一般的に使用されております。

このようにフッ化物洗口剤も、確立された用法や用途を行っている限り、身体への影響はないと言われております。フッ化物につきましては、自然界の中に多く存在している物質で、私たちの日常生活の中で飲食物とともに摂取してきているものでございます。フッ化物洗口後の口に残るフッ化物の量はお茶1、2杯に含まれるフッ化物の量と同様で心配ないと言われておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 実施する側は、勧める側ですから、不安だ、心配があるなんていうことは言いません。私は、やっぱり心配があるという立場で、ぜひ中止をしていただきたいと思うわけです。

実は、教育長が厚生労働省のガイドラインの下でとお話しされておりましたけれども、食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会（以下、食品安全委員会といいます。）というのがありまして、厚生労働省の諮問機関です。そこが研究をした中では、清涼飲料水中の規格基準改正に係る化学物質として、フッ素の食品健康影響評価に関する審議結果が述べられております。そして、食品安全委員会にこの審議結果を答申されておりますが、その中で歯への影響というものが出されておりました。フッ化物の長期摂取によって起こり得る有害影響に関して、多くの疫学研究が行われており、これらの研究は、フッ化物が主として骨格組織、つまりは骨や歯に影響を及ぼすことは、はっきりと立証しているということなのです。これはWHOが2004年にも認めております。そういう意味では、飲み込まないから安全だとか、そういう問題ではないと私は思っております。

全道179市町村中、実施市町村は162市町村で、どんどん増えていっておりますけれども、中断している市町村、学校は141校にもなっております。

さらに、うがいに使う容器はガラスでは駄目だと言われております。それはフッ素によってガラスが溶けるから、だから紙コップなどとも言われております。そのように、何が駄目だから、あれが駄目だからと言われるということは、やはり私は人体に与える影響というのがあると思っております。

そういう意味では、先ほどの質問でも述べましたけれども、今すぐ人体被害、健康被害は出ないのです。将来子供が大人になったときに、ともすれば、これが影響ということとは

はっきりとは分析できないと思います。しかし、やっぱり少しでも疑問に思ったり反対する声があるとすれば、中止をするというのが基本ではないかと私は思うのですけれども、いかがですか、しつこいですか。

(何事か言う声あり)

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

フッ化物を摂取することによって、骨のほうに影響があるというようなお話でございましたけれども、フッ化物を長期間継続して摂取をしたときには発生する可能性があると言われておりまして、フッ化物濃度 8 ppm 以上の飲料水を 20 年以上飲み続けた場合には発生する可能性があるというふうに言われておりますので、フッ化物洗口で使用する洗浄液が残った程度であれば問題はないかと考えております。

それから、安全の部分でお話ございましたけれども、基本的には現実の世界、絶対安全というものは存在しないと言われております。安全の定義といたしましては、広く受け入れられ、受入れ可能なリスクなどの部分を安全というような定義をされておりますので、フッ化物洗口については、この定義に当てはまるものと考えております。100%安全ということは今の世の中には存在しないと言われておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） 私も今の答弁と意見は同じにしているものであります。

摂取に関しては、やはり過剰摂取というのは避けなければいけない問題ですけれども、やはり子供たちのう蝕を防ぐためには有効な手段だと考えているのは変わらない事実です。正式に標茶で導入したのは本当にそういった 14、5 年だと思っておりますけれども、やはり歯面塗布からするともう本当戦後から始まっていることで、フッ化物洗口に関しても 50 年ぐらい経っていると私は聞いています。その間、具体的な被害というのはないと厚生労働省でも発表しておりますので、これがやはり事実、安全のやはり証明ではないかと思っております。

加えて、う蝕の予防につきましては、前回ちらっとお話ししたと思うのですけれども、標茶町は非常に多くて憂慮しているところであります。DMFT 指数というのがありまして、これは 1 人平均の虫歯の数でありますけれども、標茶町は令和 4 年は 1.57、全国では 0.56 本なのですけれども、3 倍近いう蝕です。これが平成 22 年、私、室長になるときにびっくりしたという話をこの前、したと思うのですけれども、平成 22 年のデータでは 4.0 というものすごい数なのです。平均して 1 人 4 本、虫歯があると。これがここまで、今、令和 5 年度は 0.52 本にまで減っております。このフッ化物洗口によって、大体 0.5 まで下げることができるというような学術的なデータがありますので、ほぼこういった形に抑え込めつつあるということですので、私個人としては、再びこの平成 22 年まで戻す気はありません。

さらに言うと、やはり今後、歯磨きで防げるのかと。本当に 100%防げるのか、小学校 1、2 年生にブラシだけで歯の隙間まで全部除けるのですかというところ、私はそれは思わないです。私自身も赤い色素で定期的に検査していますが、ほとんど合格したことはありません。

(「それは自慢か」の声あり)

○教育長(青木 悟君) すみません。自慢ではなくて、ちょっと恥の吐露です。むしろエナメル質が剥がれていると、磨き過ぎという指摘をされたり、それぐらい歯ブラシでう蝕を全滅させることは難しいと。正直、小学校 1、2 年生、低学年までは、虫歯の予防が目的ではなくて習慣化を重点にしていると伺っていますので、やはりこのフッ化物洗口とブラシとの併用が乳児の前歯を守る唯一の手段だと私は思っていますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長(菊地誠道君) 鈴木君。

○4 番(鈴木裕美君) これ以上やっても、さらにしつこいと言われてまして、平行線になると思います。しかし、教育長が自信を持って言っているように聞こえますが、私はやっぱり、先ほども申し上げたとおりに、健康被害というものはずぐに出るものではないということです。化学物質、先般、香料について香害だと、臭いのお話もさせていただきました。そのとおりのことです。ですから、ぜひ……やめろと言ってもやめないのだから、質問することは諦めなければならないかもしれませんが、慎重な扱いをしていただきたい。

この間、どこかの保育園か伺ったときに、やっぱりフッ化物でよだれがだらだら出る子がいた。ですから、それはお水でさせていますと先生がおっしゃっていましたが、まさに体質に合わない子はそのような状況になるのです。急性中毒や慢性中毒、いろいろです。ですから、その辺も含めると、あえて集団実施がいかがなものか、ましてや学校や保育園は医療機関でもないわけですから、ぜひ、私の意も十分にお酌み取りをいただきながら、さらなるご検討をしていただければと思います。

終わります。

○議長(菊地誠道君) 以上で 4 番、鈴木君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○10 番(渡邊定之君)(発言席) 私は、2 つの質問をいたします。

まず最初に、全ての学校体育館に空調設備の設置をすべきという案件であります。

文部科学省は、令和 6 年 12 月 27 日付で「学校施設環境改善交付金交付要綱」を改正しました。その中に空調設備整備臨時特例交付金が含まれています。これは、学校の体育館等への空調付整備の加速化について、令和 6 年度補正予算において、避難所となる全国の学校体育館への空調整備の加速化に必要な経費を計上し、新たな臨時特例交付金を創設するとあります。本町もこれに基づき、全ての小中学校体育館に空調設備を設置するべきと

考えますが、どうですか。

体育館は子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時の緊急避難所となっていることが多い。今回の予算措置は、避難所の機能を強化し、災害時に備えるという側面もあります。この事業に緊急性を持たせるものであると理解していますが、どうですか。

この交付金の新設に伴って、標茶町として臨時特例交付金を最大限活用し、環境改善に努めるべきと考えますが、その取り組みの状況はいかがですか。

対象の工事費は、下限額 400 万円、上限額 7,000 万円となっていますが、もし本町で活用した場合、どの程度の金額になりますか、伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 10 番、渡邊議員の全ての学校体育館に空調設備の設置をすべきとお尋ねについてお答えします。

1 点目の全ての小中学校体育館に空調設備を設置するべきと考えるがどうかのお尋ねですが、体育館を含めた学校施設の空調設備の整備については、町有施設全体での整備計画、町有施設冷房設置方針により、町所管の全ての建物について優先度 A、B、C にランクづけし、計画的に整備していくこととされています。学校の体育館につきましては、優先度が C にランクづけされており、整備については今後の検討課題としています。

3 点目の臨時特例交付金を最大限に活用し、環境改善に努めるべきと考えるが、その取り組みの状況はどうかのお尋ねですが、町有施設全体における学校体育館の優先度や、町の財政状況、事業費、交付金の内容等から総合的に判断し、現時点においては交付金を活用して整備する考えには至っておりません。

4 点目のもし本町で活用した場合どの程度の金額になるのかのお尋ねですが、町内の全ての小中学校の体育館にエアコンを設置するという試算をすると、総工事費で 7,000 万円ほど、このほかに詳細設計をするための調査設計、実施設計費として 2,000 万円ほどの事業費が見込まれるところです。

空調設備整備臨時特例交付金については、補助率が 2 分の 1 で上限額が 7,000 万円という内容ですので、5,500 万円程度の町負担が見込まれます。学校施設の空調設備の整備については、町有施設全体での設備計画、町有施設冷房設置方針を基本に財政状況を踏まえて進められることとなっておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10 番、渡邊議員の全ての学校体育館に空調設備の設置をすべきとお尋ねに引き続きお答えいたします。

空調機器の整備につきましては、教育長答弁のとおり、町有施設冷房設置方針により進めてまいります。

2 点目の体育館は災害時の緊急避難所となっていることが多く、この事業に緊急性を持たせたものであると理解しているがどうかのお尋ねについてですが、災害時において熱中症対策が必要な際には、既に設置されている移動式の空調機器の移設により対応したい

と考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 今、お答えいただいて、いろいろな段階があるということですが、最後の質問として、令和6年から令和15年までの間に行われるものということですが、この6年から15年までの間に事業を実施するという考えはございませんか。

（何事か言う声あり）

（「どうした」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 町施設全体でのということから私のほうからお答えをさせていただきますけれども、今、議員のほうから交付金事業の期間のお話だったかと思うのですが、その間に実施する考えがあるかどうかということでもあります、これまでの答弁とおおり、財政状況等を踏まえながら総合的に優先度の高いものから順番にやっていくということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） しつこく聞いてもあれなので、そういう意味では、優先度について高い位置にはこの事業、空調設備については本町としてはどの程度の位置づけがされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

（「Cだから最後」の声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 町施設全体の計画ということで、担当であります管理課のほうからお答えさせていただきます。

町長答弁にもございましたが、令和5年10月に町有施設冷房設置方針を作らせていただいております、その中で町有施設優先度A、B、Cと3つに分けてございます。

優先度Aといたしましては、緊急的に設置が必要ということで、火気使用を行う部屋ですとか、それから睡眠を伴って熱中症の危険性が高い部屋ですとか、それからエスケープスポットとして必要であろうというような部屋ということです。今年度、熱中症が起きる危険性が高い施設の中で、どこかに逃げ場が必要であろうということで、エスケープスポットを何か所か設けさせていただいております。それが優先度Aでございます。これに関しましては、今年度、具体的には去年の6月になりますけれども、設置させていただいております。

それから優先度Bでございますけれども、優先的に設置が必要ということで、乳幼児の保育室とかの最小限の保育室です。それから小中学生の最小限の教室を優先度Bとして、優先的に設置が必要ということにさせていただいております。

そのほかの施設に関しましては、優先度Cといたしまして、暑さ指数と仕様の検証後に設置を判断いたしたいということで、施設を区分けしてございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） わかりました。

それでは、次に2つ目、酪農経営安定のため経営の分析などをして支援策を立ててはどうか。

この質問に入る前に、私の通告したこの問題の一番最後、2024年度補正予算の重点支援交付金を活用するという項なのですけれども、私のちょっと認識不足で、この点については既に実施を行っているというご助言がありましたので、ここの部分については質問を控えたいと思いますので、ご理解のほどお願いします。

それでは、全国の酪農家が1万戸を割り込み、北海道では4,000戸台となったことが報道されていますが、本町の現状はどうですか。あわせて、今後の見通しについてお聞きします。

コロナ禍対策としてセーフティーネット資金などの対応がなされましたが、その後の酪農・畜産農家の経営状況は、どのような結果になっているかお聞きいたします。

手取り乳価がキログラム当たり5円近く値上がりすることが決まりましたが、円高もあって飼料穀物、肥料、資材等の高止まりが経営を圧迫しているため、この程度の値上げでは先行きが不安である。特に大規模な経営ほど厳しい現状であると考えますが、町長の所見をお聞きいたします。

このような現状を打開するために、小規模、大規模農家の経営分析などを行ってみてはどうですか。新規就農者や後継者にとっても今後の役に立つと考えますがどうかについて伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の酪農安定経営のための経営の分析などをして支援策を立ててはどうかとのお尋ねにお答えします。

1点目の全国の酪農家が1万戸を割り込み北海道では、4,000戸台となったことが報道されているが、本町の状況はどうか。あわせて今後の見通しについて聞くとお尋ねについてですが、議員ご指摘のとおり、中央酪農会議は昨年12月に指定団体で受託している酪農家の戸数を集計した結果、2024年10月に初めて1万戸を割り、9,960戸になったと発表しております。北海道においては、ホクレンの受託戸数が昨年10月末時点で4,338戸となっております。

本町におきましては、コロナウイルス感染症の影響がまだなかった令和元年12月末時点の搾乳農家戸数が228戸に対して、昨年12月時点の搾乳農家戸数が183戸でありますので、この間で45戸減少している状況です。今後の見通しにつきましても、現在の状況、情勢を踏まえますと減少傾向が続くものと推察しております。

2点目のコロナ禍対策としてセーフティーネット資金などの対応がされたが、その後の

酪農、畜産農家の経営状況はどのような結果となっているかとお尋ねについてですが、中央酪農会議が昨年12月に発表した内容によりますと、日本の酪農家の58.9%が令和6年9月の経営状況について赤字と回答し、酪農経営の環境について、酪農家の83.1%が「悪い」と感じていると発表しています。町内の状況ですが、JAしべちゃからは、平均乳価が本年6月より引き上げられるものの、今後数年間のうちにセーフティーネット資金の償還が始まった際、個々の農家経営にどれくらいの影響があるのか注視していく旨の話を伺っており、本町酪農家においても同様の引き続き厳しい状況下にあるものと理解しております。

3点目の手取り乳価がキログラム当たり5円近く値上がりすることが決まったが、円高もあって飼料穀物、肥料、資材等の高止まりが経営を圧迫しているため、この程度の値上がりでは先行きが不安定である。特に大規模な経営ほど厳しい現状であると考えているが、町長の所見を聞くとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、本年6月以降、酪農家が実際に受け取る令和7年度の平均乳価が、昨年より4円60銭高い1キロ当たり122円程度に引き上げられることになりました。しかしながら、配合飼料等の資材価格については、国際情勢や円安基調の長期化などの影響により、高止まりの状況が続いており、規模の大小にかかわらず輸入飼料の依存度が高い酪農家が、より大きな影響を受けているものと考えております。

過去の議会においても、議員のお尋ねに対しお答えしました内容の繰り返しにはなりますが、こうした状況を打開するためには、本町が有する広大な草地資源を最大限に活用し、良質な自給飼料を確保することが何より重要であると考えておりますし、そのために必要な支援については、JAしべちゃをはじめとする関係機関と連携しながら今後も引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目のこのような現状を打開するため、小規模、大規模農家の経営分析などを行ってみてはどうか。新規就農者や後継者にとっても、今後の役に立つと考えるがどうか。国の令和6年度補正予算の重点支援交付金を活用しての支援策を本町として検討しているのか伺うとお尋ねについてですが、JAしべちゃの組合員におかれましては、毎年、年末に次年度の営農計画策定に係る相談の中で、将来的な経営分析も含めて行っているものと考えており、各農家においては、営農の状況把握、財務諸表の作成など、税理士とのやりとりもあるものと思いますので、経営のスタイルに合わせた分析を各農家において、それぞれ実施し、分析により得たデータの活用により、経営改善を図り、営農を続けていってもらいたいと切に願っております。

議員ご案内のとおり、国の重点支援交付金につきましては、令和7年1月15日開催の臨時会において、本町に対する交付金総額とその用途についてご説明を申し上げ、提案内容について議決をいただいております。今回の重点支援交付金につきましては、町民の皆さんに町内共通お買い物券を配付することとしています。酪農に対する独自支援とはなっておりませんが、牛乳、乳製品の購入にも活用できる旨、ご案内させていただいております。

ころでございいますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 以前も質問させていただきましたが、セーフティーネット資金、結果としていかにどの戸数がこの資金を利用されたか、お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 担当課のほうから、お答えさせていただきます。

コロナ禍以降のセーフティーネット資金の実行状況ですが、令和4年4月予定の、これから実行する分も含めると、延べ件数で332件となっております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） この332戸というのは、酪農・畜産、酪農家だけの数字というのはいわかりませんか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

ここの経営形態別の内訳については、うちのほうでは把握はしておりません。ただ、コロナ禍以降、酪農情勢は厳しいものがありましたので、酪農家の多くがこのセーフティーネット資金の特別枠というものを利用しているものと理解しております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 私は今回の質問で経営分析のことを質問の項目に入れたのですが、やはりこういう状況下で、自治体の農業に係る担当部署でも、標茶の本当にそういう経営分析を実際にして、本当に現状は、大規模農家、それから中小農家、それから先ほど町長がお答えいただきましたように本当に草地酪農に依存して、濃厚飼料の多給に頼らない、そういう経営の分析も、この際しっかりと、ここにも書いてあるように、これからの新規就農者とか後継者の、要するに財産みたいというか、現状はこうだということをしつかりと表して、新規就農対策とか、そういうことをやっていくべきではないかという思いを込めての質問だったのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 議員から町で経営分析を行ってはどうかというご提言をいただいているのですが、答弁にもあったように、この分野については、農協さんがそれぞれ毎年の経営計画であったりとか、あるいは過去においては、中長期計画策定のときに専門家を交えていろいろなモデルケースを想定した分析あるいはモデルケースを設定しながら経営改善に当たってきたという経過があります。

現時点では町としての部分について、取り組むというのは特に考えておりません。どちらかというと、農協さんのほうにより精密なものを流しながら、組合員との共有を図りながら、また、我々も成果についていただきながら政策に反映させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう答えが返ってくるのだらうなということはある程度……。

しかし、やっぱり1つの事業を通過する1つの窓口みたいなことばかりでは、標茶の酪農を守れないということもあるのです。だから、そういう意味で客観的に、農協というのはやっぱりどうしても経済団体ですから、何とか生産を上げなければ駄目だという、そういう視点で物事を見ていく傾向が強いので、そういう客観的な見方といたしますか、時間がない、忙しいということもあるのかもしれませんが、そういうこともできる担当課であってほしいと思います。

私の質問は、これで終わります。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 担当課が窓口通過点だけしか機能していないというような、そういう捉え方をされているのであれば残念ですし、それが事実であれば改善していかなければいけないと考えております。

（「はい」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終わります。

松下君。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 続行いたします。

松下君。

○9番（松下哲也君）（発言席） 通告に従いまして、私は、この件に関しましては再質問しないつもりで質問いたしますので、明快な町長からの答弁をいただいて終わりたいと思っております。

観光協会とより強化した連携をというテーマでございます。

本町の観光振興施策に対し、観光協会との連携をより深く強めていくべきとの考えのもと、今後に向けての町長の所見をお伺いいたします。

自治体における観光協会は、通常、観光振興や地域活性化を目的として設立されております。自治体とは独立した民間団体であり、自治体観光政策や観光戦略を支援する役割を担っていると言われております。

本町の観光協会は会員制であり、個人、企業、団体で構成されております。役員は理事体制を取って運営されていると聞いております。運営資金については、会費、協賛金、自治体からの補助金等をもって構成、運営され、令和6年度においては350万円の補助金が計上されておりました。

標茶町観光協会は、昨年4月の通常総会において、事務局体制が商工会から役場観光商工課に変更するということが承認され、その後の報道で、将来的に法人化に向けて勉強、検討していきたいとのコメントがありました。

基本的に自治体と観光協会は、観光業の振興や地域の観光資源の活用において協力関係

にあり、連携して地域の魅力を最大限に引き出し、観光客誘致や地域経済の活性化に努力していく役割を担っていると考えます。

S L 湿原号も、年明けから3月末まで多くの日数が運行されており、常に満席状態で多くの観光客の方々が標茶町に訪れていただき、受け入れに当たり、観光協会、商工会、民間団体とも一生懸命に観光客に対応されています。

観光振興に取り組む方向は様々あると思うが、観光協会事務局が役場担当課に変更されることにより、より観光協会との連携を深め取り組むべきと考え、観光振興策とあわせて町長の所見をお伺いいたします。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の観光協会とより強化した連携をとのお尋ねにお答えいたします。

標茶町観光協会の事務局体制につきましては、平成18年度より標茶町商工会が担っていただいておりますが、商工会職員の業務負担軽減、また、将来的法人化を視野に入れた組織体制の強化に向けて、令和6年1月に開催された臨時総会において承認され、令和6年度定期総会後に観光商工課に移管されております。

観光協会では、現在、講師を招いての勉強会の開催や他の観光協会への視察を行いながら組織強化に向けて取り組んでいるところであり、町といたしましては、独立した組織として運営できるまでは商工観光課長が事務局長を兼任することや、専任の事務局職員採用のための財政補助を行うこと、観光協会支援員として新たに地域おこし協力隊員を1名追加し、人員体制強化を含め、引き続き支援、連携をしていきたいと考えているところであります。

本町の主要な観光資源は、四季折々の恵まれた自然景観や農村景観、自然資源を活用したアウトドアアクティビティや、自然体験、くしろ湿原ノロッコ号やS L 冬の湿原号といった観光列車の運行が大きな特徴となっておりますが、本町の地域特性を生かした持続可能な観光のまちづくりを進めていくためには、既存の観光資源の魅力向上、新たな観光・地域資源の発掘、デジタル情報発信の活用、多様な観光プランの提供、地域住民や企業との協働、データ分析とフィードバックを通じて観光振興を推進していくことが重要であります。

町の基幹産業は酪農であります。今後は観光産業による雇用の創出、交流人口の増加等による町内の経済活性化を期待しているところであり、観光協会には、地域の中心となり、まちづくりの一翼を担っていただく機動力に富んだ組織として、地域の観光関係者の協力を仰ぎながら、顧客視点での観光地域づくりを目指していただきたいと考えておりますし、そのためにも町も協働して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 再質問はしないという約束ですから、若干、私の意見を申し上げ

て終わりたいと思います。

先ほど町長からの施政方針がありました。その中でも述べられておりますけれども、この中で私はすごく、どういうことを言っているのかと感じてはいるのですが、この中で「地域おこし協力隊による新たな地域の魅力発掘」という文言を述べられております。

私、町民の方々を非難するわけでもなく、そういうつもりはございません。ただ、地域の、標茶町の魅力を新たに発見していく、発掘していくということは、やはり外部から来た人が客観的に標茶の町を見ていただいて初めてわかるものなのかなど。長年この町に住み続けていると、それが慣れになってしまって、地域の良さというものがわからないでいるということでは、やはり地域おこし協力隊の役割というものは非常に大きなものがあると私は思っております。

私も選挙のたびに、そのたびに私の1つのキャッチフレーズということで、ちょっと思い返してみたのですが、今、新たにやっぱり魅力のあるまちづくりということで、常に私はそういうことで選挙に出てきておりますので、ぜひともこれは、人それぞれ感じ方というか、こういうところが標茶のいいところだよというのは、やっぱり人それぞれだと思いますけれども、大いに地域おこし協力隊の方々の力を存分に発揮していただくような取り組みをやってもらって観光協会の発展につなげていっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。再質問はいたしません。

(「ありがとうございます」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終わります。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 4時43分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      5 番                      鴻 池      智 子

署名議員      6 番                      齊 藤      昇 一

署名議員      7 番                      黒 沼      俊 幸

## 令和7年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和7年3月10日（月曜日） 午前10時00分開議

#### 第 1 一般質問

第 2 議案第 8号 公の施設に係る指定管理者の指定について

第 3 議案第 9号 標茶町税条例等の一部を改正する条例の制定について

第 4 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 標茶町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定につ

い

て

議案第12号 標茶町個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第13号 標茶町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第14号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第15号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第16号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第17号 標茶町町有施設整備基金条例等の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第18号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第19号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第21号 標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定について

第13 議案第22号 標茶町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席議員（12名）

1 番 深 見 迪 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 本 多 耕 平 君	4 番 鈴 木 裕 美 君
5 番 鴻 池 智 子 君	6 番 齊 藤 昇 一 君
7 番 黒 沼 俊 幸 君	8 番 長 尾 式 宮 君 (遅参午後1時15分)
9 番 松 下 哲 也 君	10 番 渡 邊 定 之 君
11 番 類 瀬 光 信 君	12 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や すら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	菊 地 将 司 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
-------------	-----------

議 事 係 長            熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 11 名であります。

(午前 10 時 00 分開議)

◎一般質問

○議長(菊地誠道君) 日程第 1。一般質問を続行いたします。

類瀬君。

○11 番(類瀬光信君)(発言席) 通告に従いまして、3 点について質問いたします。

まず 1 点目ですが、町の財政危機を町民に伝え協働を呼びかけるべきではないかについてです。

令和 7 年度予算については、約 15 億円の財源不足が見込まれています。これまで議会では度々、財政悪化への懸念が示され、公共事業の見直しや町民への説明が必要等々、提案がされるなどしてきましたが、職員の努力もあり、町の財政は健全であるとしてきています。

しかし、新年度予算は、町の普通預金と言われる「財政調整基金」と災害への備えである「備荒資金」などから 7 億円、さらに「町営住宅整備基金」のように町民の生活に直結する複数の特定目的基金から 8 億円を調達するという状態であります。健全であると言い続けてきた財政が危機的であることを露呈したわけですが、町財政の現状について町長の所見を伺います。

さらに、町民の中には財政が逼迫するとの認識を持ちながら、将来性に不安のある事業や政策を実行するためにその実態を隠してきたのではないかと疑念が生じていますが、この点はどうでしょうか。

現時点で次年度以降の財政運営、ひいては町政運営をどうしようと考えているのか。公債費の支出が 15 億円に達する令和 7 年度以降、恒常的に同程度の財源不足に陥ることは誰の目にも明らかだったと思います。それにもかかわらず、特定目的基金を取り崩すという重要な案件の説明が議会への議案配付の直前というのは、議会を軽視し、さらには町民を無視したということにはならないのでしょうか。

来年度以降の予算編成は、さらに厳しさを増し、不透明になります。町民の安心・安全、子育て支援、福祉の充実を維持しながら財政を立て直すためには、町民の理解と協働が欠かせません。町は、議会はもちろん、町民にも詳細を説明し、真摯に協力を求めて責任を果たしていくべきではありませんか。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 11 番、類瀬議員の町の財政危機を町民に伝え協働を呼び

かけるべきではないかとのことご質問にお答えします。

1点目の町財政の認識についての所見についてですが、令和7年度の予算でございますが、一般会計については総額で122億9,500万円となり、対前年度比9億5,000万円の増、率にして7.9%の増となり、特別会計と企業会計を合わせますと、177億5,968万8,000円の予算規模となり、対前年度比で8億2,420万5,000円、率にして4.9%の増となりました。これらを賄う財源につきましては、全般にわたり精査、策定をしたところでございますが、全体で収入不足額は15億5,350万円となったところでございます。

この収支不足の金額につきましては、10年前の平成28年度当初予算時の収支不足が12億5,000万円でございますので、比較しますと3億350万円の増となっております。例年、この収支不足を財政調整基金、備荒資金組合支消金を充当して収支を整えてまいりましたが、物価高騰や人件費及び人件費の増額に伴った委託費や、建設事業費などの上昇の影響や、地方債を活用した事業の実施による公債費の増などについて、歳出予算が増加いたしました。令和7年度の収支不足分につきましては、財政調整基金から3億3,000万円、備荒資金組合支消金3億8,700万円、特定目的基金等8億3,650万円を充当することで予算収支のバランスを図ったところでございます。

本町の財政状況が厳しいことは、私自身も深刻に受け止めております。近年、税収の減少や人口減少、高齢化の進行といった課題が重なり、財政の健全化を維持するためには一層の努力が必要です。今後も町の未来を見据えた持続可能な財政運営を目指して、全力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

2点目の財政状況の実態を隠してきたのではないかという点につきましては、予算上程の際、あるいは町政執行方針や決算審査特別委員会等の中で財政状況を明らかにして、さらには令和6年度第1回定例議会の一般質問の際にも、私の考え方をお伝えしてまいりました。厳しい財政状況の認識は持ちつつ、その中で必要な事業を実施しなければならないと判断する際には、財源の確保など町財政への影響を最小限にする取り組みを進めてきたところでありますし、決して実態を隠したわけではありませんので、ぜひご理解をお願いいたします。

3点目の次年度以降の財政運営につきましては、持続可能な財政運営が可能となる状態を目指して、歳入予算の確保や歳出予算の抑制に向けた取り組みだけではなく、これまでの財政構造を見直すなど、行財政改革が必要です。財政運営のあるべき姿の達成に向け、数字合わせに終始するのではなく、問題の本質を見定め、歳入歳出予算の構造を見直した上で、何のための取り組みかという目的を明らかにして、具体的方策を探っていくことが必要だと考えております。現行の行政改革実施計画に基づき作業を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

4点目の議会軽視、町民を無視したことに、につきましては、令和7年度の当初予算につきましては、例年よりも慎重に予算配付の直前まで町民の皆さんの生活に支障がないよう予算調整や内部協議を重ねてきたところであり、決して議会軽視や町民を無視している

ものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目の説明と協力を求め、責任を果たしていくべきとのご質問であります。昨年第1回定例議会の一般質問の際にもご答弁させていただいておりますが、できる限り町民の皆さんにわかりやすいように広報等を通じて、できる限りわかりやすく説明するようなことに努めてまいりました。また、これからもその考えに変わりありません。財政が厳しい状況の中で、住民サービスに影響のないよう、今後も全力を尽くしてまいりたいと考えているところですが、仮にサービスの縮小等が懸念される場合には、議会をはじめ町民の皆さんに相談、ご説明させていただきたいと考えているところであります。

次年度以降の予算編成につきましては、議員ご指摘のとおり、厳しい状況が想定されますが、財政運営においては、健全とされるあるべき姿の達成に向けて行政改革実施計画でお示しさせていただくとともに、議会や町民の皆さんにご理解を賜るよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 標茶町の財政の現状について、ただいま深刻に受け止めているというご答弁をいただきました。

特別委員会の設置を検討している議会との間で、財政が危機的であるという基本的な認識が共有されていると理解したところでありますが、今回提案される予算案のところどころに、今、町長がおっしゃった深刻という認識が反映されていないと感じる部分がございます。この点について、個々の案件を挙げてお尋ねしたいと思います。

まず、1点目ですが、昨年11月、全員協議会で内容説明を受けた、みどり認定こども園の防音工事についてです。

全員協議会では、例えば冷暖房の設備として、いわゆる地中熱を利用するZEB導入の必要性や費用対効果について検証が必要ではないかと、そういった意見がございました。これはZEB自体が工事費がかさむということもそうですが、従来の化石燃料や電力による冷暖房との費用対効果の比較というものをしなければ、増加したコストの回収に非常に長い時間がかかるシステムだと私は理解しておりますので、本町の財政状況を考えたときに、その検証というのは欠かせないと思います。

また、本町の出生数の推計から、建て替えではなくて、さくら認定こども園あるいは幼稚園の増築というものも選択肢となり得たのではないかと思います。まず、この点について、深刻という言葉とはちょっと乖離しているような気がするので、ご説明をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

初めに、地中熱の活用の部分を今回計上させていただいたというところについて、経過等あるいは考えを説明させていただきたいと思います。

投資を回収する部分について、随分時間がかかるということは、議員ご指摘のとおりだ  
というように思います。ただ、その上で今回予算計上に至ったのは、やはりこの先、ゼロ  
カーボンというものが国内あるいは世界的に求められている中で、なかなかこの先の標茶  
町での展開を考えたときに、施設の更新に合わせてそれらに資するものを導入していくと  
いうのがなければ、なかなかグリーンカーボンだけでは数字が成り立っていないという  
ところがありましたので、今回、大変厳しい中でありますけれども、先に向けた投資の一  
つとして計上させてもらったところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） それで、ゼロカーボンに……

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） まだ答えていない部分があるので……

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほどさくら認定こども園の増設の考えはなかったのかという部  
分につきましては、これまでも町内の保育園の在り方としては、川の西と東という形で、  
さくら認定こども園中心のエリア、それから川の西のみどり認定こども園中心というこ  
とで、市街地の形態が川を挟んで非常に大きいということもあって、小さい子供が夏であ  
れば皆さん歩いて通園されるとか、そういったことも考えるという状況もありました。さら  
に、ここに来てちょっと人口減少が進んできているというのがあります。それ以前につ  
きましては、実は待機者がいるというような状況の中で、園舎については、基本的にはみ  
どり認定こども園を改築するほうが現実的だろうという判断で進めてきたところであ  
りますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） それで、まず初めに、副町長からお答えをいただいた Z E B の導  
入の経過についてですけれども、みどり認定こども園の防音工事に Z E B を導入するとい  
う話は昨年全員協議会で初めて聞いた話であります。その時点で、標茶の場合はこれま  
で 2022 年の第 1 回定例会で町長がゼロカーボンシティ宣言を行っております。そのとき、  
どんな取り組みをするかということも宣言しているわけですが、その中心は家畜ふ  
ん尿処理をするバイオガスプラントの建設であると、そういうことを軸に、ゼロカーボン  
シティ宣言をして登録をしているわけです。ところが、現状でバイオガスプラントにつ  
いては正直、お話はされているかもしれませんが、実態としては 1 ミリも進んでいな  
いというのが私の思いであります。基幹産業への貢献度を考えても、ゼロカーボンにつ  
いてはバイオガスプラントの件をまず進めるべきだし、Z E B を導入するに当たっては、い  
ろんな関係の方との合意形成が必要ではないかと思います。

それと、グリーンカーボンだけでは成り立たないというご説明もありましたが、釧路湿  
原の 46% が標茶町にあることを考えて、それから広大な町有林、民有林があることを考  
えて、果たして本当にグリーンカーボンだけでゼロカーボンが成り立たないのかというこ

をまず数字で示していただかないと、これはなかなか納得しにくいです。

それともう1つ、ゼロカーボンを進める上で、二酸化炭素よりもはるかに地球温暖化効果が高い牛のゲップを減らすのだということも主要な施策として挙げられていました。だから、そういったことを飛び越えてZEBをとという判断、そこが唐突だなと私は思うわけです。

しかも、ZEBに係る費用というのは、今回の7億5,957万9,000円のうち、3億4,392万6,000円かかるわけです。それだけ、従来の設備をしたらいくらかかるかというのは比較していませんけれども、そこを差し引いても数億円、事業費は膨張している。ただ、環境省の補助金ももらえるからいいのだということではないと思うのです。これまでもそうやって借金を重ねてきた結果、公債費が増えて、それを返すことがままならないというのが現状ですから、ここでそれを考え直す必要があったのではないかと思いますし、今からでも考え直すべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

それと、さくら認定こども園、幼稚園、そこを例えば増築するというのは、標茶町の市街地の構成、川によって分断されているということからなじまないのだということには理解しております。ただ、身の丈に合ったまちづくりを進めるのだというのが町長の口癖でもありますので、そこら辺、思い切って現状を変えていくという判断がなかったのかということも重ねてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） まず、後半の部分のさくら認定こども園、幼稚園のほうに増築という考えの部分の延長の話だと思うのですがけれども、先ほど申し上げましたように、小さい子供たちが夏についてはほとんど、かなりの子供たちが歩いて通ったりとか、いろんなことも考えていますし、現状で待機者がいるという中で、特にさくら認定こども園、幼稚園の部分については、さくら認定こども園側に移設、合築という形で、逆に中心地からさらにさくら認定こども園寄りのほうに遠くなるという距離的なことも考えると、やはりみどりで改修をかけるのが理想だろうと考えを持ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 地中熱の関係、お答えいたしたいと思います。

議員からZEBの導入ということですのでけれども、正式に言うと認証を取るという形ではありませんで、熱源の一部に地中熱を活用するというところでもあります。

数字がなければ説得力がというお話、あるいはゼロカーボンを宣言したときの話でバイオガスプラントに傾注すべきではないかというようなお話もあったのですがけれども、バイオガスプラントについては議会でも度々取り上げられておりますので、経過、現状についてはご案内のとおりかと思っておりますけれども、受益者である生産者たちとの合意形成がなかなか取れないという中で、あるいは町がそこに全てを投資するというのがなかなか財源となる補助、交付金等が見当たらないという中で、ここまで総体的に判断する中では実現が

できてこなかったというところでもあります。

ゼロカーボン対策だけではなくて、水を守るという点でも何とかしたいというところについては、政策的には下げないで今も取り組んでいるところでもありますので、そこはご理解いただきたいと思いますし、ゲップについては、これもご案内のとおり、1つの象徴的な取り組みとしては釧路町と連動した事業等を行っているところでもありますけれども、ゼロカーボン対策の中では、家畜から出るゲップについては、今、カウントはされないということではありますが、それについても意識しながら相対的な差引きを何とかゼロにするという、そこに向かって、今、進めてきているところでもあります。

今、みどり認定こども園の地中熱活用について議論されているわけなのですが、ゼロカーボンそのものの取り組みにつきましても、例えば役場庁舎内のペーパーレスであるとか、そういった小さなことを積み重ねながらやっていきたいと思います。それから、公共施設の改築、改修に当たって、そういったものを取り入れるというのは、先ほど言ったようにゼロカーボンを推進するためというところでもあるのですけれども、標茶町全体の取り組みとして、私ども公共の部分だけではなくて、民の部分についてもそういった動きを誘発する、あるいはお示しをさせていただくという意味で、今回、取り上げさせてもらっているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

いずれにしても、みどり認定こども園につきましても、地中熱を活用しながら化石燃料に頼らない暖房システムの構築というところをつくり上げて、そして標茶町全体の取り組みのきっかけにしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。  
○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） それで、まず初めに、町長からお答えをいただいた、みどり認定こども園はやっぱり必要なのだという中に、現状で待機者がいるというお話がありますけれども、それはスペースの問題で待機者が出ているのですか、それとも保育士の数で待機者が出ているのですか。それ、単純に待機者が出ていると言われても、理由はそれぞれあるわけで、まずそこが1点。

それから、副町長からご説明いただいたゼロカーボンに関してですけれども、当初、進めてきたバイオガスプラントに関して受益者との関係、それから費用負担の関係等でなかなか進めるのが難しいのだということなのですか、だから進めやすい地中熱の活用にシフトするということなのですか。

そのところが唐突に出てきていて、しかも、先に標茶中学校、道路を挟んでいるので、学校給食共同調理場とか最近できている施設はあるわけです。それと、従来の温泉熱を活用したシステムもあるし、化石燃料以外に太陽光を利用した、そういったことも考えられる中で、ZEBではないとおっしゃいましたけれども、全員協議会ではZEBの認証を取るとおっしゃっていたと、もし勘違いだったらごめんなさい。ZEBの認証に近づけていくのだということをおっしゃっていましたから、そのところが、これまで言っていることと整合性に欠けるのではないかと。ZEBの認証を取るとは言っていないと首を振って

いらっしゃる方がいますけれども、全員協議会で説明を聞いた人はみんなZEBだと思っているのです。だから、そこは私たちの理解が足りなかったら、それは申し訳ない。ただ、議会としては大樹町のZEBのシステムというものを視察しておりまして、一施設だけでそれをやったところで、どうにもならないなという感想を持っている方も多いのです。そのところをきちんと説得しきれていないですし、費用が増えて、その分については町のほかの公共事業をもしかしたら減らさなければいけないかもしれないという、自分たちはかかわれないのだという業者さんもいるわけです。そういったことの説明がまだ全然不足ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

みどり認定こども園の地中熱の活用が唐突に出てきたというお話であります、バイオガспラントを諦めてそっちに切り替えるのかという趣旨だと理解したのですけれども、決してそうではなくて、それはそれで、さっきも言いましたけれども、バイオガспラントについては基幹産業に貢献するという意味では必要なものだと考えておりますし、それは可能であれば推進したい。ただ、環境が整っていない。その中で社会的な動きとして、ゼロカーボンにどういうふうに取り組んでいくかという中で、みどり認定こども園の改築の話の中で地中熱の活用というものがプランとして出てきて、それを推進するというのを政策目標に掲げてきたというところであります。

そういうことで、バイオガспラントが進まないからみどりにシフトしたのではなくて、同時並行的に考えていく中で、今回、みどりについて予算計上させてもらったというところであります。

それから、ちょっと全員協議会でのやりとりについては後ほど確認したいと思いますけれども、改めて申し上げます。地中熱の活用でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 待機児童の部分でお答えをさせていただきたいと思っております。

待機児童は職員数の部分も、当然、ございますが、過去にさくら保育園のスペース的に若干不足が生じる部分があつて、受け入れられなかったというような経緯もございました。

ただ、昨年、幼稚園と保育園をあわせまして認定こども園ということで、スペースの有効活用をさせていただいておりますので、現状においてはスペース的にも問題はないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 1つ、触れずにおりましたので、追加でお答えさせていただきます。

議員から業者がかかわれないというお話がありましたけれども、それについては入札に

よって執行されるものでありますので、ちょっとどうなるかわかりませんが、高度専門的な部分も確かにあろうかと思えますけれども、逆に言うと地元業者の方にとって、そういった技術に触れるチャンスでもありますし、地中熱だから地元業者が全くかかわれないかという、やり方によってはそうではないのかなと理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いずれにしても、保育園の待機者がいないということは、わかりました。いいことだと思ひます。

だから、そういったことももう一度考えなければいけないでしょうし、あと、化石燃料を使わない方針というの、それは理解できますが、太陽光発電は選択肢に入っていないです。結局、町にはお金がないのです。お金がない中で、あえて工事費が膨張ですよ。13億円のうちの3億4,000万円。補助金をもらおうが何しようが、一旦返すお金は必ず用意しなければいけない。今までもそれはわかっていますよね、いくら有利な借金をしても一旦お金は返すのです。それが足りていないのが現状だということが本当に、そういうことを考えながら難しいと言われた予算編成をされているのかどうかということがちょっと引っかけたので、こういった質問をさせていただきました。個人的には、みどり認定こども園の防音工事7億5,957万9,000円のうち地中熱導入に要する3億4,392万6,000円は、これは一旦削除するべきだと思ひています。減らすべきだと思ひています。まず、そのことはお伝えします。

それから、もう1件。深刻という言葉は、乖離していないかなと思ひますので、それについても確認させていただきます。1月に全員協議会で説明があった標茶高校の生徒確保対策、シェアハウスを整備する件についてであります。

これも私の記憶なり記録が間違っているのかもしれませんが、全員協議会では4棟を4,000万円かけて整備するというふうになりました。でも、新聞発表されたのは6棟5,600万円、6棟という数え方はちょっとどうなのか。ただ、新聞発表では6棟5,600万円という、そういう発表がされています。

まず、この深刻な財源不足の中で1,600万円、単純に増えているということはどういったことかということをもまず説明願ひします。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

シェアハウスの部分について、報道等で5,600万円何がしというお話が出ていますけれども、全員協議会の際にお話しさせていただいた4,000万円というのは建物の改造費の部分でございます、その際にもご説明させていただいていますが、これに備品1,000万円、これは厨房の備品と、それからシェアハウスの中の例えばベッドですとか、そういった備品も含まれます。その部分と、あとは備品にならない消耗品系が予算化で100万円、大きくはこの部分で、あと細かい3万円とか手数料がかかるのですけれども、トータルでおよそ今回の予算では5,503万円を上程させていただいているところでございますので、工事費が膨張したとか、そういった話ではございません。

それから、全員協議会のほうの資料で利活用するのは6戸ということでしたが、正しくは5戸で、1か所……1軒は舎監、ハウスマスターの家、これは変わりません。それから、1か所は食事提供するコミュニティスペース、これも変わりません。3戸、生徒が寝泊まりする部屋は4戸とご説明申し上げましたが、3戸で、ここに最大8名、男女の構成比はまだ定まっておりますが、最大8名を受け入れられるような体制整備を考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 私が理解していた予算よりも増えた、その理由については理解いたしました。

ただ、そもそもですけれども、これは本当に整備しなければいけないのかどうかということが、どのぐらい内部的に予算編成の際に詰められているのかと思うことがあります。それは、標茶高校の生徒確保対策で一番大事なことは出生数を増やすことだと町では言っています。その次にファームステイや民間の下宿といった、そういう環境を整備することが2番目であると、そういうふうに優先順位をつけているのです。そこに、このシェアハウスというものは、その2番目に当たるということなのかどうかというのがちょっと不明瞭だということと、実際に9月に標高フェアにもしかしたら標茶への入学を希望する方が来るかもしれない。もし来たらそのときに、こういう住環境で皆さん受け入れますよというふうに見せなければいけないということなのですが、町内には、以前、下宿を開業されていたけれども、その利用の低さとか、いろんなことで廃業している方もいるし、それから、こういう時代ですから、町内の事業者のほうにそういったことをやっていただけないかというお話とか、そういうことをしていないのではないかと思うのです。そういった、まずは地元で何とかならないか。さっき言ったファームステイとか、民間の下宿とかということを優先順位に挙げているにもかかわらず、一足飛びに道立高校のためのシェアハウス、もちろん標茶高校は本町にとって大切なものですが、そこを町で整備して、その後の維持もずっとしていくわけですね。そこにもうちょっと慎重な予算の決め方というか、あってもいいのではないかと私は思うのです。

現状で、例えば生徒の募集、確保対策をするのであれば、3月末で廃止される西春別標

茶線を利用している生徒、それから本当はそれを利用して標茶高校に来ようとしていた生徒、そこへの対応が一番先にやられるべきなのではないですか。それと通り越して、来るか来ないか今の時点ではわからない、でも来るように努力しようというのはわかりますけれども、そこに先行投資としてシェアハウスを整備するというには私は危機感、深刻に受け止めているという町長の言葉とはちょっと符合しないと思うのです。今、まさに3月末でバスがなくなって通学をどうしようかという子供のことを真っ先に考えるべきであって、その予算であれば何にも言わないです。町内でいろんな業者さんに話をし、募集した後、9月にもしどうしても内覧させなければいけないのであれば、その時点では寮は見せることはできますよね。人が入っていくのが何しようが、こういう寮があるのだ。ただ、いっぱいになるかもしれないから、それについては整備するというような、そういう順序でも問題ないのではないかなと思うのです。なぜそういう予算編成にならなかったのかと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） ご答弁が前後するかもしれませんが、まずは阿寒バスを利用して西春別一標茶間の通学生の現状についてお話しさせていただきます。

現状その部分を利用されている、今現在、別海町から通われているというか、別海町出身者で標茶町に入っている方は10名いらっしゃって、そのうち2年生1名と3年生4名が阿寒バスを利用されております。3年生はもう卒業されていますので、来年は利用しませんけれども、2年生の1名については次年度以降のお話を高校のほうも含めて確認しましたところ、町バスの虹別線を使って行くと。あとは別海町からは今、2年生、1年生、5名いらっしゃいますけれども、その方についても、先ほど言った町バスを使うという方も含めて、2名の方は町バスを使って、残りの3名は寮を使う。これは今でも寮に入っていますので、そういった対応になるかなということで、そういったことも含めまして、今の3年生が現実的に乗っていらっしゃるということも踏まえまして、今年の3月まで西春別線を運行してきたという経緯はご理解いただきたいと思っています。

それから、課題として列挙した解決方法の中で、町内の出生数を増加させる取り組みですとか、優先順位ということで順番をつけているわけではありませんが、ここを同時並行していかなければ駄目だということで、1つには以前お話しさせていただいた町内の出生数を増やす取り組みですとか、町内の中学校3年生をどうやって標茶高校に進学をしていただくのかとか、その1つに全員協議会の中でもお話しさせていただきましたが、町内の下宿やホームステイ先の受入れ体制の充実というのもご提案させていただいております。

それから、これは既に行っておりますが、近隣市町村から通学者に対する支援も引き続き行いたい。あと、これも既に行っておりますが、遠隔者の寮の費用援助も引き続き行いたい。そして、その際にもご提案させていただきましたが、今、標茶高校の寮というのは、3日間お休みが続くと寮が閉まってしまいます。そうすると、遠方の方というのは、やはり迎えに来る。近隣で寮に入っている方だと親御さんが迎えに来るということもあります。

が、遠方ですと、それがなかなか迎えに来られない距離にいらっしゃる方もいらっしゃいます。実際に今年全国から募集された1件については、寮のそういった環境で断念された生徒も実際にいらっしゃいました。そういった方々の受入れ体制を整備する。

それから、これは2月14日の報道で出ておりますけれども、北海道では、令和7年度から高校教育課の中に「高校改革推進室」を立ち上げて、新たな高校の在り方について検討すると発表されております。ご覧になった方もいらっしゃると思いますが、適正配置を含めてということですのでけれども、道立高校のあるべき姿を考えていきたいということで報道に載っております。

現在、本町は2間口維持していますが、当然、今後生徒が減少すれば間口減少も想定されますし、現在の標茶高校のそういった取り組みが間口減少により、やはり多様な学びができなくなるということもありまして、何とか2間口は死守したいということが私どもの考えでございます。先ほど言った地元高校への進学率等々もあわせて取り組みとしては必要ですけれども、一方、町外からの生徒確保も必要ではないかということで、議員、ご指摘の町内での下宿、そういった方々の呼びかけについても、当然、しなければならないと認識しておりますし、これは高校のほうともそういった共通課題として取り組んでいくということで確認をしております。

ただ、一方で、やはり町外からの高校生の確保ということでは、現在、標茶高校に通っている方の約半数は町外からです。今後もこの傾向は町内の出生数から見て続かざるを得ないと考えたときに、やはり確保対策と居住環境はセットでなければならないと私どもは考えていました。実際にそれで1名の方は辞退されています。

そういうことで、道立高校ではありますが、町の財産ということで、財政が厳しい部分ではありますけれども、積極的に今ここでそういったことに取り組まないと、やはり間口というか、実際に生徒さんが減ってしまうと、間口の減少につながってしまう。そうなのは遅いのではないかということで、これは一昨年来、ずっと研究してきた中で諸条件、舎監の問題とか、いろんな問題をクリアした中で、何とか次年度以降、シェアハウスのスタートに向けて何とか高校のほうとも協議が整ったということで、今回、上程させていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） その必要性について、町としてどう考えているかということは理解していましたが、今の説明でさらに理解を深めたところですが、北海道内でその事業の対象となる地域みらい留学に参加している学校というのは既に33校あります。そこに標茶高校が新たに加わるということで、ある意味、生徒確保の競争に入っていくためにどうしても必要なのだということでしょうけれども、私はやはり町内の下宿屋さん、それからそういったことに意欲のある方をまず探して声をかけて、それからでも間に合うことではないかと思うので、当初予算にこの5,600万円というのは必要ないと思っています。期待

される効果に見合う投資なのかどうかということをやっぱりいろんな方に理解していただく必要はあると思っています。

そして、そういったことも含めて行政サービスの縮小とか廃止があるとしたら町の方に説明するというようなご答弁もいただいていますけれども、そうではないですよ。当初予算 45 億円足りなくて議会を延期した自治体は 1 年前にそういったことを公表して、そして昨年中に住民への説明会というのを開いて、要するにリスクヘッジを行っているわけです。結局、財政状況が悪くなって生活に影響を受けるのは、町民なのです。町民がそういったリスクがあるのだということをしかりと受け止めて、そのリスクに対して準備していかなければならないのです。ですから、そのときになったら、何かを削るようなことがあったら説明するではなくて、今から見込みを説明していかなければならない、そういうものではないかなと思います。

それと、全員協議会でも言いましたけれども、2020 年の時点で令和 7 年度で各基金全部ゼロになるよという見方もあったわけですから、それは内部的に引き締めを狙った数字だと全員協議会でもおっしゃっていましたが、でも一方で、そういう見方もできたということです。2020 年、5 年前の時点です。それがコロナも挟んで、たまたま少し延びてきているという、私はそういうふうに認識すべきだと思います。

そういう意味では、もう今からでも町民に対して、つぶさに財政の状況を説明して、どんなことに協力してもらう可能性が出てくるのか、現状で町道の植栽管理とか、公園の草刈りとか、小さなところで滞っている、そういったことを町民はもう肌で感じていますから、これは今のタイミングを逃して、来年、基金残高 8 億円しかない中で公債費 15 億円です。今年と同じぐらいになるとして、残りの金額をどうするのかということも含めて、これはやはり急いで手当も考えなければいけないし、それを町民にも私たちにもしっかりと知らせていただかなければならないと思います。議会としても特別委員会を設置して、町とともに、それから町民とともにそのことを考えていかないと、標茶は消滅しますよ。そうは思いませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、議員のほうからいろいろあったのですけれども、私、町長就任した時点から財政状況は非常に厳しいなということは肌で実感しながら、職員には常日頃、有利な起債とか補助事業とかそういうものを獲得しながら、様々なことをやりながらやってきたことはいろんな事業で、例えばアイヌの交付金では、ウタリ協会がなくても 9 割補助のものを獲得したりとか、本当は 7 割の過疎債だったけれども、8 割の辺地債を使えるような有利な起債を確保したり、様々な職員がそういったことをやりながら頑張ってきたのが事実であります。

ただ、昨今のいろんな状況、コロナ以降の物価高騰等が予想以上に厳しくなったということは議員の皆さんも十分承知のことだと思います。引き続き、議会のほうで特別委員会がという話の内容について、私はまだ一切聞いていませんので、ちょっとよくわからない

のでそれについてはお話しできませんけれども、様々な今後の方向性をしっかり固めて、固めないでいきなり町民にお話というのちょっと無理な話でありますので、しっかり考え方を整理し、できるところから町民の皆さんにご説明をしながら、ただ、今、予算の中でちょっと甘いのではないかという話もありましたけれども、しっかり将来を見据えて、必要などころにはしっかり令和7年度の予算については予算化をしながら、引き続き標茶が持続可能な財政運営、まちづくりができるようにという思いで予算編成をしていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） この件については最後の質問ですけれども、ちょっと答弁漏れというか、はっきり聞けなかった部分、6年度末、要するに3月31日の時点で基金の残高は8億1,000万円ぐらいですか。大体8億円なのですけれども、来年度の予算編成、具体的に今ならないかもしれませんが、不足分があると思うのですけれども、積み戻しできる分もあるかもしれないですが、不足分は、例えばどういう方法が考えられるかだけお伺いして、この質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 担当より私がしゃべったほうが一番いいだろうなと思いますので。

基本的には、私、企画財政担当の課長をやっているときに今西町長のもとで、市町村合併で三位一体改革の中で、非常に財政状況が厳しい中で対応していたという経験知がございますので、そのときも交付税が5億円一律カットされるとか、そういう中でやりくりをしながら、当時も基金は20億円程度しかないというような状況の中で、当時も同じように基金から年度当初の予算編成の不足額を積み戻し、支消しながら、やりくりをしながらやっけていまして、さらに足りない分については、当時は民間の金融機関からの一時借入れも、簡単に町村長の判断でできるという状況の中にあります。議会の予算書にもあるとおり、一時借入れは10億円を限度にできるというふうになっていますので、収入役が当時いましたので、その責任で一時借入れをしながら交付税等が入ってきたときに戻すというやりくりをしながらずっとやってきたという経験がありますので、残高を見ながらそういった分の選択肢も含めてやっていくことが、今、求められていることなのかなと思っていますので、それについてはまたさらに議会の皆さんに報告しながら、説明しながらやっていきたい、そんなふうには思っていますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 昔のお話、ご自身が財政担当されていたときのお話までいただきましたので理解を深めたところですが、私の記憶が間違っていなければ、単純に財源不足を民間の銀行から借金したわけではなくて、国営事業の負担金を繰上償還することによって、その金利を、利ざやを稼ぐという、日本で初めての手法を取るために民間金融機関から借入れした部分もあったと、そうやって基金を増やすために借金をしたということもあったということ、もし、これ、私の記憶が間違っていたら申し訳ないのですが、100%が

財源不足だったのではないかなということ、ちょっと皆さんも関心を持って後で調べていただければと思います。

2点目の質問にまいります。

妊娠牛を受け入れて町営牧場の収支改善をとということです。

町長は、財政悪化の要因として、公債費の増加、物価と人件費の高騰などとともに、「町立病院」「町営牧場」「特別養護老人ホーム」の収支が悪化していることを挙げています。

しかし、町営牧場の経営悪化の理由というのは、ひとえに利用制限によって利用頭数が損益分岐点を下回ったことによるもので、町として運営方針を誤ったためだと私は思います。それは、牛は生き物ですから、一度減らしてしまえば、それが回復するのに時間がかかりますし、預託牧場の性格として、その間にそのお客さんはよそに行ってしまうという、そういうことというのは想像に難くなかったはずです。

ただ、公共牧場の役割は常に一定というわけではありませんので、現時点で酪農家が必要とする乳牛育成プロセスの中の脆弱な部分を補完することで利用頭数は回復できると思います。町内2か所の哺育センターとメガファームは、妊娠確認後の牛群管理に苦慮しているという、その点に私は注目したい。利用頭数の減少によりしばらく利用されていない7号牧区、8号牧区、本来であれば300頭の放牧が可能なのですが、当面、足場とか植生のいい牧区を利用して、そこに牛を入れれば200頭であっても確実な増収につながると思っています。妊娠鑑定後の乳牛であれば、日々の管理も容易であり、事故率も低いと考えます。さらに、利用対象に町内の預託牧場を含めれば、業界全体に新たな利益が発生し、町内の経済が活性化するとも考えます。

まずは、初妊牛を積極的に受け入れ、その状況次第で新業態として妊娠牛の預託や分娩管理についても、今後、研究を進めてはどうかと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の妊娠牛を受け入れて町営牧場の収支改善をとのお尋ねにお答えします。

育成牧場の状況でございますが、令和3年からの生産費の高騰と高止まりの中で運営については厳しい状況であります。利用者である酪農家の皆さんも厳しい状況にあると認識しております。令和3年度から妊娠牛の早期退牧の利用制限を撤廃し、現在は過去の利用条件と同じ出産2か月前までの退牧をお願いし、運営しております。現在も早期退牧を希望されたり、哺育から種つけを終え、民間委託農場への移動など、利用者のニーズは多岐にわたり、利用者自身の農場の状況などを考慮された上で、当育成牧場を利用させていただいていると思っております。

そのような中、増体成績の向上、希望授精月齢前の発情確認、多回教授精の減少など、職員の努力において育成管理が行われていることが在牧期間の短縮につながり、利用者にとっての利用価値を高めることになっていると感じております。妊娠牛の受入れ希望の声は伺っておりませんが、状況次第でどのように安定運営をしていくかということは常に検

討を行っていくべきという部分については、意を同じくするものであります。

昨年秋から育成牧場における哺育事業が順調に推移しております。現在、授精対象内の若齢牛の割合が増えてきており、相対的には、今後、在牧牛が増えることが予想されます。利用者から喜ばれる牧場、しっかりとした後継牛を育成し、お返しすることを大前提に今後も努力を続けてまいります。職員確保や物価高騰対策などの課題もありますが、利用者ニーズのもと、新たな考えも含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 私は、基本的に公共牧場が黒字でなければならないとは全く思っておりません。民間がやってあまりもうけにならない部分を町あるいは生産者団体がやるということであって、直営で育成牧場をやっているところが全国、全道で激減して、標茶町は非常にレアなケースにはなっていますけれども、そんな中で標茶町育成牧場は、ただいまの答弁のとおり、随分頑張ってきています。

ただ、10年、20年というスパンではなくて、乳牛が更新されていく、生産される例えば2年あるいは更新されていく5年、6年のスパンで農家の状況というのをきちんと見極めて分析をして、それから同業の状態なども分析して経営に当たっていかなければならないと思っています。そういった意味で、先日、渡邊議員が、行政としてそういう農家の経営状況を分析する必要もあるだろうと言っていました。私はこれは非常に正しいと思うのです。生産者団体がやるような財布の中まで見るような分析ではなくて、町内の酪農家が、今、何を求めているか、それから同じような業態の公共牧場がどういう状況か、道外の酪農家がどういう状況か、すごく広い範囲での情報収集ということを行って、それを分析した上で、町としてやっぱり牧場を運営していくべきなのだろうと思っています。

今、答弁いただいたように、これからいろんな課題がありますけれども、利用者のために頑張っていくということを知って非常に心強いと思うのですが、ただ、そうはいっているのに理事者から議会で牧場が赤字だからというようなことをおっしゃられたわけで、これは働いている方もそうですし、私もそうですけれども、牧場運営に関わってきた者としては非常にショックです。だから、もし本当にそういったことを思っているのであれば、例えば、牧場の予算から綿羊は外してほしい。不採算が間違いないわけですから、外してほしいし、それから除雪も公共施設なのだから、町でやってほしいとかとも考えるわけです。でも、牧場が頑張ればそういったことのみ込んでいける。そういうことを町としてしっかり認識していただかないと、何かあれば、いや、あそこが赤字だからとか、決してそういうことにならないという認識を共有していただきたい。そうでなければ、今、言ったような不採算の部門の綿羊は地域振興費で計上してほしい。除雪の費用は数千万円かかりますけれども、これは建設課なのか、管理課なのか、そういったところで計上してほしい。だから、少なくとも財政悪化の要因とかを頑張っているところのせいにするこ

ないように、これからも取り組んでいただきたいと思います。

今のところ妊娠牛の、例えば預託牧場からの預託希望はないということですが、これは声をかければあると思うのです。そうすると、町にとっても、育成牧場にとっても、それから民間の預託牧場にとっても、それぞれ同じぐらいの利益が上がります。放牧期間中ですから、原価率が低いです。だから、そういうできるところから牧場の収支の改善というのを行ってほしい。ご答弁は要りません。

次の質問に入ります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思うのですが、悪化の理由を、私がさも何か町立病院、育成牧場、特別養護老人ホームの収支が悪化したからということを行っているように聞こえましたが、私は育成牧場についてはそういうことを一切言ったことはありません。牧場の職員に対する挨拶の際にも、非常に大変厳しい環境の中、特に人手不足の中、頑張っているという挨拶を常に心がけてやっていますので、そこだけ、私はしておりません。

ただ、町立病院については、外では言っています。国や北海道に対して、非常に財政状況が厳しい中で、例えば交付税の問題とか様々な支援をしっかりといただかないと、自治体病院、標茶唯一の町立病院でありますので、そういったことは非常に厳しいということは、外に対してはしっかり言っていますので、そこだけは違うということをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 言った言わないの話は後で場長に確認してください。議会でおっしゃったことではなかったかなと思いますので、記録に残っているかどうかということはありませんけれども、それはそういうこともあったのではないかとということで……。

次の質問に移ります。

3点目、支援が必要な新入学児童に安心・安全な放課後の居場所を提供すべきということとです。

4月から標茶小学校に通う新1年生の中には、学校生活を送る上で支援が必要とされる児童が5名いると聞いています。当該児童の学校生活に関しては必要な支援が受けられることになるわけですが、放課後については、それぞれどのように過ごすことになっているのかを行政としては確認しているのでしょうか。

現状、町内2業者、3か所の放課後デイサービスは定員に達していて、新規の利用は難しいと聞きました。当該児童が放課後デイサービスや学童保育の利用を希望した場合、町あるいは教育委員会として対応が必要ではないかと思えます。民間の放課後デイサービスでは、定員を増やす上での課題を「スペース」であるとしています。その点を踏まえて、行政としての対応についてお聞きします。

1、民間の放課後デイサービスを利用している児童生徒の実態を把握していますか。

- 2、放課後デイサービスの抱える課題を把握していますか。
- 3、放課後の空き教室を放課後デイサービスの拠点として提供できませんか。
- 4、未使用の公共施設を放課後デイサービスの拠点として提供できませんか。
- 5、町が放課後デイサービスを運営することはできませんか。
- 6、いずれにも対応できない場合、こういった支援が必要な児童に対して行政としてはどのように責任を果たすことになりますか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11 番、類瀬議員の支援が必要な新入学児童に安心・安全な放課後の居場所を提供すべきとお尋ねにお答えします。

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、小学校、中学校、高等学校に就学している障がい児に授業の終了後または休日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行うサービスであり、本町では民間による3事業所によって提供されているところであります。

1点目の民間の放課後デイサービスを利用している児童生徒の実態を把握しているかとお尋ねですが、放課後デイサービスの利用に際し、町への申請が必要であるほか、相談支援事業所による支援計画の作成と評価が行われており、その内容は町に報告されることになっておりますので、実態は把握しているものと考えております。

2点目の放課後デイサービスの抱える課題を把握しているかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、スペースの問題が挙げられるほか、サービスを担う人員について、課題として把握しているところであります。

3点目の放課後の空き教室を放課後デイサービスの拠点として提供できないかとお尋ねですが、教育長からお答えさせていただきます。

4点目の未使用の公共施設を放課後デイサービスの拠点として提供できないかとお尋ねですが、事業者様からの相談があれば、可能な限り適切な対応をしてみたいと考えております。

5点目の町が放課後デイサービスを運営することはできないかとお尋ねですが、放課後等デイサービスの開設者の要件としては法人格を必要とされていることであり、町が直接運営することは制度上、可能であります。しかしながら、設置基準に合致した施設の整備、必要な職員の確保等を考慮しますと、非常に難しいものと考えております。

6点目のいずれにも対応できない場合、支援が必要な児童に対して行政の責任をどう果たすことになるかとお尋ねですが、対応可能なことにつきましては町としても協力してみたいと考えております。放課後等デイサービスの利用について日数や利用時間の希望がかなわなかった場合は、日中一時支援事業への利用登録をしており、放課後等デイサービスを同日利用ができるよう対応しているところでございます。

町内で放課後等デイサービスを実施していただいている2つの法人、3事業所の皆さま

には、本町児童のために大変なご努力をいただいていることに敬意と感謝を表するとともに、引き続き、町と事業者、それぞれの立場で対応を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

3点目の放課後の空き教室を放課後デイサービスの拠点として提供できないかとのお尋ねにお答えいたします。

放課後の空き教室を活用することは可能であります。デイサービス事業所として開設する場合の基準として、指導訓練室、静養室、相談室、トイレ、手洗い場の設置が必要とされております。空き教室をそのまま活用する場合は、この基準を満たすことが難しいものと思われま。また、学校職員が不在となる時間帯において、放課後デイサービスの運営が想定されることから、施設管理上の課題等もあるため、現状としては難しいと考えております。

また、現在、全ての小中学校において、空き教室の確保が難しい状況にあります。特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、今後も空き教室の状況は変わらないものと推測していることから、現時点において、放課後デイサービスの拠点としての教室の提供は難しいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、質問の中で、標茶小学校に4月から通うようになる児童のうち、支援を必要とするお子さんが5人いるというふうに聞いて、その5人とも放課後デイサービスの利用というのを希望していると私は聞いています。ただ、2法人、3か所の放課後デイサービスが全て満員で入れないよということでお断りされたという方からの相談で、そのことを調べたところです。

結局、町としても、教育委員会としても、具体的にもし民間で受入れ体制が整わなかった場合にどうするかということの答えをいただけませんでした。その後の調べで、この5名というのは、現在、放課後デイサービスを利用している方々の中で、日数をそれぞれ削って、そこに5人を収容するというような対応をしていただいたと聞いています。ただ、仕事をされている、あとは事業を営んでいる方なんかは満度に利用できないということで、仕事、事業にやっぱり支障を来すという状況は解消されていません。

それで、本議会開催直前の3月3日に、新聞報道によれば、釧路町では、これは放課後デイサービスではないですけれども、学童保育の需要拡大を受けて町内の2地区で学童保育を開設する民間事業者に対して、町が支援するといった政策を発表しています。具体的には、町有施設の部屋をそこに開放するという内容と聞きました。それと、釧路町の話なので、別保と東陽という新興住宅地域の部分は別保小学校の空き教室を利用して、これは

町として学童保育を運営するという政策を発表しています。

だから、放課後デイサービスと一般の学童とは性格が違うのですけれども、一般の学童にも、環境さえ整えば、支援の必要な子というのは利用できる可能性もあるのですが、そういった近隣自治体の似たこととか、そういった子育て支援に対する政策というのは、標茶町としてはこれを参考にするとところということはないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えいたしたいと思います。

初めのご質問のほうで、放課後デイサービスを利用できない方への対応の部分がございましたが、町長の答弁にもございましたけれども、日中一時支援の利用登録をさせていただいております。放課後デイサービスを利用できない際には、日中一時支援事業のほうをご利用いただけますし、本町におきましては、放課後等デイサービスと日中一時支援の同時利用ができるよう対応しているというところがございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それからもう1点、釧路町の事例のお話ございましたけれども、私どものほうでも状況を確認させていただいたところがございます。釧路町の事例につきましては、民間事業者が学童保育を実施するための施設を増築するということに対して、国の子ども・子育て支援施設整備交付金を活用して補助をするというような内容となっていると聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 交付金事業によって民間事業者が新たに学童保育を始めることをサポートするのだということだと思っておりますけれども、実際、東陽地区にある「あいぱーる」という施設で、新しく開業するまでの間、そのスペースを開業を予定している業者さんに貸すということになるのでしょうか。だから、正式に学童ということにならないという話を聞いていますけれども、そういった形で、「あいぱーる」は町の施設だと思いますので、具体的に町のほうで子育て支援として行っているということと、数年前に別保小学校というのは、特に新興住宅地の東陽地区で人口が急増していて子供が増えて、小学校の教室が足りないということで増築しています。そのときの予算の上げ方でちょっともめて、いろいろあったということで記憶しているのですが、多分、教室数にそんな余裕なんかない学校だと私は理解しています。

でも、そういった中で学童保育を行うということで、学校の教室を利用するということは全く可能性がないのかどうか。そういったことがない場合に、もし来年もまた同じように支援の必要なお子さんが出たときに、そういったお子さんたちの放課後、一時保育ですか、一時預かりの部分、課長から答弁いただきましたけれども、日中一時預かりは15時までなのです。そうすると、働いている方とかは、そこで、ではそれ以上、定員に達していたら行けないわけなのです。そういったことに対する、もし展望とかがあればお聞きしたいです。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答えいたします。

釧路町の部分につきましては、私も担当のほうに確認をして、いろいろと情報をいただいております。

釧路町におきましては、放課後児童クラブ、学童ということでございまして、今、ご質問いただいた放課後デイサービスというところで、放課後デイサービスにつきましては、教育長からも答弁ありましたが、指導訓練室、静養室、相談室、トイレ、手洗い場等の設置が必要とされておることから、学童では1つの教室での提供で済むところ、放課後デイサービスにつきましては多くの教室が必要になるというところで、まず状況的には、環境的にはちょっと難しいところがございますので、その部分についてはご理解をいただきたいなと思います。

それから、放課後デイサービスにつきましては、基本的には放課後、教員の時間外での運営となるところでございまして、なかなか教員の働き方等を考えたときに、学校の施設管理等がございますので、そういったところでも難しいと考えているところではございますが、釧路町のほかに弟子屈町におきましても、児童クラブ、学童のほうを学校を使って運営されていることでもありましたので、その辺ちょっと情報を伺いながら、放課後デイサービス等を活用しての支援に何かできることがあれば対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） なかなか行政として対応が難しい。私、例に挙げた釧路町の学童保育への支援とはやはり異なる部分がありますから、それは納得せざるを得ないのですが、ただ、民間の法人で一生懸命頑張っていて、人の確保はできると言っています。人数のやはり増減というか、そういったこともありますから、むやみにスペースに投資することができないのだと、そこが最大の課題であるとおっしゃっていますので、今、町からも教育委員会からも、では、そういったところを利用できない支援の必要なお子さんが出たときに、放課後どういった安心・安全を確保するかという明快な答え自体はいただいていないのです。研究するという事は伺いましたけれども、明快な答えはいただいていません。ぜひ、急いで、子育て支援でもありますし、障がい者、障がい児、そういった政策、計画、そういったものの確認も必要だと思うのです。今後、増えていくだろうということも答弁の中にありました。そのことに対する実効性のある対策というものを早急に立てていただくことをお願いして、私の質問は終了いたします。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長の答弁の中に含まれていると思っていただいていたところなのですが、議員から明確に回答がないということでありましたので申し上げますけれども、場所の件につきましては、

これまでも、例えば、災害に遭われたときに相談を受けたりもしているのですが、公共施設で基準等に合致して利活用ができそうなものについては前向きに考えていくということで返事を差し上げておりますし、いろいろ経過があつて、まだ具体的にはなっておりませんが、この先、喫緊のときにはそういったことも考えられると思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終わります。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 私は、通告に従ひ質問するところですが、その前に、私の質問の中で印字のミスがございます。文字の訂正をお願いしたいのですが、1行目の後段から6字目が信用の「信」となっております。これを本来は活用の「活」でございますので、修正、訂正のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の内容は、企業版ふるさと納税の活用とその内容を求めるということにしております。これは町長にご答弁をお願いしたいと思っております。

趣旨でございます。

本町は、企業版ふるさと納税として、全国から寄附を募集しております。活用項目の1項目には「釧路湿原国立公園茅沼地区観光宿泊施設エリア上質化事業」と、こういうふうに書いてございます。この事業を今後も継続するには、町民にも理解と協力をしてもらうことが大切だと思うので、以下についてご質問をするものであります。

1、上質化事業とは、どのような事業を指すのか、内容の説明を求めます。

2、この事業には、何件の寄附があり、合計金額はいくらになりましたか。ご質問いたします。

3、今後もさらなる施設周辺の整備を行うのか、計画がどのようになっているのかお伺い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の企業版ふるさと納税の活用とその内容説明を求めるとのお尋ねにお答え申し上げます。

1点目の上質化事業とはどのような事業なのかであります。企業版ふるさと納税につきましては、第2期標茶町創生総合戦略推進計画に基づき策定した地域再生計画の各事業に対して寄附を募るといふものであります。

これまで重点項目として4つの基本戦略に係る取り組みをもとに、各種政策や事業を展開してきました。

釧路湿原国立公園茅沼地区観光宿泊施設エリア上質化事業につきましては、地域再生を図るための標茶町再生推進事業の「元気がでるまちづくり事業」の具体的な施策である「観

光基盤の整備と観光資源の保全等」に位置づけられており、日本最大の湿原「釧路湿原国立公園」内にある宿泊施設「憩の家かや沼」のリノベーションと施設周辺の環境整備を行い、休業している本施設を魅力ある観光情報と環境保全啓発の発信拠点として再建を目指す事業であります。

なお、現在の地域再生計画は2025年3月31日までとなっていることから、現在、新たな地域再生計画を申請中であります。

次に、2点目のこの事業には何件の寄附があり、合計金額はいくらかとのお尋ねにお答え申し上げます。

本事業につきましては、企業版ふるさと納税の件数は、令和2年度から令和5年度までの合計で30件、寄附金額は1,330万円であります。

3点目の今後もさらなる施設周辺の整備を行うのか、計画はあるのかとのお尋ねですが、令和5年2月及び8月に開催の全員協議会でもご説明しておりますが、茅沼地区の今後の課題としましては、蝶の森散策路の再整備、蝶の森展望台の改修、シラルトロ湖キャンプ場整備、シラルトロ歩道・展望デッキ整備、蝶の森展望台からサルルン展望台がありますが、整備に至っては関係団体との調整や財源確保しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 以前にも、この観光施設周辺を一大観光拠点にしたいというような構想は聞いております。先ほど言っている蝶の森というのは、「蝶」の森ではなく町長の「町」ですものね。

その蝶の森を中心にいろんな歩道だとか、そういうものをやりたいということはわかるのですが、この30件、1,330万円、これについて主に全国的にこれを支援してもらっているのか、標茶周辺というか、釧路・根室管内を中心にその小さなエリアの企業版ふるさと納税になっているのか、そこはどのようになっていますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 企業版ふるさと納税に寄附していただいた法人の所在ですけれども、町外の近隣の法人もありますが、遠くは大阪ですとか、それから、例えば東京ですとか、京都ですとか、そういった全国にまたがって本事業にご賛同いただいた企業が、ご理解をいただき支援していただいているというふうに認識しております。もちろん北海道内、近隣の市町村からの企業さんからの寄附もございました。あわせて、先ほど町長答弁にもありました件数の部分、30件ということでの積み上げでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 近隣町村ではなく全国的にこういうことを認知されつつあるということですが、なぜこういうことを聞くかという、本町の財政というのは、先ほど同僚

議員も危惧しておられたとおり、来年度予算に向けても非常に厳しい中、どうやって財政を建て直していくのか。一番手っ取り早いのは、住民に手数料だとか、そういう経費の値上げを求めることが早いのでしょうけれども、それはなかなか大変なことなので、となれば、外に活路を求めていかないとならないのではないかと思うわけです。

その中で、他町村も積極的にやっております、ふるさと納税なるもの、そして本町もこれまでやってきている、これからもやるであろうこの企業版のふるさと納税、これはどのぐらいの、今後、拡大予想があるのか、なかなか景気も上向かない中、厳しいと思うのですが、どのようにこれからこの企業版ふるさと納税というのを広げていくのか、そこらのお考えはありますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） ふるさと納税、企業版も含めてどのように積極的に推進し、歳入確保に努めていくのかというご視点だと思います。

ご指摘のとおり、これから来年度に向けて、当年度中もそうですけれども、財政のあるべき姿ということで町長答弁がありました。これから継続的な財政を運営していくためにどういう形が望ましいのか、人口減少も伴って歳入、税収も含めて減少することが想定される中で、将来の財政的な部分はどのような形が持続可能なのかというのは私どももさらに研究を進めなければなりませんし、今、議員からご提案いただいた歳入の確保ということも大きな課題の1つだと認識しております。

その中で、今、議員ご提案のふるさと納税の推進と活用をして歳入確保をどのようにしていくかというご質問ですが、全員協議会の中でもご説明申し上げましたが、歳入基盤の見直しという項目の中で、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の活用など確保対策をとということで大枠はご説明申し上げていますが、個別具体的にどういったことというのはその際には説明いたしておりませんので、改めて説明させていただきますと、今年、企業版ふるさと納税につきましては、先ほど町長答弁にもあったとおり、3月31日までで地域再生計画というのは一旦切れます。新しい4月1日以降からの地域再生計画は、現在、国のほうに申請中です。この申請でオーケーが出れば、4月1日以降からも企業版ふるさと納税を受けられると定められておりますので、今、その手続を行って国の許可を待っている最中であることを、まず、ご理解いただきたいと思います。

その中で、これは常に町長からもご指示いただいておりますが、町長のトップセールスも含めまして、標茶町のこれから各種事業については周知をする、積極的にPRをすることということで、今年予算でもかなり計上させてもらっていますが、昨年度の補正でもつけさせてもらいました。本町をPRしていくということで、かなり積極的に道外のほうに向けて、職員も派遣しながら、ふるさと納税も含めた本町を理解していただくということで、PR事業、タウンプロモーション事業ということで展開させていただいております。それだけが全てではないのですけれども、本町を知っていただいて、本町が行っている事業にご理解をいただき、その中で企業版ふるさと納税というか、標茶の応援団になっていただ

く取り組みをいろんな場面で展開していくことが今後につながると思っていますし、もちろん町長にもトップセールスでもっていろいろ動き回っていただくということも想定しているところでございますので、金額的な明示というのはなかなか今のところ申し上げられません、このような取り組みをしっかりと行って、少しでも歳入の確保に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） この標茶の企業版ふるさと納税、ここには、今、言った1から4まであるわけです。ふるさと教育推進事業も入っております。

今、この4項目を3月31日に期限切れとなるので、4月1日から新たに許可を求めるということなのでしょうけれども、この4項目のほかにも何か追加するような項目というのは考えてございますか。そういうものがあったら教えてください。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

当初のパンフレット含めまして、地域再生計画の中では重点的に支援していただきたいというところで、議員からご指摘ありました、上質化推進事業、それから高校の教育振興会の補助事業ですとか、酪農再興、それからふるさと教育という部分を重点項目とさせていただいております。新しい地域再生計画の中でも、観光ですとか、多岐にわたる部分を受入れしようということで考えておまして、その中でも高校への進学、それからふるさと教育、そういった部分もありますが、トータルで多岐にわたっているいろんな事業について企業さんのご理解をいただきながら、企業さんが指定した事業に充てられるよう努めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） さればですね、先ほどの説明の中にもあったのですが、積極的なPRをしていきたいという1項目があったと思うのです。この意味するところは、専門職なるものを置こうとしているのか、それとも所管の中でそれぞれの活動の中でPRをしていこうとするのか、あるいはSNSとか、そういう広報媒体を使っていくのか、いろんな方法があると思うのですけれども、今、一番特化するべきところはということでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） ありがとうございます。

標茶町をまず知ってもらい、取り組みをわかってもらい、さらには応援団になっていただく、いろんなアプローチがあると思っています。議員ご指摘いただいたように、SNS等情報発信、地域おこし協力隊の方々の作っていらっしゃるユーチューブが高評価いただいておりますし、そういった取り組みについても評価いただいている部分もあります。

また、直接職員が出向いて都会の方といろいろなお話をさせていただく……先ほども地域

みらい留学というお話もありましたが、その中でも高校のPRなのだけれども、やはり標茶町を知ってもらおうという取り組みの中で、トータル的に標茶高校を知っていただく中で標茶町も知っていただく、逆もしかりだと思っています。そういった職員が自ら出向いていく部分、それから、これは例えば他の団体、例えば観光協会にお願いして行っていただくということもこれまでもやってきておりますし、そういったことも強化していくというのも1つの手法だと思えます。

あらゆる手法を使いながら、標茶町をまず知っていただく、それから標茶町を好きになっていただいて、さらには応援団になっていただく。そういった取り組みはあらゆる手を尽くして、職員ももちろんですけれども、関係団体等に協力いただきながら進めていきたいと考えておりますし、7年度についてもそういった事業には予算化させていただいている部分もありますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 関係機関との連携の中で、標茶町にも商工会、観光協会なるものがあります。そこの話し合いというか、定期的なそういう会合とか、このふるさと納税に係る、あるいは企業版のふるさと納税も含めて、どのような会合をなされ、説明をされているのか。今までの経緯があるのだったら、経過、その他を聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

直接ふるさと納税とか企業版ふるさと納税というピンポイントでお話ししたというのは、ちょっと資料もありませんので……。ですが、それに向けての例えば町内の商工業者さんとの打ち合わせ、そういったものも、説明会等も行っていきますので、そういった中で商工会さん、それから関係団体にはご協力いただいているという部分もあります。

ただ、やはりふるさと納税の返礼品の部分では町内の商工業者さんの協力が必須でありますので、そういった中では情報交換を含めさせていただいているというのが現状ですが、それだけの議題でというのは、ちょっと今、資料もございませんので即答できかねますが、いずれにしても、商工会さん、観光協会さんと一緒に課題とか方向性を持ちながら標茶町をPRしていくことが必要だと考えておりますので、そういった取り組みをしていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） やはり本町も、こうやってふるさと納税を含めて新たなところに活路を求めようとするのだったら、もっともっと積極的にやらないとならないと思うのです。また、一般的なふるさと納税の返礼品においても、他の町村はいろんなことをやっておるわけです。なかなか標茶町においては、新聞なんかでも第1面を飾るようなそういう、こういうことを新しくやりましたみたいなことがないのです。これはどういうことだと思

いますか。行政として、もうちょっと私は民間も含めてアピールし協力を求めるような、そういう商品開発も含めてやるべきでないかと思うのです。そこはどうでしょう。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

昨年、標茶高校生さんと町内の鹿肉業者さんでコラボしたソーセージ、こういったものを作っておりますし、新しい部分ではそういったことも取り組んでおりますし、創業支援ということで補助制度も行っております。ふるさと納税のためにという話ではないのですが、新しく創業支援をしていただいて、そのできた製品をふるさと納税にも出店していただくのが一番いい形ではないかと思っています。ふるさと納税だけに店を出すというのはちょっと、ふるさと納税制度がいつあるかもわかりませんし、やはりそういったことも考えると、ふるさと納税にも出店していただくという形が一番理想なのではないかと思っています。

先ほどもありましたが、標茶高校生の部分ですけれども、標茶高校、一昨年あたりは野菜を出していただいたり、そういった取り組みをしていただいています。

実は私、去年、横浜のほうにふるさと納税のイベントで行ってまして、標茶高校生が作った牛乳を試飲していただきました。効果は絶大です。売ってくれないのかということは何人もの方に言われました。試飲だけだったので、そのときは断ったのですが、そのときにうちのステージというか、うちの標茶町のブースについては標茶高校一押しで行かせていただきました。こういった取り組みをしているよということで、いろんな方にお話をしますと、すばらしいというご評価をいただきました。それがふるさと納税につながって、そこでいただいた寄附を標茶高校生のそういった活動に使わせていただいて、そのできた成果をふるさと納税で出品していただいて、そういった寄附した人に還元していただけるような仕組みができれば私はすばらしいのではないかとそのとき非常に感じたわけです。ふるさと納税のそういったイベントにも、私が行くのではなくて、標茶高校生が行ったほうがよっぽどいいなというのを肌感覚として非常に感じました。

ですので、先ほど行政もと言いましたけれども、やっぱり生産者の方が直接消費者とふるさと納税のそういったイベントを通してかかわるといことも非常に大事だと感じたものですから、ふるさと納税ということを一つのきっかけとして、そういった活動が発展というか、広がりを見せれば、それは決して悪いことではないと考えておりますので、そういった取り組みを推進させていただいて、標茶町の取り組みをより知っていただく、そういった活動を今後も展開していきたいと考えているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） よくわかりましたので、今後もこの企業版だけではなく、今後のふるさと納税も含めて、標茶町の乳製品とか、あるいは肉製品のいろんな加工に関する、そういう視点をつくるべく、これから私も研究し提案していきたいと思っておりますので、その

ときはまたよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後13時15分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第8号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、本町の火葬場であります「しべちや斎場」について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間の指定管理者による管理運営を行うため公募を行い、このほど指定管理者の候補者を選定いたしましたので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公募の結果につきましては、1団体から申請があり、2月13日開催の指定管理者選定委員会において、しべちや斎場の指定管理者の候補として「標茶美警総合・すずき指定管理者共同企業体」が選定されました。

以下、内容について、議案第8号と議案説明資料により説明いたします。

議案書1ページ、議案説明資料1ページをお開きください。

議案第8号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地  
名称 しべちや斎場  
所在地 標茶町字標茶936番地54
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地  
名称 標茶美警総合株式会社・すずき指定管理者共同企業体  
代表者 標茶美警総合株式会社 代表取締役 大越隆義

所在地 標茶町常盤6丁目5番地

3 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

続きまして、議案説明資料1ページをお開きください。

しべちや齋場の指定管理者候補者概要について説明いたします。

団体の構成員につきましては、標茶美警総合株式会社、代表取締役、大越隆義、有限会社すずき、取締役、鈴木勝己。

設立年月日は平成25年10月30日。

目的はしべちや齋場の指定管理者を共同連携して行うことを目的として、設立されております。

従業員の状況につきましては、従業員数26名となっているところでございます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第9号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、本条例の根拠法である「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴うものです。今回の法律改正では、カード代替電磁的

記録の定義が加わりました。この改正により、引用している条項にずれが生じるため、法改正にあわせて本条例の改正を行うものです。また、あわせて同条例で定める事務のうち、既に規則改正等により廃止または追加されている事務、事業の整理を行うものです。

以下、内容について、ご説明いたします。

議案書 2 ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、お手元に配布の議案説明資料の 2 ページから新旧対照表をご参照いただければと思います。

議案第 9 号 標茶町税条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町税条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページをご覧ください。

標茶町税条例及び標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条および第 2 条の改正は、参照する番号法との条項ずれを改正するものです。

条文にまいります。

(標茶町税条例の一部改正)

第 1 条 標茶町税条例（昭和 25 年標茶町条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条の 2 第 10 項及び第 138 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

(標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 2 条 標茶町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年標茶町条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

次ページにまいります。

別表第 1 は、個人番号の独自利用を行う事務を規定する表となりますが、すでに廃止している事務を削除し、新たに個人番号を利用する事務を加えるため、改正を行うものです。

条文にまいります。

別表第 1 中「18 町長 ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で

定めるもの」を「18 削除」に、「21 町長 障害児に係る児童障害福祉サービス等事業所通所交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を「21 削除」に、「27 町長 特定不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」を「27 削除」に改め、同表に次のように加える。

「31 町長 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担軽減制度に係る助成に関する事務であって規則に定めるもの」

「32 町長 不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの」

別表第2は、庁内連携、役場内連携による他機関からの特定情報を利用することができる事務を規定する表となりますが、すでに廃止している事務を削除し、新たに利用する事務を加えるため、改正を行うものです。

条文にまいります。

別表第2中「19 町長 ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの (1)生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2)地方税関係情報であって規則で定めるもの (3)介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの」を「19 削除」に、「22 町長 障害児に係る児童障害福祉サービス等事業所通所交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの (1)生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2)地方税関係情報であって規則で定めるもの (3)住民票関係情報であって規則で定めるもの」

次ページにまいります。

を「22 削除」に、「28 町長 特定不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの、地方税関係情報であって規則で定めるもの」を「28 削除」に改め、同表に次のように加える。

「31 町長 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担軽減制度に係る助成に関する事務であって規則に定めるもの (1)生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2)地方税関係情報であって規則で定めるもの」

「32 町長 不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの」

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の別表の規定は、公布の日から施行するというものです。

以上で議案第9号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 議案書の6ページの31 介護保険サービスの提供を行うというところから始まったこの文章を具体的にどういうことなのか説明していただけますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 31 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等の利用者負担軽減制度についてのお尋ねと思いますけれども、これにつきましては一定の所得以下の方が社会福祉法人等の介護保険サービスを利用する際、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームですとか、居宅介護支援事業所等のサービスを利用する際に、負担軽減となる制度がございますので、そちらの事務の関係で番号を使用させていただくという内容になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） 負担軽減とは具体的にどのような場面で、どういうことなのか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えいたしたいと思います。介護福祉施設サービス地域密着型老人福祉施設入所者生活介護等の部分でいきますと、割合が4分の1が軽減されるということになっております。そのほか、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護小規模多機能型居宅介護等も4分の1の軽減となっております。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

#### ◎議案第10号ないし議案第12号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第10号、議案第11号、議案第12号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第10号、議案第11号、議案第12号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本案につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月17日に公布され、

令和7年6月1日から施行されます。従来の刑法で規定している懲役及び禁固が廃止され、これらに代えて拘禁刑に一本化されることとなったため、それら罰則について規定している条例等の改正を行うものです。

以下、内容について、提案議案ごとにご説明いたします。

議案書8ページ、議案説明資料10ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページをご覧ください。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則です。

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第16条の2第3号若しくは第16条の3第1項第1号又は第3項第1号の規定を適用しようとするときは、当該罰則に定める刑に含まれる刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）については、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

3 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、新給与条例第16条の3第1項第1号に規定する拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなすというものです。

以上で議案第10号の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第11号の内容説明をいたします。

議案書11ページ、議案説明資料13ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第 11 号 標茶町行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
標茶町行政不服審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというもの  
です。

次ページをご覧ください。

標茶町行政不服審査会条例の一部を改正する条例

標茶町行政不服審査会条例（平成 17 年標茶町条例第 13 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 14 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則です。

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）施行の日から施  
行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるというもので  
す。

以上で議案第 11 号の内容の説明を終わります。

続きまして、議案第 12 号の内容のご説明をいたします。

議案書 13 ページ、議案説明資料 14 ページの新旧対照表をご覧ください。

議案第 12 号 標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制  
定について

標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制  
定するというものです。

次ページをご覧ください。

標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

標茶町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年標茶町条例第 16 号）の一部を  
次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則です。

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）施行の日から施  
行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。というもの  
です。

以上で議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わ  
ります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

まず初めに議題 10 号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議題 11 号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議題 12 号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議題 3 案の質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題 3 案を一括して採決いたします。

議題 3 案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号は原案可決されました。

### ◎議案第 13 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 5。議案第 13 号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君）（登壇） 議案第 13 号の提案主旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることを受け、標茶町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

あわせて、関連条文の整理を行っております。

以下、内容について別冊の新旧対照表とあわせご説明いたします。

議案 15 ページ、説明資料 16 ページをご覧ください。

議案第 13 号 標茶町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町都市公園条例の一部を改正する条例

標茶町都市公園条例（昭和 51 年標茶町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正内容を説明いたします。

第 5 条の改正につきましては、特定公園施設に関する基準について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」から引用している条項にずれが生じたため改めるものです。

条文へまいります。

第 5 条第 1 項中「第 2 条第 13 号」を「第 2 条第 15 号」に改める。

続きまして、条例第 5 条の特定公園施設の設置に関する基準を定めている別表第 1 改正につきましては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」から引用している条項にずれが生じたため改めるものです。

条文へまいります。

別表第 1 中「令第 21 条第 2 項第 1 号」を「令第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附則でございますが、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 13 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 知識不足で申し訳ないのですが、確かめのために伺います。

ここに掲げてある「移動等の円滑化のために必要な特定公園」は本町の場合はどこにあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 特定公園については都市公園の部分となっております。今回の条例の改正につきましては、特定公園施設に関する部分で改正しております。ここでいう特定公園施設の内容につきましては、いわゆるバリアフリー法に制定されている住民施設ということで、園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識などが該当するものになっております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） わかったのですけれども、ここに書いてあるとおりで、いくつか私も見たことあるのですが、そういう施設がきちんと設備されているところは本町の場合、どういうところにあるのですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 今回の施行令でいきますと、今後、新たに建設するとか改築

するという公園についての適用になりますので、今後、改築する部分についてはそういうふうな公園にしていかなければならないという指針になっております。一部、なっているところもあるかと思えますけれども、もともと本町の公園自体がバリアフリー法ができる前に建設されている公園がほとんどでありまして、そこを意識した公園の整備ということを行っておりませんので、今後、整備が行われる際には、この法律に規定した内容を熟知しながら整備していくこととなります。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

#### ◎議案第14号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第14号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君）（登壇） 議案第14号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、総務省及び文部科学省、外務省において実施する「語学指導を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」により派遣されている「外国青年」の取り扱いについて、令和7年1月6日付けで通知が有り、引用している当条例の内容も改正する必要があるためご提案するものであります。

改正内容は、社会情勢の変化を踏まえ、給料額を見直すものであります。

なお、本案につきましては、令和7年2月25日開催の「第1回定例教育委員会の会議」において、議決をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書17ページ、また、議案説明資料18ページが「条例新旧対照表」となっておりますので、あわせてご覧願います。

議案第 14 号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次のページへまいります。

語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例（平成 2 年標茶町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「月額 35 万円」を「月額 36 万円」に改める。

附則、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上で、議案第 14 号の提案趣旨、並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○ 4 番（鈴木裕美君） 月額 1 万円を上げるということなのですが、その 1 万円の根拠を伺いたいと思います。それから、これは外国青年の年齢とかに関係するのでしょうか。関係しないで仮に 20 代であっても、40 代であっても金額が適用されるのか。さらに扶養手当があるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・神谷君。

○教委管理課長（神谷 学君） お答え申し上げます。JETプログラムでは全国的に円滑な斡旋を行うという意味で報酬額を統一的に設定しております。このたび、世界情勢の変化に伴いまして、総務省、文部省連盟の通知で一層のJETプログラムの活用を図っていくべく旨の通知を受けたものでございます。それに伴っての改正でございます。

それから 2 点目の年齢に関係するかというところなのですが、この給料額につきましては経験年数 1 年、2 年、3 年、4 年、5 年まで更新が認められているのですが、経験年数によって給料額が変わってくるというような形になっております。

それから 3 点目、手当でございますが、この給料に関しましては、手当というものは一切なく、月額いくらということで決まっております。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 14 号は原案可決されました。

#### ◎議案第 15 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 7。議案第 15 号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第 15 号の提案主旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、本条例の根拠法令であります「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正」に伴いまして、本条例で引用している参照条文等の改正を行うため、提案するものであります。

以下内容についてご説明いたします。

議案書 19 ページをご覧ください。

なお、議案説明資料は 19 ページから新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧ください。

議案第 15 号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年標茶町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 3 項中「標茶町非常勤職員取扱要綱（平成 22 年標茶町訓令第 30 号）第 13 条第 2 項第 2 号又は第 6 号の休暇」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」に、「これらの休暇」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間」に改める。

附則です。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するというものです。

以上で議案第 15 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 15 号は原案可決されました。

#### ◎議案第 16 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 8。議案第 16 号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・長野君。

○総務課長（長野大介君）（登壇） 議案第 16 号標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し、仕事と介護の両立支援を利用しやすい勤務環境の整備などの改正が行われたことから、本町においても該当する部分についての改正が必要になったものです。

以下内容についてご説明いたします。

議案書の 21 ページをご覧ください。議案説明資料 20 ページ、新旧対照表になっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

議案第 16 号 標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成8年標茶町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正につきましては……失礼しました、第8条の3の改正でございます。

第8条の3の改正は、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限をする対象となる子の範囲を「3歳未満」から「小学生就学の始期に達するまで」に拡大するとともに、仕事と育児又は介護の両立支援制度を利用しやすくするため、請求する要件の緩和の改正を行います。

また、これに合わせ文言等の整理も行っております。

条文にまいります。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」の次に「とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を、「介護」と、」の次に「第1項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」」に改める。

第16条及び第17条の改正は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするための勤務環境の整備を行うための改正と、これに合わせて文言等の改正も行っています。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
  - (3) その他介護両立支援制度等に係る環境の整備に関する措置
- 附則です。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の標茶町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができるというものです。

以上で議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案可決されました。

◎議案第17号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第17号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨及び内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、標茶町町有施設整備基金条例等の一部を改正する条例の制定につ

いてであります。

今後も持続的な町政運営を実施していくため、各種事業を実施していくことは必要であり、財源不足などにより必要な事業が実施できないという事態に陥らないよう、また社会情勢や新たな行政課題に柔軟に対応するため特定目的基金について改正・再編を行うものであります。

今回ご提案する内容につきましては、町営住宅整備基金を廃止し町有施設整備基金に統合し、町営住宅を含む町営施設の維持・除却に活用できるように改正します。

また、学校教育施設整備基金は名称を標茶町教育振興基金に改め教育施設の維持補修などのハード事業だけではなくGIGAスクール事業の1人1台端末の費用や熱中症対策事業などのソフト事業を含む教育振興全般に活用できるように改正をするものです。

地域交通対策基金につきましては、町有バスの更新に留まらず、令和7年より事業開始予定の「のりあいハイヤー」の運行に要する経費など地域公共交通対策全般に活用できるように改正するものです。

地域文化振興基金につきましては、社会教育、公民館、博物館の各種事業に充当できるようにするものであり、ご提案を申し上げる次第であります。

以下内容についてご説明申し上げます。

議案書 24 ページをお開きください。

あわせて別冊ですが、議案説明資料の 23 ページからの新旧対照表をあわせてご覧いただきたいと存じます。

議案第 17 号 標茶町町有施設整備基金条例等の一部を改正する条例の制定について  
標茶町町有施設整備基金条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するという  
ものです。

次ページをご覧ください。

標茶町町有施設整備基金条例等の一部を改正する条例

改正は、条建て形式の改正としましたので、あわせてご理解願います。

第 1 条は、標茶町町有施設整備基金条例の改正です。

条文にまいります。

第 1 条 標茶町町有施設整備基金条例（平成 11 年標茶町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「維持補修」を「維持等」に改める。

第 3 条中「維持補修」を「維持等」に改める。

第 5 条の見出しを「(運用益金の処理)」に改める。

第 2 条は、標茶町学校教育施設整備基金条例の改正です。

条文にまいります。

第 2 条 標茶町学校教育施設整備基金条例（平成 13 年標茶町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名中「学校教育施設整備」を「教育振興」に改める。

第1条中「学校教育施設の維持」の前に「教育施策の推進及び」を加え、「学校教育施設整備」を「標茶町教育振興」に改める。

第3条中「基金は」の次に「教育施策の推進及び」を加える。

第5条の見出しを「(運用益金の処理)」に改める。

第3条は、標茶町地域文化振興基金条例の改正です。

条文にまいります。

第3条 標茶町地域文化振興基金条例(平成16年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 地域文化振興に充てるための経費

第4条は、標茶町地域交通対策基金条例の改正です。

条文にまいります。

第4条 標茶町地域交通対策基金条例(平成16年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「町有バス運行業務」を「地域交通業務」に改める。

第3条第1号中「町有バスの運行に要するバス更新費」を「地域交通に要する経費」に改める。

附則でございますが、施行期日と標茶町町営住宅整備基金条例を廃止する条項を定めるものです。

条文にまいります。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(標茶町町営住宅整備基金条例の廃止)

2 標茶町町営住宅整備基金条例(平成4年標茶町条例第14号)は廃止するというものです。

以上で、議案第17号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番(深見 迪君) わかりやすく、説明の23ページのところ、簡単なことを聞くのですが、維持補修は維持等という文言に変わりました。その下もそうですね。これはどう意味があったのかということと、それから町有施設の運用益金の処理、資金が益金になっているのですが、これはまたどういう意味なのか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 冒頭申し上げましたが、除却にも使用できるということ、取り壊しにも使えるというものを文字の中に込めたものでございます。

それから運営基金の処理なのですけれども、他意はございませんが、他の条文、実は平成16年にこの特定目的基金条例の統廃合をかけております。ふるさと創生基金ですとか、図書館の整備基金ですとか、そういったものと統廃合しまして、そのときに条文の整理ということも行いまして、言っていることは、条文は変わっておりませんので、中身は変わっておりませんが、表題の見出しの整理ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） それぞれの基金条例、基金は目的とか性格が違うものなのですけれども、それらを条建てで今回改正するという、この方法で改正する理由はなぜなのかということが1点と、それから廃止される町営住宅整備基金条例の整備基金自体は、公営住宅の使用料から一部を積み立ててきたものかと私は理解しているのですけれども、今後、それは新しい基金条例の中で、何と言いますか、どういうふうに、今まで持っていた役割というものは出てくるのか。そのことによって、例えば公営住宅の使用料が上がっていくということがあるのかないのかお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 条例の改正手法ですが、通常根拠法、改正理由が同じものは条建てでという改正手法の1つでありますので、別に1個1個ご提案申し上げても他意はありませんでしたが、条文の改正手法で同じ根拠の理由をもって改正をする条例が複数ある場合には条建てであるとか、そういったものはこの改正に限らず、過去、これまでも上程申し上げてきた経過があると思いますので、お答えとしては、改正の根拠が同じだったからということになるかと思えます。

それから、後段の2つ目の質問の町営住宅の部分だと思えますが、ご指摘のとおり町営住宅使用料を積んで基金に充当してきた経過がありまして、その分の趣旨については変わるつもりはありませんし、それを合わせたからといって、使用料がただちに上がるのかということにはならないと思います。あくまでも基金をスケールメリットと言いますか、一緒にして運用の幅を拡大するとか、例えばこれを定期的に積んだりして運用益を稼いでいるわけですけれども、そういったことも念頭に入れながら、統廃合をして利活用の際にスケールメリットを利用した活用をということで統廃合させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 条建ての件はわかりました。

町営住宅整備基金について、廃止されることでこれまで町営住宅の使用料から積んできたお金を今度どうやって集めるとか、どういう基準で集めるとか、そういったことは新しい改正での条例の中のどこに出てくるのですか。私たちはどこでそれをこの資料の中でわかるのでしょうか。説明資料でもわかりません。ただ、それまでお金を集めていた条例が廃止されるわけです。町営住宅整備基金は廃止される。ですが、同じように整備に充てるお金は住宅使用料から徴収されていくのだということをおっしゃっていたのだと思うのですが、それはどこに出てくるのですか。それはもう改正されているのですか。だとしたらここに出ますよね。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 今回のご提案の部分につきましては、町営住宅も町営施設の一部だということで統合させていただいたということでございますので、町営住宅という言葉はありませんが、町営施設をとるところでは町営施設整備基金の中で公営住宅も修繕していく。その財源に充てていくということは、町有施設の中に包含されているというふうに改正させていただきましたので、それでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） すみません、わかるのですけれども、それは新しく改正された条例の中に、では公営住宅の使用料から集めますよというか、積めますよというふうに表現されているのですか。されていないのではないですか。だって、そもそも集めていた方の条例は廃止されるわけじゃないですか。そこをもうちょっとわかりやすく説明していただければと思います。その町有施設全体をやるお金は公営住宅使用料から積むのだよということが新しい方の条文の中にあるのですよね。違うのかな。ちょっとわかりにくいので。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 回答が間違っていたらご指摘いただきたいと思いますのですが、町営施設整備基金条例の第3条にこれまでは、基金は町営住宅の大規模修繕に充てる財源に必要な場合にという規定がございました。ここのご指摘だと思いますが、新しい条例の中で、こういったような部分でどこに書いてあるのだという話だと思うのです。新しい町有施設基金条例は、新しいというか、既存の改正をして、基金条例は基金の使用第3条で、基金は町有施設を維持補修、これを今、これを補修等に変えています。町有施設等の維持等に資する財源にというところがありますので、先ほど言いましたとおり、町営住宅も町有施設の一部だということでお読み取りいただければと思います。町営住宅という言葉は新しい条例の中では入ってきておりません。ただ、町有施設の一部だということで、この基金条例から一部財源を充てて整備したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 先ほどの提案趣旨の説明の中で、財源不足によってということで、

事業が円滑にできるために条例改正したいということで理解はするのですが、この基金を取り崩すといえますか、使うことによって、結果的に財源が不足していくという状況は今年度は乗り越えても来年度はどうなるかという危惧をしておりますけれども、余裕があればという言葉はおかしいかもしれませんが、それぞれの基金に対して、積み戻しをしていくという考えはお持ちですよ。そこを確認したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君） 全員協議会の資料を持ち出して大変恐縮ですが、全員協議会の資料、別添の最後のところに基金の状況を添付させていただいて令和7年度における元金の積み立てというところで予算上の話ですが、2億6,400万円を積んでいくのだということで、令和7年度末残高につきましては8億1,000万円という数字でございました。今後、やはり基金を積むということは、積まないと使えないですから、当然、積むということをしていかないと使えないことは誰もがわかることですので、予算上はこうなっていますが、少しでも多くの基金を積むという行為をこれからいろんな手法をしながら円滑に事業をする。基金を繰り入れできれば、私どもとしては基金を充当しなくても予算が成立する予算が、バランスがとれることが一番いいと思っておりますので、できるだけ当初予算で財源不足にならないようにだけ、基金を充当しない、本当のことをいえば起債もしない予算が一番理想の形だと思っておりますから、そこに向かってあらゆる手法を使って、ただ、どうしても不足になる場合もありますので、そういったときのための基金だと認識していますから、できれば毎年恒常的に基金繰り入れをして、予算を成立するということはできれば避けていきたい。そんなふうに考えていますので、全員協議会でもご提案ありました、これからいろんな取り組みをしていかなきゃいけないと思うのですが、1,000円でも、2,000円でも、極端な話、1円でも多く積めるような努力をしていきたいと思っております。現時点で金額的なものについては、その別添資料の中に記載された金額を予算化させていただいておりますけど、ぜひ、これからそれを上回るような取り組みをできればしていきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

黒沼君。

○7番（黒沼俊幸君）（登壇） 私は議案第17号に反対する立場から討論します。

去る2月27日の全員協議会で予算説明がされ、約15億円の財源不足が示されました。従来のように、財政調整基金からの運用では不足のため、複数の特定目的基金から

8億円を取り崩すという方針だというふうに私は理解しました。3月7日からの定例会議会の直前にこの方針が示され、私は大変驚いていると同時に憤慨している気持ちも抑えられません。基金というものは大変大切なもので、国や道からの交付金がくるまで自力で町財政を運営するのになくってはならないものです。今回、一般会計の財源不足を担うための第17号は改正案であり、運用するための目的には、私は反対であります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 次に本案に賛成者の発言を許します。  
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、これで討論を終わります。  
これより、議案第17号を採決いたします。  
討論がありましたので、本案は起立により採決いたします。  
議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。  
よって、議案第17号は原案可決されました。

#### ◎議案第18号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第18号を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第18号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例案でありまして、令和6年12月18日に開催された、第65回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、予防接種基本方針部会において帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけ、令和7年4月1日から定期接種化を開始することや対象者の具体的なプログラム方針について、了承が得られたことから、本条例の改正を行うものでございます。

なお、手数料単価につきましては、それぞれのワクチン単価のおおむね3割程度に相当する乾燥弱毒性水痘ワクチンは3,000円、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンは6,000円とするものでございます。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書27ページ、議案説明資料27ページをご覧ください。

議案第18号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページへまいります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成 12 年標茶町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項第 1 号中「B 類疾病、ア インフルエンザ、1,000 円、イ 高齢者の肺炎球菌感染症、3,000 円、ウ 新型コロナウイルス、2,000 円」を「B 類疾病、ア インフルエンザ、1,000 円、イ 高齢者の肺炎球菌感染症、3,000 円、ウ 新型コロナウイルス、2,000 円、エ 帯状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチン）、3,000 円、オ 帯状疱疹（乾燥組換え帯状疱疹ワクチン）、6,000 円」に改める。

附則としまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

以上で議案第 18 号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 18 号は原案可決されました。

◎議案第 19 号ないし議案第 20 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 11。議案第 19 号、議案第 20 号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第 19 号及び議案第 20 号の提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本案は、標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でありまして、令和 7 年 1 月 31 日に「子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和 7 年内閣府令第 7 号）が公布されたこ

とに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正が行われ、連携施設を担保しないことができる経過措置の期間を令和 12 年 3 月 31 日まで延長する。

特定地域型保育事業者、家庭的保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。

特定地域型保育事業者、家庭的保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、市町村長が代替保育に係る連携施設が著しく困難であると認める場合については、連携施設の確保を不要とすることができるよう見直されたため、本条例の改正を行うものでございます。

また、議案第 20 号につきましては、令和 6 年 11 月 29 日に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（令和 6 年内閣府令第 109 号）が公布されたことに伴い、児童福祉施設の運営等に関する要件として、「栄養士」を配置することを求められていたところ、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件をみたすことができるよう見直されたことから改正を行うものでございます。

以下、内容については、提案議案ごとにご説明申し上げます。

はじめに、議案第 19 号でございます。

議案書 29 ページ、議案説明資料 28 ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

次ページへまいります。

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 27 年標茶町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条の改正につきましては、利用定員の引用する条項の改正でございます。

条文へまいります。

第 37 条第 1 項を次のように改める。

特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

(平成 26 年厚生労働省令第 61 号) 第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項において同じ。) 及び小規模保育事業 B 型 (同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。同項において同じ。) にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型 (同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 項において同じ。) にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。

第 42 条の改正につきましては、特定地域型保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。代替保育については、町長が代替保育に係る連携施設が著しく困難であると認める場合については、連携施設の確保を不要とすることができるよう見直すものでございます。

条文へまいります。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同項第 9 項を同条第 11 項とし、同条第 8 項中「附則第 5 条」を「附則第 5 項」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条中第 7 項を第 9 号とし、第 4 項から第 6 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置を講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 42 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

第 2 項 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を摘要しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則の改正につきましては、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和12年3月31日まで延長するものでございます。

条文へまいります。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、公布の日から施行するというものでございます。

続きまして議案第20号でございます。

議案書33ページ、予算説明資料32ページをお開きください。

なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第20号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例を定める条例の一部を改正する条例（平成27年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の改正につきましては、家庭的保育事業者が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育内容に係る支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。代替保育については、市町村長が代替保育に係る連携施設が著しく困難であると認める場合については、連携施設の確保を不要とすることができるように見直すものでございます。

条文へまいります。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育支援内容」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイの要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条の改正につきましては、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう見直すものでございます。

条文へまいります。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附則の改正につきましては、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を令和12年3月31日まで延長するものでございます。

条文へまいります。

附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 条の改正規定は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で議案第 19 号及び議案第 20 号の提案趣旨並びに内容について説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに議案第 19 号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議案第 20 号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案 2 案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議題 2 案を一括して採決いたします。

議題 2 案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 19 号、議案第 20 号は原案可決されました。

#### ◎議案第 21 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 12。議案第 21 号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第 21 号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 27 年度から検討を続けておりました高齢者の移動手段についてであります。平成 29 年度から行った標茶市街地循環バスの試験運行による検証の結果、今後増加が見込まれる交通弱者の買い物や通院のための公共交通が必要であり、安心して自家用車を手放していただく手段としてデマンド方式による自家用有償運送を行う

ため、今般、新規条例として提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の 37 ページをご覧ください。

また、議案説明資料の 36 ページから 38 ページまでは、本条例の施行規則案となっており、条例を受けて手続等を定めておりますので、あわせてご参照いただければと存じます。

議案第 21 号 標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定について

標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

次ページにまいります。

標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公共交通としてのりあいハイヤーを運行することで交通弱者の日常を支える移動手段を確保することにより、住民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 のりあいハイヤーとは、利用希望者からの予約を受けて、乗合によりそれぞれの乗車場所から目的地まで送迎することをいう。

(運行管理)

第 3 条 のりあいハイヤーの運行管理は、町長が行う。

2 町長は、のりあいハイヤーの運行等に関する業務を委託することができる。

(運行区域及び乗降場所)

第 4 条 のりあいハイヤーの運行区域及び乗降場所は標茶町内とし規則で定める。

(利用対象者)

第 5 条 のりあいハイヤーの利用対象者は、標茶町に住所を有し次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 70 歳以上の者及びその介助者

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条の 4 の規定により運転免許証を返

納した者

(3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳の交付を受

け、その種別が第 1 種の者及びその介助者、又は第 2 種の者

(4) 療育手帳制度について（昭和 48 年厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受け、その障害の程度が A の者及びその介助者、又は B の者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の等級が 1 級の者及びその介助者、又は 2 級、3 級の者

(6) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 6 条第 1 項に定める妊産婦並びにその就学前までの子及びその介助者

(7) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により保護を受けている者

(8) その他町長が特に利用を認める者

(運行日)

第 6 条 のりあいハイヤーの運行日は規則で定める。

(使用料)

第 7 条 のりあいハイヤーを利用する者は使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は 1 人 1 乗車につき 300 円とする。ただし、未就学児（出生の日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいう。）は保護者同伴につき 1 人無料とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、公益上その他特別な事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用方法)

第 8 条 のりあいハイヤー利用方法は規則で定める。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

次ページにまいります。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 21 号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） ちょっと文章面でおかしいところがあるのではないかと思いますので、議案 39 ページの第 7 条の 2 使用料の額が載っています。未就学児が保護者同伴につき 1 人無料とすると書いてありますが、この意味は、例えば未就学児がお母さんと一緒に 2 人来た場合どうなるのですか。1 人無料とするという文章はおかしくないですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

路線バスなんかはよくこの規定、この書き方をしているのですけれども、イメージとしては保護者の方の膝の上に乗れる方は 1 人無料とするというイメージでございまして、席あたり 1 人という考えで、民間の路線バス等はこのような書き方になっております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） 子どもが 2 人の場合はどうするのですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 2人目からは通常どおり 300 円をいただくという考え方でございます。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） これは確かめですが、未就学児が 1 人だけ無料で、2 人の場合は 2 人目からは 300 円とるとのこと……とるといったらおかしいけれど、そういうことですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） そのように考えてございます。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君） （7）の生活保護法により保護を受けている者となっておりますけれども、生活保護者の年齢制限といたしますか、そういうものは考えないのでしょうか。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

年齢制限については考えておりません。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

櫻井君。

○2 番（櫻井一隆君） 質問というか、この説明資料の 38 ページのところなのですが、運行範囲の図というものがあるのですが、私もちょっとわからないのですが、このチャンベツに上がっていくところの下に麻生の地図がございますよね。その端が 9 丁目だと思うのですが、その奥にも坂井団地というか、あそこがあるはずなのです。これは、この地図のどこら辺になるのですか。温泉のところの、何人が住まれているところがあるはずですが、ちょっとそこら辺を教えてください。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

運行範囲につきましては、地図でのお示しとなっております、わかりづらくて恐縮なのですが、ご案内のとおり麻生 9 丁目のところまでです、その奥に関しては対象外となっております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2 番（櫻井一隆君） 9 丁目まではこの中に対象になるけれども、その……川といいますか、沢がありますが、その向こうの温泉団地は町外だと。これはどういう扱いになるのですか。それは関係ないということか。なぜ外したのか、その理由をお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

市街地としては近いように感じるのですけれども、あそこまで往復するとなるとプラスで 500 メートル以上かかることになりまして、運行受託者とも話し合いをしたのですが、それだけ距離が伸びるとなるとやはり料金を上げざるを得ない。全体的なことを考えたときにそれによって距離が伸びるですとか、現状であそこに関しましては乗られる方が、ハイヤーに関してはほとんどいないということをお聞き及びいたしております。効率的な運行という観点からいきましても、現時点においてはやはり市街地に限って、この金額でいきたいということで、今回、この判断をいたしました。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） どこを起点に遠いとか短い、近いところとっているのですか。役場を中心にしてその論理をいっているのですか。まずどこを中心に距離を測っているのかお聞きしたい。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

まず、最初に考えましたことは、いわゆる住居表示指定の範囲ということでございました。例えば、川上の1丁目から10丁目までなど、何丁目となっている範囲です。そこは都市計画区域からいっても、当時の住居表示からいっても市街地形成をされていることで、まずそこを基本に考えております。地図を見ていただくとどこが中心ということではないのですけれども、隣の家までの距離ですとか、それから主な目的地が病院になるであろうですとか、駅前になるであろうとか、そういうことを考えましてそこを中心にして効率的に運行できる範囲ということ、繰り返しになりますけれども、そういうことで設定をさせていただきました。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 市街地形成という話が出たので、ちょっと一言……たぶんあその地区は麻生町内会の範囲に入っています。そこで除外されるという話になると、我々からすると、では、外れているのかということになるのかということなのではけれども、その根拠がいまいちわかりません。内容が500メートルの範囲といっても、かなりいびつであって、ではどこからということと同僚議員も言っていたのですけれども、メーターを測っているという部分と、測っているのだろうけれども、人が住んでないような常盤のところまで入ってくるのですか。右側の上の、磯分内に行くほうの部分です。人が住んでいないようなところを範囲にして、人が住んでいるところを範囲にしていないという、課長、実際に矛盾だということ。そこでいわれていた対象範囲に乗る人がいないからだとか、住宅形成できていないからだとか、それはちょっと認識不足ではないかなと思うのですけれども、そこを確認していただきたいと思います。我々が町内会にも入っているところでは

住宅形成しています。あそこは少なくとも10……今現在、乗る人がいないからというところでは、そうかもしれないですけども、住宅形成しているところ、団地形成していますから、そこら辺を再確認していただかないと我々も町内会連合を含めた中でいけば、その判断は疑念を感じるようになります。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。実は町内会に入っていて、今回の対象外となっているものは麻生町内会に限らない方もいらっしゃいます。他のところでも町内会には入っているけれども、運行範囲外となっているところもあります。そう申しますのは、町内会というものは属人でございます、今回、範囲で考えるときにやはり人ではなくて土地、地形……地理上の状況から考えなければいけないと考えております。

常盤の奥は、ということはあったのですけれども、やはり町といたしましては都市計画区域をベースに考えるべきではないかということでございまして、今回この範囲とさせていただきます。

（「議長、ちょっと休憩」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時14分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 全然しつこくない質問です。

今の市街地がどこまでかという話の中で、事業者と相談したところ、この料金を上げなくてはいけないことになるといっているその事業者というものはもう決まっているのかどうかということが1点と、それから利用対象者ということで5条の(4)、それから(5)、(4)またはBの者、それから(5)ではまたは2級、3級の者というところに関しては介助者というのは除外されているのですけれども、障害の程度の問題なのですが、ただ、Bの人が例えば病院行くよというときは、介助が必要ですよ。それから2級、3級の人でも、障害の内容によって、介助が必要な例というのは出るのではないかと思うのですが、そういう例外というか、それは設けるべきかなと思うのですが、議論されるときにそういったことも議論されればいいかなと思います。まずは、事業者について、そのことをお答えいただきたい。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

先ほどの発言でもし勘違いしてしまうようなことがありましたら大変申し訳ございません。事業者というのは、今年度まで試験運行を行っておりますので、その中で受託され

ている事業者と本格運行するに当たって、どのような形がいいのだろうとういうことでいろいろお話させていただいております。試験運行の結果としてということで、先ほど申し上げたことでございますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 1つだけ確認ですけれども、第7条なのですが、使用料の額は1人1乗車につき300円となっておりますけれども、これは行くだけ、帰りはまた別に300円と考えるのが普通でしょうか。行って帰ってきて300円なのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

1乗車につきということでございまして、一度降りればそこで300円を支払っていただくということになりますので、行って帰ってですと600円になります。三角形のように乗り継いで行った場合には900円ということになります。

（「わかりました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第21号は、総務経済委員会に付託し、会議規則第44条第1項の規定により、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしました。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第21号は、総務経済委員会に付託し、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

#### ◎議案第22号

○議長（菊地誠道君） 日程第13。議案第22号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 議案第22号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町犯罪被害者等支援条例案でありまして、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、平成17年4月から施行され、国、地方公共団体の責務が明記されており

ます。

これに伴いまして、北海道におきましても平成 30 年 4 月 1 日から北海道犯罪被害者等支援条例が施行されております。

本町におきましても、不幸にも犯罪に巻き込まれて被害者となってしまった際の支援を推進していくための必要な事項を定めるとともに、一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すために、被害の軽減及び早期回復を図ることを目的として標茶町犯罪被害者等支援条例のご提案を申し上げます。

主な内容といたしましては、犯罪被害者等支援の基本理念を定め、町、町民、事業者の責務を明確にするとともに、支援を総合的に行うための窓口の設置、被害にあわれた方に対し、見舞金の支給を行うことなどを定めるものでございます。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書 41 ページ、議案説明資料 39 ページをお開きください。

なお、議案説明資料は標茶町犯罪被害者等支援条例施行規則案となっております。

議案第 22 号 標茶町犯罪被害者等支援条例の制定について

標茶町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページへまいります。

標茶町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等を地域全体で支え、安心して暮らすことができる生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる新進に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、町内に住所を有するものをいう。

(4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、人々の心ない言動又は無

理解、報道機関等による過度な取材、プライバシーの侵害等により生じる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害をいう。

(5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(6) 町民等 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内で活動を行う団体をいう。

(7) 事業者 町内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事業に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して講ずるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまで認められるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう講ずるものとする。

4 犯罪被害者等の支援は、町、町民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとし、犯罪被害者等の存在について把握するよう努めるものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が必要となる手続時間の確保

等の支援について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等は日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等の支援を所管する課に設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪行為により死亡した者の遺族(その犯罪被害の原因となった犯罪行為等が行われた時において町内に住所を有していた者に限る。)又は犯罪行為により傷病を受けた者で、当該犯罪被害発生時に町内に住所を有していた者に対し、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷病見舞金 10万円

(日常生活及び社会生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの提供等必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 町は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第11条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅等への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(町民等及び事業者の理解の増進)

第12条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性及び必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第13条 町は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第 14 条 町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとする場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

以上で、議案第 22 号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第 22 号は、厚生文教委員会に付託し、会議規則第 44 条第 1 項の規定により、3 月 12 日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議題第 22 号は、厚生文教委員会に付託し、3 月 12 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 3 時 3 分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      5 番                      鴻 池      智 子

署名議員      6 番                      齊 藤      昇 一

署名議員      7 番                      黒 沼      俊 幸

## 令和7年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和7年3月11日（火曜日） 午前10時00分開議

第 1 議案第21号 標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定について

（総務経済委員会所管事務調査報告）

第 2 議案第23号 令和6年度標茶町一般会計補正予算  
議案第24号 令和6年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第25号 令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第26号 令和6年度標茶町水道事業会計補正予算

議案第27号 令和6年度標茶町下水道事業会計補正予算

第 3 議案第28号 令和7年度標茶町一般会計予算  
議案第29号 令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第30号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第31号 令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第32号 令和7年度標茶町病院事業会計予算  
議案第33号 令和7年度標茶町水道事業会計予算  
議案第34号 令和7年度標茶町下水道事業特別会計予算

### ○出席議員（12名）

1番 深見 迪 君	2番 櫻井 一隆 君
3番 本多 耕平 君	4番 鈴木 裕美 君
5番 鴻池 智子 君	6番 齊藤 昇一 君
7番 黒沼 俊幸 君	8番 長尾 式宮 君
9番 松下 哲也 君	10番 渡邊 定之 君
11番 類瀬 光信 君	12番 菊地 誠道 君

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐藤 吉彦 君

副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	長 野 大 介 君
企 画 財 政 課 長	齊 藤 正 行 君
税 務 課 長	石 黒 敬 一 郎 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	村 山 尚 君
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	菊 地 将 司 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員 12 名であります。

(午前 10 時 00 分開会)

◎議案第 21 号

○議長(菊地誠道君) 日程第 1。議案第 21 号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第 39 条第 1 項の規定により委員長の報告を求めます。

総務経済委員長・長尾君。

○総務経済委員長(長尾式宮君)(登壇) 委員会審査報告。令和 7 年第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおりと決定したので会議規則第 75 条の規定により報告いたします。

1. 事件番号 議案第 21 号
  2. 事件名 標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定について
  3. 審査経過 審査日、令和 7 年 3 月 10 日委員会開催。説明員、副町長、管理課長、車両管理係長
  4. 審査結果 原案否決すべきもの
- 以上でございます。

○議長(菊地誠道君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。  
質疑は終結いたしました。

◎修正動議

(「議長、動議提出」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 齊藤君。

○6 番(齊藤昇一君) 6 番、齊藤でございます。議案第 21 号について修正動議を提出いたします。

○議長(菊地誠道君) ただいま、齊藤議員より修正動議がありました。

会議規則第 15 条の規定により、修正動議はその案を備え、議長に提出することとなっておりますので、これにより提出願います。

休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定についての修正案にかかる動議が提出されています。

この動議の提出は、議員定数12分の1の発議の要件を満たしておりますので成立しています。

発議者から修正案の説明を求めます。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君）（登壇） 議案第21号、標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例に対する修正動議を提出いたします。

この運行等に関する条例に対する修正案でありますけれども、議案第21号のりあいハイヤーの運行等に関する条例を次のとおり修正していただきたいというものであります。

第7条第2項中の括弧書き、「1人無料」を「無料」に改めるというものであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） これより修正案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

○議長（菊地誠道君） これより、討論を行います。

まず修正案に対する反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 反対討論はないものと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 賛成討論はないものと認めます。

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

次に、原案に対する反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 反対討論はないものと認めます。

次に、原案に対する賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) これで討論を終わります。

これより、議案第 21 号標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定についての修正案の動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって、議案第 21 号標茶町のりあいハイヤーの運行等に関する条例の制定についての修正動議は可決されました。

これより採決いたします。

原案に対する委員長報告は、原案否決すべきものであります。

修正動議が可決した部分を除く原案について、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 21 号については修正動議を可決した部分を除く原案について可決されました。

#### ◎議案第 23 号ないし議案第 27 号

○議長(菊地誠道君) 日程第 2。議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 27 号を一括議題といたします。

議題 5 案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課・齊藤君。

○企画財政課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第 23 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和 6 年度一般会計補正予算第 11 号であります。

年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行ない、また、現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ 4,851 万 4,000 円を減額し、総額を 122 億 2,294 万円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、道営草地整備事業負担金(標茶北部地区) 3,240 万 1,000 円の追加、道営草地整備事業負担金(標茶西部地区) 768 万 5,000 円の追加、道営草地整備事業負担金(標茶南部第 2 地区) 348 万 5,000 円の追加となっております。

また、その他の減額補正につきましては、事務事業の実績等に基づく精査によるものとなっておりますが、主なものは、児童手当 941 万円の減額、合併処理浄化槽設置整備事業

補助金 1,088 万円の減額、農業用廃水維持補修事業 592 万 3,000 円の減額、中山間地域等直接支払交付金事業 3,089 万 6,000 円の減額、新規就農支援事業 2,655 万 6,000 円の減額などであります。

他会計への繰り出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計へ 56 万 1,000 円を追加、介護保険事業特別会計へ 1 億 2,322 万 1,000 円の追加、下水道事業会計へ 1,000 万円の追加をしております。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で 437 万 4,000 円の減額、川上郡衛生処理組合で 297 万 5,000 円の減額であります。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むと共に、地方交付税の増額により収支バランスを図ったところであります。

また、継続費 1 件、繰越明許費 3 件、地方債で 4 件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1 ページをお開き下さい。

令和 6 年度標茶町一般会計補正予算（第 11 号）

令和 6 年度標茶町の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,851 万 4,000 円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 122 億 2,294 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

19 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページから 5 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

6 ページをお開きください。

「第 2 表 継続費補正」でございます。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業でございます。補正前ですが、総額 1 億 4,860 万円。年割額ですが、5 年度で 2,650 万円、6 年度 1 億 2,210 万円を、補正後の総額 1 億 4,804 万 9,000 円。5 年度は 2,650 万円、6 年度は 1 億 2,154

万 9,000 円とするものでございます。

42 ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。全体計画の計で申し上げます。

補正前の年割額は 1 億 4,860 万円、財源内訳ですが国道支出金 1 億 402 万円、地方債は 4,430 万円、一般財源は 18 万円、前年度末までの支出（見込）額 2,650 万円、当該年度支出予定額 1 億 2,210 万円、当該年度末までの支出予定額 1 億 4,860 万円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、令和 5 年度 17.8%、令和 6 年度 82.2%、計 100%を、補正後の年割額 1 億 4,804 万 9,000 円、財源内訳は国道支出金 1 億 363 万 4,000 円、地方債 4,420 万円、一般財源 21 万 5,000 円、前年度末までの支出見込額 2,650 万円、当該年度支出予定額 1 億 2,154 万 9,000 円、当該年度末までの支出予定額 1 億 4,804 万 9,000 円。継続費の総額に対する進捗率につきましては、令和 5 年度 17.9%、令和 6 年度 82.1%、計で 100%とするものです。

7 ページにお戻りください。

「第 3 表 繰越明許費補正」でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名道営草地整備事業（公共牧場整備型）負担金（標茶北部地区）。新規の設定で、補正後の金額 1 億 637 万 5,000 円とするものでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名道営草地整備事業（草地整備型）負担金（標茶西部地区）。補正後の金額 925 万円とするものでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、事業名道営草地整備事業（草地整備型）負担金（標茶南部第 2 地区）。新規の設定で、補正後の金額を 725 万円とするものでございます。

次ページをお開きください。

「第 4 表 地方債補正」でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、補正前の限度額 4 億 5,520 万円から 2,370 万円を減額し、補正後の限度額を 4 億 3,150 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

3 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額 9,860 万円から 790 万円を減額し、補正後の限度額を 9,070 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

4 公営住宅建設事業、補正前の限度額 1 億 1,050 万円から 420 万円を減額し、補正後の限度額を 1 億 630 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

5 緊急浚渫推進事業、補正前の限度額 2,730 万円から 630 万円を減額し、補正後の限度額を 2,100 万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては

補正前と同じでございます。

合計では補正前の限度額 7 億 8,295 万 8,000 円から 4,210 万円を減額し、限度額 7 億 4,085 万 8,000 円とするものです。

43 ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額 7 億 8,295 万 8,000 円から補正額 4,210 万円を減額し、補正後の額 7 億 4,085 万 8,000 円とするものです。当該年度末現在高見込額につきましては、補正前の額 129 億 7,831 万 6,000 円から補正額 4,210 万円を減額し、補正後の額を 129 億 3,621 万 6,000 円とするものです。

以上で、議案第 23 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第 24 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 6 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）で、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、国民健康保険事業費納付金で、令和 6 年度に収める額が確定したため 490 万 5,000 円の減額、諸支出金の一般会計繰出金としましては、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチン費用分、被保険者証更新に係る郵送料の経費分、これらに関する交付金につきましては、国保会計に交付されるため、国保会計で受けた交付金を一般会計に繰り出すという予算措置として 153 万 7,000 円を増額しております。

また、本項、本目につきましては、新たに設けることとしています。

歳入は、保険税で、当初課税後の収納状況から、把握できました現計予算との差を調整するもので、481 万 2,000 円の減額、保険給付費等交付金の特別交付金、道の補助金になりますが、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチンの費用分、被保険者証更新に係る郵送料経費分に対するもので 88 万 3,000 円の追加、歳出不足への補填として一般会計からの繰入金 56 万 1,000 円を追加し、収支の均衡を図るものです。

なお、本案につきましては、2 月 19 日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 336 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ 12 億 1,515 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページ及び 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 24 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第 25 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でありまして、年度末を控え予算内容を精査した結果、保険事業勘定につきましては、サービス給付費の給付実績見込み、その他歳入歳出の精査により、歳入歳出それぞれ 8,838 万 1,000 円減額し、総額を 8 億 4,312 万 3,000 円とするものであります。

サービス事業勘定につきましては、サービス費収入の実績見通し、歳出では予算の精査により、歳入歳出それぞれ 2,203 万 8,000 円を減額し、総額を 6 億 775 万円とするものであります。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,838 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 4,312 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,203 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 775 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

11 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2 ページから 5 ページまでの「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 25 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

(「すいません、17 ページの歳出のところ飛ばしました」と言う声あり)

(何事か言う声あり)

○保健福祉課長(浅野隆生君) 大変失礼いたしました。17 ページ、介護サービス事業勘定歳出の明細の説明が漏れておりました。大変申し訳ございません。

17 ページを開きいただきたいと思います。

介護保険事業勘定歳出の総括でございます。歳出合計で申し上げます。補正前の額 6 億 2,978 万 8,000 円から補正額 2,203 万 8,000 円を減額し、計で 6 億 775 万円とするものでございます。

補正額の財源内訳につきましては、特定財源のうち、その他 1 億 6,038 万 8,000 円の減額、一般財源 1 億 3,835 万円の追加でございます。

大変失礼いたしました。以上で議案第 25 号の提案趣旨並びに内容説明を終了させていただきます。

○議長(菊地誠道君) 水道課長・油谷君。

○水道課長(油谷岳人君)(登壇) 議案第 26 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和 6 年度標茶町水道事業会計補正予算(第 2 号)で、年度末をひかえ、執行精査に伴う動力費、修繕費、償却資産等の精査及び建設改良費の減額補正、これに伴う企業債等の整理及びキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。別冊補正予算書 1 ページをお開きください。

令和 6 年度標茶町水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 6 年度標茶町水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度標茶町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第 1 款水道事業収益、補正予定額 753 万 9,000 円の減額で、4 億 2,876 万 4,000 円。第 2 項営業外収益、補正予定額 753 万 9,000 円の減額で、2 億 2,313 万 3,000 円。

支出、第 1 款、水道事業費用、補正予定額 652 万 1,000 円の減額で、4 億 2,309 万 6,000

円。第1項営業費用、補正予定額 653万8,000円の減額で、4億790万8,000円。第2項営業外費用、補正予定額 1万7,000円の追加で 1,208万円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「6,074万8,000円は減債積立金 1,969万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 568万6,000円及び引継金 859万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金 2,677万3,000円」を「6,173万9,000円は減債積立金 1,969万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 566万8,000円、引継金 1,186万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金 2,451万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、補正予定額 117万9,000円の減額で 2,539万1,000円。第1項企業債、補正予定額 140万円の減額で 1,820万円。第2項道支出金、補正予定額 22万1,000円の追加で 719万1,000円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額 18万8,000円の減額で 8,713万円。第2項建設改良費、補正予定額 18万8,000円の減額で 6,234万8,000円です。

2ページをお開きください。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、上水道整備事業、補正前の限度額合計で 2,060万円から 140万円減額し、補正後の限度額を 1,920万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和6年度標茶町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは(1)当年度純利益から(14)利息の支払額までの合計で、補正前と比較して 119万3,000円増加し 5,573万2,000円です。

次に2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して 39万2,000円増加し、マイナス 4,948万9,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)から(3)までの合計は、補正前と比較して 140万円減少し、マイナス 558万2,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は補正前と比較し、18万5,000円増加し、66万1,000円となります。

5 資金期首残高は、補正前と同じ 2億8,077万8,000円であり、したがって、6 資

金期末残高は補正前と比較して、18万5,000円増加し、2億8,143万9,000円となります。

次の6ページをお開きください。

令和6年度標茶町水道事業予定貸借対照表の補正後です。

#### 資産の部

1 固定資産、(1)有形固定資産から(2)無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して、8,870万8,000円減の4億538万1,000円です。

2 流動資産については、(1)の現金預金から(3)貸倒引当金までの合計で、補正前と比較して18万5,000円増の3億696万円です。

資産合計は、補正前と比較して8,879万3,000円減の43億1,284万7,000円です。

次の7ページをお開きください。

#### 負債の部

3 固定負債、(1)企業債から(3)修繕引当金の合計で補正前と比較して140万円減の5億9,047万4,000円です。

4 流動負債については、(1)一時借入金から(7)その他流動負債までの合計で変更はございません。

5 繰延収益、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較して、1億1,026万6,000円減の30億9,111万5,000円。

負債合計は、補正前と比較して1億1,166万6,000円減の37億2,295万5,000円となります。

次に資本の部。

6 資本金は、補正前と比較して2,314万4,000円増の5億6,790万4,000円。7 剰余金、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金合計で補正前と比較して27万1,000円減の2,198万8,000円。

資本合計は、補正前と比較して2,287万3,000円増の5億8,989万2,000円となり、負債資本合計は、補正前と比較して8,879万3,000円減の43億1,284万7,000円となります。

3ページをお開きください。

3ページ、4ページにつきましては、令和6年度標茶町水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第26号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

引続きまして、議案第27号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和6年度標茶町下水道事業会計補正予算(第2号)で、年度末をひかえ、執行精査に伴う光熱水費、修繕費等の精査及び、建設改良費の減額及び他会計出資金として、令和6年度から公営企業会計へと移行し、独立採算が求められる中ではあるものの、移行

初年度で財政基盤が不安定であることなどから、一般会計からの出資金の増額とキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものがございます。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度標茶町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度標茶町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款下水道事業収益、補正予定額116万3,000円の減額で、4億4,875万1,000円。第2項営業外収益、補正予定額116万3,000円の減額で、2億3,658万4,000円。

支出、第1款下水道事業費用、補正予定額6万3,000円の減額で、4億4,871万4,000円。第1項営業費用、補正予定額16万2,000円の減額で、4億1,946万円。第2項営業外費用、補正予定額9万9,000円の追加で、2,397万9,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,126万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13万7,000円及び引継金3,276万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金833万3,000円」を、「3,117万3,000円は当年度分及び地方消費税資本的収支及び調整額3万7,000円、引継金2,712万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金400万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、補正予定額900万円の追加で1億9,071万4,000円。第1項企業債、補正予定額100万円の減額で5,200万円。第2項他会計出資金1,000万円の追加で1億3,839万5,000円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額109万3,000円の減額で2億2,188万7,000円。第2項建設改良費、補正予定額109万3,000円の減額で40万7,000円。

次に2ページをお開きください。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、公共下水道整備事業、補正前の限度額合計で5,400万円から100万円減額し、補正後の限度額合計を5,300万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

（他会計からの繰入金）

第5条 予算第8条に定めた一般会計からこの会計への補助、負担を受ける金額「3億

2,142万5,000円」を「3億3,142万5,000円」に補正する。

以下、内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1業務活動によるキャッシュ・フローは(1)当年度純利益から(14)利息の支払額までの合計で、補正前と比較して27万7,000円増加し8,312万9,000円です。

次に2投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)有形固定資産の取得による支出から(3)他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して99万4,000円増加し、マイナス5万1,000円です。

3財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)から(3)までの合計は、補正前と比較して900万円増加し、マイナス3,008万5,000円です。

以上のことから、4資金増加額は補正前と比較し、1,027万1,000円増加し、5,299万3,000円となります。

5資金期首残高は、補正前と同じ3,279万6,000円であり、したがって、6資金期末残高は補正前と比較し、1,027万1,000円増加し、8,578万9,000円となります。

次の6ページをお開きください。

令和6年度標茶町下水道事業予定貸借対照表の補正後です。

資産の部。

1固定資産。(1)有形固定資産から、(2)無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して、492万5,000円減の55億8,901万3,000円です。

2流動資産については、(1)の現金預金から(3)貸倒引当金までの合計で、補正前と比較して1,027万1,000円増の9,051万5,000円です。

資産合計は、補正前と比較して534万6,000円増の56億7,952万8,000円です。

次の7ページをお開きください。

負債の部。

3固定負債、(1)企業債から(3)修繕引当金の合計で補正前と比較して100万円減の9億5,557万9,000円です。

4流動負債については、(1)一時借入金から(7)その他流動負債までの合計で申し上げます。補正前と比較して、9万9,000円増の1億7,595万2,000円です。

5繰延収益、(1)長期前受金から(2)長期前受金 収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較して、154万3,000円増の36億7,736万4,000円。

負債合計は、補正前と比較して64万2,000円増の48億889万5,000円となります。

次に資本の部。

6資本金は、補正前と比較して1,025万5,000円増の8億4,738万8,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金合計で補正前と比較して 555 万 1,000 円減の 2,324 万 5,000 円。

資本合計は、補正前と比較して 470 万 4,000 円増の 8 億 7,063 万 3,000 円となり、負債資本合計は、補正前と比較して 534 万 6,000 円増の 56 億 7,952 万 8,000 円となります。

3 ページをお開きください。

3 ページ、4 ページにつきましては、令和 6 年度標茶町下水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第 27 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより議題 5 案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第 23 号から議案第 25 号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第 23 号の歳出は款ごとに行います。

初めに議案第 23 号、一般会計補正予算。

第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2 款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、3 款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、4 款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、5 款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、6 款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○9 番（松下哲也君） 27 ページの中の、18 節農業振興費で約 5,759 万 5,000 円の別紙のほうのいわゆる中山間事業が約 3,000 万近く減額されておりますけれども、3,089 万 6,000 円、この減額された主な理由というものはどういうことなのかをお願いします。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。中山間事業の主な減額理由でございますが、まず 1 つが草地からデントコーンへの作付けの転換、こちらが 124 万 7,948 円の減額

となっております。ごめんなさい、面積とか金額など全部お示したほうがよろしいでしょうか。

(「いやいや、主な減額された理由だけ」の声あり)

○農林課長(村山 尚君) 理由は、まずは草地からデントコーンへの作付け転換、それから令和6年度の所得判定で限度額を超過した農家さんの分の農地面積の分が減額となっております。それから、集落外の耕作者へ農地を売り渡したり、貸し付けたりということが主な減額の理由となっております。

(「わかりました」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 他にご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、7款商工費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、8款土木費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、9款消防費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、10款教育費について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番(深見 迪君) 35ページ、5項1目のスポーツ振興助成金が少し増えていますが、経過を含めて詳しく教えていただければと思います。

○議長(菊地誠道君) 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長(菊地将司君) お答えいたします。スポーツ振興助成金なのですが、今年度は現在、40数件の申請を受けているのですが、例年、生徒達の活躍について、スケート、野球など全道大会、全国大会に複数名が参加するという事で、予算が足りなくなったため、今回、補正しております。

○議長(菊地誠道君) 他にご質疑ございませんか。

渡邊君。

○10番(渡邊定之君) 35ページの保健体育総務費のスポーツ推進委員の報酬、そして健康づくり運動指導員の報酬はかなり未消化ということなのですか、その原因は何か。

○議長(菊地誠道君) 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長(菊地将司君) お答えします。スポーツ推進員、健康づくり推進員につ

きましては、各指導、大会等の参加協力を求めていたのですけれども、皆さんに強制ではなく、その時々で参加できる方ということで参加をしてもらって指導を行っております。全員参加ではないので、そこの部分の予算を減額しております。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 34 ページです。報酬、部活動地域移行検討委員の報酬が減額になっておりますけれども、委員会自体は何回開催されたのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・菊地君。

○社会教育課長（菊地将司君） お答えします。委員会は3月も含めて4回開催しております。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「地震だ」の声あり）

（「確かに揺れてる」の声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） ご質疑ございませんか。

歳入に関してです。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第23号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第24号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第 24 号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第 25 号、介護保険事業特別会計補正予算。

第 1 条、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○ 8 番（長尾式宮君） 11 ページ、ここで大丈夫ですね。

○議長（菊地誠道君） 歳出です。

○ 8 番（長尾式宮君） 11 ページの 2 款 1 項 1 目、サービス給付費が 9,600 万ちょっと減額となっていますけれども、これはだいたサービスを受ける方が少なかったのかと思ったのですが、前年比でどのくらい減っているのか教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えいたしたいと思います。2 款 1 項 1 目の居宅介護サービス給付費の部分でございますが、9,663 万 1,000 円の減額となっております。こちらにつきましては、当初給付見込みに対して、減少しているものでございまして主に施設介護に関する給付費が減少したものでございます。前年度実績との比較でございますが、現状、手元に数字がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第 2 条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

松下君。

○ 9 番（松下哲也君） 15 ページ、施設介護サービス利用料 3,060 万 6,000 円が減額になっているということで、利用されている方が減少したということで理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えいたします。当初、正規の定員、一応 100 名分の利用料を見込んでいたのですが、今年度についても介護員の退職補充となる年度当初から今年度については 60 名弱で入所推移しておりますので、その分の利用料を今回減額しております。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9 番（松下哲也君） わかりました。あくまでも 100 名の定員に対しての利用料、収入ということで予算を立てていると。それにあわせて、次の繰入金なのでありますが、他会計からの繰入金ということですが、当初 2 億 527 万 8,000 円が補正で 1 億 3,835 万、合計でこの介護保険サービス事業勘定に一般会計から約 3 億 4,000 万に増やしていったということで理解してよろしいですね。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。この一般会計からの繰入金ですけれども、要素として 3 つございます。

1 つがデイサービスセンターの利用者の国からの給付金と、利用者からの使用料、当初、現状の登録者数で 1 日の平均利用者数を 20 名で見込んで当初予算計上しているのですが、実際いろいろと体調不良とか通院しますとか、家庭の事情とかで 1 日平均 15、6 人程度で推移しました。それでもって通所生活介護収入と通所生活介護利用料の分が減額になっているということが 1 つです。

あと、やすらぎ園の方の短期入所、これについては年度当初では正規の定員 12 名分で予算計上しておりますけれども、実際は介護員不足で 6 名で制限しておりますので、その分で利用者さんからの利用料と国からの介護給付費が減額となっております。そして施設のほうの、先ほど答弁させていただきましたけれども、当初は 100 名分を見込んでいますけれども、年度当初から今年度は 60 名弱ということで推移しましたので、これについても利用者さんからの利用料、国からの介護給付費が減額となったということでございます。

○議長（菊地誠道君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第 25 号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第 26 号、水道事業会計補正予算。

第 1 条、総則から第 4 条、企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第 26 号、水道事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第 27 号、下水道事業会計補正予算。

第 1 条、総則から第 5 条、他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第27号、下水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題5案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題5案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第23号から議案第27号までの5案一括して採決をいたします。

議題5案は、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号は、原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時15分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君) 議案第25号、令和6年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算保健事業勘定歳出の部分で、先ほど長尾議員からご質問がありまして、答弁を留保させていただいた部分についてお答えをいたしたいと思えます。

2款1項1目居宅介護給付サービス費の補正後の金額と、令和5年度決算額を比較してどのようになっているかとお尋ねでございましたが、令和5年度決算につきましては6億1,020万3,000円でございます。今回補正後の5億8,915万4,000円と比較いたしますと、前年度決算に比べ2,104万9,000円の減となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎議案第 28 号ないし議案第 34 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 3。議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号を一括議題といたします。

議案 7 案の提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） それでは、議案第 28 号から第 34 号までの令和 7 年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

令和 7 年度の国における予算の動向等につきましては、町長から町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「令和 7 年度地方財政計画」では、地方交付税は 1.6%の増額、臨時財政対策債は皆減となりましたが、地方財政は引き続き厳しい状況下にあります。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、330 本の事業評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第 5 期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、令和 7 年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。固定資産税などの増額により、対前年比 4.5%、4,998 万 4,000 円の増額を見込み、全体で 11 億 5,947 万 3,000 円と見込んだところであります。

地方交付税につきましては、令和 7 年度地方財政計画において増額方向が示されており、総額では対前年比 1 億 4,996 万 8,000 円、率にして 3.3%増の 47 億 3,535 万 7,000 円を見込み、そのうち、普通交付分では対前年比 1 億 2,996 万 8,000 円増の 44 億 935 万 7,000 円を見込んだところであります。

しかしながら、地方交付税額の一番多かった平成 11 年度と比較しますと 11 億 8,443 万 8,000 円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な景気動向等や町内経済の動向を注視しつつ、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等に取り組むよう努力をしたところであります。

さらには、自主財源や特定財源の的確な捕捉に努め、事業予算や経常経費全般について、効果・緊急性の観点で精査・削減に努力するとともに可能な限り事業量の圧縮や複数年度による平準化を図り、財政の健全性に留意し予算策定作業を進めてまいりました。

しかしながら、これまでの行政課題を解決すべく大型事業を実施してきたことによる公債費が利子を含め 15 億 4,086 万円となり、また、物価高騰や人件費の増加などもあり、

その結果として歳出総額の抑制には至らず、ここ数年来と同様に財政調整基金 3 億 3,000 万円、備荒資金 3 億 8,700 万円の支消により収支のバランスをとってきたところでありますが、本年度においては不足分を埋めるには至らず、一部の特定目的基金について条例改正を行わせていただき、今般の財政需要にあわせた充当範囲の拡大により、8 億 3,650 万円を支消することで収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分 2 億 5,433 万 9,000 円を除きますと 12 億 9,916 万 1,000 円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、追って確定次第、補正措置をとらせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、122 億 9,500 万円といたしました。前年度当初比では 9 億 300 万円の増、率で 7.9% の増でありまして、令和 6 年度 12 月末予算と比較しますと 1 億 8,584 万 8,000 円の増で、率で 1.5% の増となっております。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで 3,365 万 9,000 円の増となっております。主なものは国保会計 2,693 万 2,000 円の減、介護会計 1,237 万 2,000 円の増、下水道事業会計 5,898 万 7,000 円の減、病院会計 4,918 万 9,000 円の増、衛生組合 178 万 7,000 円の減、北部消防 6,092 万 7,000 円の増などとなっております。

ソフト事業では、6,568 万円増の 21 億 349 万 4,000 円ですが、新規では、骨粗しょう症検診事業 53 万 4,000 円、観光協会組織強化事業 815 万 3,000 円、建設技術者担い手確保支援事業 60 万円などがございます。

普通建設事業費等では、みどり認定こども園防音事業 7 億 5,957 万 9,000 円、標茶町クリーンセンター設備更新事業 2,514 万 3,000 円、北海道標茶高等学校生徒確保対策事業 5,603 万円などとなっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比 9,300 万円減の 10 億 9,950 万円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが 1,955 人でありまして、医療費の見込みは総額 8 億 1,525 万円です。70 歳未満の被保険者 1 人あたりの医療費につきましては 35 万円、未就学児の 1 人あたりの医療費につきましては 30 万円、70 歳以上一般被保険者 1 人あたりの医療費につきましては 65 万円、70 歳以上現役並み所得の被保険者 1 人あたりの医療費につきましては 65 万円と推計し、保険者負担額では 5 億 9,882 万 5,000 円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては 3 億 5,332 万 6,000 円が道より示されております。

これらを基に算定いたしました本年度の保険税につきましては 2 億 5,392 万 2,000 円を見込ませていただき、一般会計から 1 億 1,344 万 2,000 円の繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で8億8,367万3,000円、サービス事業勘定で6億4,502万2,000円、総体予算額15億2,869万5,000円で、対前年比2.6%の増でありまして、一般会計からの繰入れは3億8,439万5,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第9期介護保険事業計画に基づき積算をしたところでありませ

す。サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費1億760万円、短期入所生活介護事業費3,982万6,000円、介護老人福祉施設費4億8,154万1,000円、居宅介護支援事業費1,467万1,000円、介護予防支援事業費が123万4,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億4,350万7,000円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,359人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億4,284万円となっております。

財源につきましては、保険料1億337万7,000円が主であります。一般会計からは3,994万6,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数9,490人、1日平均26人、年間外来患者数2万4,200人、1日平均100人を見込みまして、収益的収支で14億564万8,000円、資本的収支のうち支出で1億5,806万5,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないように、一般会計から負担分5億9,807万2,000円と補助分2億6,639万7,000円、企業債償還金負担として6,049万2,000円、施設整備費負担として3,486万4,000円の合計9億5,982万5,000円を繰り入れたところでありませ

す。また、今年度は医用画像情報管理システム(PACS)更新1,089万円を措置しております。

次に、水道事業会計であります。ご案内のとおり令和6年度、簡易水道特別会計を公営企業会計へ移行することにより、これまでの上水道事業会計と会計統合し、「水道事業会計」となりました。

本年度の業務予定量につきましては給水戸数3,139戸、年間総配水量131万7,000立法メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては3億9,343万1,000円、支出は3億8,698万4,000円、また、資本的収支のうち支出を9,894万4,000円としたところでありませ

す。主な建設改良事業としては、計装機器等更新事業費など6,868万円としております。

なお、下水道事業会計から量水器減価償却相当分と一般会計から農業政策分を含めた5,182万8,000円の負担を財源調整に支障の無いよう配慮したところでありませ

す。次に、下水道事業会計ですが、水道事業会計と同様に、令和6年度にこれまでの下水道事業特別会計を公営企業会計へ移行し「下水道事業会計」としたものでございます。

本年度の業務予定量につきましては排水処理戸数 2,445 戸、年間有収水量 44 万 6,476 立法メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては 3 億 9,633 万 1,000 円、支出は 3 億 8,985 万 7,000 円、また、資本的収支のうち支出を 2 億 5,348 万 8,000 円としたところであります。

主な事業としては、標茶終末処理場実施設計業務及び耐震改築設計業務詳細診断の事業費を 6,000 万円としております。

なお、一般会計から 2 億 6,243 万 8,000 円の負担を財源調整に支障の無いよう配慮したところであります。

それでは、お配りしております「令和 7 年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

表紙を開いて 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計 122 億 9,500 万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算額を記載しております。

ここの数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では 150 億 6,670 万 2,000 円で、対前年比 5.9%の増となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複するやりとりがありますので、その金額 5 億 3,778 万 3,000 円を差し引いた実質的な一般会計、特別会計の純計は 145 億 2,891 万 9,000 円で、対前年比 6.3%増ということとなります。

企業会計では、病院事業会計が収益的収入、資本的収入合算では対前年比 3.6%増の 14 億 9,952 万 8,000 円、支出は 2.5%増の 15 億 6,371 万 3,000 円となりました。

水道事業会計は、収益的収入、資本的収入合算では 4 億 3,931 万 3,000 円、支出は 4 億 8,592 万 8,000 円となりました。

下水道事業会計につきましては、収益的収入、資本的収入合算では、6 億 204 万 3,000 円、支出は 6 億 4,334 万 5,000 円となったところであります。

次に 2 ページをご覧くださいと思います。

一般会計の歳入であります。1 款町税から 21 款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

「町税」が 4,998 万 4,000 円増の 11 億 5,947 万 3,000 円、地方特例交付金は 6 万円増の 406 万円、地方交付税は 1 億 4,996 万 8,000 円増の 47 億 3,535 万 7,000 円、使用料及び手数料は 4,608 万 8,000 円減の 5 億 4,098 万 5,000 円、国庫支出金は 2 億 1,018 万 2,000 円増の 8 億 7,730 万 9,000 円、道支出金は 1 億 938 万 6,000 円増の 7 億 1,866 万 3,000 円、財産収入は 169 万 5,000 円増の 2,078 万 3,000 円、繰入金は 5,718 万 9,000 円増の 16 億 4,292 万 3,000 円、諸収入は 612 万 8,000 円減の 7 億 478 万 4,000 円、町債は 3 億 7,430 万円増の 10 億 8,880 万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。44 億 1,239 万 9,000 円であり、収入総額に

占める割合は 35.9%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、78 億 8,260 万 1,000 円で 64.1%であります。ちなみに、前年度自主財源は 38.2%、依存財源は 61.8%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げますと町税 9.5%、地方交付税 38.5%、使用料及び手数料 4.4%、国庫支出金 7.1%、道支出金 5.8%、繰入金 13.4%、諸収入 5.7%、町債が 8.9%となっております。

次に 3 ページをご覧くださいと思います。

歳出についてであります。1 款議会費から 15 款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げますと存じます。

総務費が 1,680 万 3,000 円減の 10 億 3,081 万 7,000 円、民生費が 7 億 7,982 万円増の 22 億 550 万 7,000 円、衛生費が 2 億 2,982 万 4,000 円減の 16 億 8,169 万 6,000 円、農林水産業費が 6,334 万円減の 14 億 5,290 万 8,000 円、商工費が 5,584 万 3,000 円増の 4 億 462 万 8,000 円、消防費が 5,210 万円増の 4 億 954 万 8,000 円、教育費が 8,283 万 1,000 円増の 6 億 1,197 万 4,000 円、公債費が 2 億 2,977 万 9,000 円増の 15 億 4,086 万円、職員費が 2,074 万 7,000 円増の 19 億 816 万 2,000 円となりました。他の項目につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

次に 4 ページをご覧ください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出各款の内容を性質別に区分し再集計した表で、1 の人件費から 13 の予備費までそれぞれ分類しております。

「区分 1 人件費」は、19 億 8,275 万 4,000 円で、歳出総体に占める構成比は 16.1%で、前年度と比較しますと額では 2,906 万円、率で 1.5%の増となっております。構成比は 1.0 ポイント減少しております。

「2 物件費」は、19 億 9,862 万 8,000 円であり、構成比は 16.3%で、前年度と比較しますと額で 1 億 2,189 万 5,000 円、率で 6.5%の増、構成比では 0.2 ポイントの減となっております。

以下、主なものを申し上げます。「4 扶助費」は、6 億 5,864 万 8,000 円で、構成比は 5.4%、前年度と比較しますと額で 7,083 万 7,000 円、率で 12.1%の増、構成比では 0.3 ポイントの増となっております。

「5 補助費等」は、25 億 7,432 万 9,000 円で、構成比は 20.9%、前年度と比較しますと額で 7,643 万 4,000 円、率で 3.1%の増、構成比では 1.0 ポイントの減となっております。

「6 普通建設事業費」は、21 億 4,320 万 9,000 円で、構成比は 17.4%、前年度と比較しますと額で 5 億 1,280 万 7,000 円、率で 31.5%の増となり、構成比でも 3.1 ポイントの増となりました。

「8 公債費」は、15億4,086万円で、構成比は12.5%、前年度と比較しますと額で2億2,977万9,000円、率で17.5%の増となり、構成比では1.0ポイントの増となりました。

「9 積立金」は、2億5,433万9,000円で、構成比は2.1%、前年度と比較しますと額で6,192万1,000円、率で19.6%の減、構成比では0.7ポイントの減となりました。

「12 繰出金」は、5億5,218万5,000円で、構成比は4.5%、前年度と比較しますと額で1,673万2,000円、率で2.9%の減、構成比でも0.5ポイントの減となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が41億8,226万2,000円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと87億7,533万4,000円となり、構成比で申し上げますと71.4%を占めます。

5ページになります。

一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

次に6ページをご覧くださいと思います。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は3億3,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、町有財産管理事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、令和6年度末で3億3,527万8,000円を予定し、令和7年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では6,623万2,000円となる見込みであります。

8ページをご覧くださいと思います。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が5,714万7,000円で、それに人件費3,027万9,000円を加えますと議会費の総額は8,742万6,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目ごとの財源内訳を記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分についてご説明いたします。

9ページになります。

④の衛生費における塵芥処理費であります。ここに数値は表示されておりませんが、予算額が3億7,537万4,000円で、ごみ処理手数料は1,771万円であり、一般財源を2億1,609万8,000円充当しており、その充当率は57.6%となっております。これにつきまして経費の削減とともに処理手数料の在り方について検討が必要と考えます。

続いて10ページにまいります。

①議会費から⑮予備費までの一般財源充当額は、10ページの合計欄にあります74億916万3,000円で、その充当率は60.3%となっております。ちなみに、前年度の一般財源充当率は71.9%で11.6ポイント減となっておりますが、引き続き高い水準であることから、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担の在り方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接、数字として現れていませんことをご理解いただきたいと思います。

次に11ページをご覧くださいと思います。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から北海道標茶高等学校生徒確保対策事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しております。事業費総額は5億6,385万1,000円で、一般財源の充当額は3億9,047万3,000円であり、その充当率は69.3%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は12ページのほうに小計が記載されております。事業総額は13億408万1,000円で、一般財源の充当額は1億1,239万6,000円であり、その充当率は8.6%であります。

次に、衛生費であります。事業費総額は2億2,554万円、一般財源充当額は1億8,903万2,000円で、充当率は83.8%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、9億6,264万6,000円であり、一般財源充当額は2億7,532万1,000円、充当率は28.6%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は3億2,935万1,000円、一般財源充当額は8,884万8,000円で、充当率は27.0%であります。

次に、土木費につきましては、14ページから15ページにかけて記載しております。事業費総額は15ページになりますが、5億9,242万4,000円、一般財源充当額は1億9,445万9,000円で、その充当率は32.8%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費につきましては、15 ページから 16 ページにかけて記載しております。

事業費総額は 16 ページに記載しておりますが、2 億 957 万 5,000 円、一般財源充当額は 1 億 4,449 万 6,000 円で、一般財源充当率は 68.9%となります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

合計ですが、事業費として押えております総額が 42 億 1,459 万 2,000 円で、このうち一般財源が 14 億 2,154 万 9,000 円であり、一般財源の充当率は 33.7%となっております。

次に、1 ページ飛びまして 18 ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第 1 期から第 5 期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところでありますが、一方で平成 13 年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は令和 7 年度末見込みでは 24 年前と比較し 8.3 倍の 19 億 6,158 万 4,000 円となり、一般会計全体残高の 15.6%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17 ページの町税の説明資料、19 ページの基金等の状況、20 ページの一般会計当初予算のあらまし及び 21 ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障に要する経費につきましてはお目通しいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、申し上げました本年度予算編成につきましては、これまでにない厳しい作業を行いましたが、今後も更に第 5 期行政改革大綱に基づく実施計画や事業評価に基づき事務事業の見直しを進め、財政構造のあるべき姿を追求し、持続可能な財政運営を目指してまいります。

議案第 28 号から第 34 号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いたします。

以上を持ちまして議案第 28 号から第 34 号までの令和 7 年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・齊藤君。

○企画財政課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第 28 号の提案内容についてご説明申し上げます。

令和 7 年度標茶町一般会計予算

令和 7 年度標茶町一般会計の予算は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 122 億 9,500 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明いたします。

44ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時47分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長(齊藤正行君) なお、2ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただ今の説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

7ページをお開き願います。

「第2表 継続費」でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名はみどり認定こども園防音事業。総額は10億6,840万8,000円で年割額ですが、7年度は4億1,478万円8年度は6億5,362万8,000円とす

るものです。

続いて8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。総額は1億6,060万6,000円で年割額は7年度が2,780万6,000円、8年度が1億3,280万円とするものです。

149ページをお開き願います。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」であります。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名みどり認定こども園防音事業。事業年度は、7年度と8年度であります。計の欄で説明させていただきます。年割額の計10億6,840万円8,000円、財源内訳ですが、国道支出金5億5,930万5,000円、地方債は4億8,850万円、一般財源を2,060万3,000円、当該年度支出予定額4億1,478万円、当該年度末までの支出予定額4億1,478万円。翌年度以降支出予定額6億5,362万8,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、7年度38.8%、8年度61.2%、計100%とするものです。

続いて8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、6年度から7年度までの分ではありますが、年割額1億8,340万円、財源内訳、国道支出金1億2,838万円、地方債5,490万円、一般財源12万円。前年度末までの支出（見込）額は3,230万円、当該年度支出予定額1億5,110万円、当該年度末までの支出予定額1億8,340万円。継続費の総額に対する進捗率、6年度17.6%、7年度82.4%、計で100%とするものです。

続いて7年度から8年度までの分であります。年割額1億6,060万6,000円、財源内訳ですが、国道支出金1億1,242万4,000円、地方債は4,810万円、一般財源を8万2,000円。当該年度支出予定額2,780万6,000円、当該年度末までの支出予定額2,780万6,000円。翌年度以降支出予定額は1億3,280万円、継続費の総額に対する進捗率ですが、7年度17.3%、8年度82.7%、計100%とするものです。

8ページをお開きください。

第3表 債務負担行為でございます。

事項はパソコンLAN機器購入費、期間は令和7年度から令和11年度、限度額につきましては利子44万4,000円を含み、1,542万9,000円とするものです。

150ページをご覧ください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

一番上のパソコンLAN機器購入費から、154ページの一番下になりますが学校給食調理業務までの41件の設定でございます。

154ページの合計の欄を説明させていただきます。

債務負担行為の限度額を7億5,544万1,000円、前年度末までの支出（見込）額を2億5,592万2,000円、当該年度以降の支出予定額4億9,951万9,000円、このうち令和7年

度の支出予定額は括弧内の金額ですが1億4,567万円、財源内訳ですが国道支出金1,361万7,000円、その他で1,711万2,000円、一般財源を9,379万円とするものです。

9ページをお開き願います。

第4表 地方債でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、みどり認定こども園防音事業4億6,360万円、磯分内弥栄線道路改良6,820万円、虹別20号線道路改良1,450万円、虹別64線道路改良9,500万円、中茶安別3線道路改良4,860万円、阿歴内遠野地区道路改良3,370万円、標茶中茶安別線道路改良5,530万円、虹別61線道路改良910万円、建設機械整備4,010万円、消防ポンプ自動車購入5,770万円、消防ポンプ自動車格納庫改修事業1,150万円、クリーンセンター設備更新事業2,510万円、医師確保対策5,020万円、子ども医療費助成1,400万円、森林整備対策事業1,290万円、合わせて限度額を9億9,950万円とするものでございます。起債の方法でございますが、証書借入で利率は7.0%以内、償還の方法でございますが、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでございますので説明を省略させていただきます。

2 公共施設等適正管理推進事業 限度額7,200万円でございます。

次ページにまいります。

3 緊急防災・減災事業 限度額1,160万円とするものです。

4 防災対策事業 限度額320万円とするものです。

5 災害援護資金貸付債 限度額250万円とするものです。起債の方法、償還の方法につきましては、過疎債に同じであります。

合計でございますが、限度額10億8,880万円とするものです。

155ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高134億4,976万1,000円、前年度末現在高見込額129億3,621万6,000円、当該年度中起債見込額10億8,880万円、当該年度中元金償還見込額14億8,315万1,000円、当該年度末現在高見込額でございますが125億4,186万5,000円とするものです。

以上で、議案第28号の内容説明を終わらせていただきます。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 3時10分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      5 番                      鴻 池      智 子

署名議員      6 番                      齊 藤      昇 一

署名議員      7 番                      黒 沼      俊 幸

## 令和7年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第4号）

令和7年3月12日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第28号 令和7年度標茶町一般会計予算  
議案第29号 令和7年度国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第30号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第31号 令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第32号 令和7年度標茶町病院事業会計予算  
議案第33号 令和7年度標茶町水道事業会計予算  
議案第34号 令和7年度標茶町下水道事業会計予算

### ○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君  | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 町 長                | 佐藤 吉彦 君  |
| 副 町 長              | 牛崎 康人 君  |
| 総務課 長              | 長野 大介 君  |
| 企画財政課 長            | 齊藤 正行 君  |
| 税務課 長              | 石黒 敬一郎 君 |
| 管理課 長              | 山崎 浩樹 君  |
| 農林課 長 兼<br>農委事務局 長 | 村山 尚 君   |
| 住民課 長              | 村山 新一 君  |
| 保健福祉課 長            | 浅野 隆生 君  |

建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼	菊地将司君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎議案第28号ないし議案第34号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長(村山新一君)(登壇) 議案第29号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第29号は、令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は、年間の平均値で比較しますと令和5年度との対比では、169名の減となっております。

療養給付費の試算については、過去5年間の平均をもって1人当たりの医療費推計し、被保険者数を乗じた額とし、5億9,882万5,000円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして2億5,392万2,000円を見込み、一般会計から義務的経費として6,633万9,000円、赤字補填として4,710万3,000円、合わせて1億1,344万2,000円の繰り入れを行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2月19日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和7年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

令和7年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,950万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第29号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第31号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第31号は、令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和7年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただいております。

歳入歳出の総額は、1億4,350万7,000円で対前年比では、313万2,000円の減額予算となったものであります。

減額の要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が減額になったことによるものです。

以下、別冊の予算書に基づき説明させていただきます。

1ページをお開きください。

令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,350万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第31号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長(浅野隆生君)(登壇) 議案第30号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度標茶町介護保険事業特別会計予算であります。

2年目となる第9期介護保険事業計画に基づき、当初予算につきましては、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただいております。

保険事業勘定につきましては、9期計画に基づき保険給付費で2,168万4,000円の増額、

地域支援事業費を98万7,000円増額など、総額で対前年度2,499万2,000円増額し、歳入歳出それぞれ8億8,367万3,000円といたしました。

また、介護サービス事業勘定につきましては、デイサービスセンターにおいて送迎車両の更新費610万3,000円を見込むなど、サービス事業費全体で1,362万7,000円の増額を見込み、歳入歳出それぞれ6億4,502万2,000円といたしました。

なお、財源につきましては、それぞれの特定財源を見込み、繰入金により、収支のバランスを図ったところでございます。

以下予算書に基づき、ご説明いたします。

令和7年度介護保険事業特別会計予算書1ページをご覧ください。

令和7年度標茶町介護保険事業特別会計予算

令和7年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,367万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,502万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内のこれらの経費の各項の間の流用

以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第30号の提案趣旨並びに内容の説明を終了させていただきます。

○議長(菊地誠道君) 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第32号、令和7年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和7年度標茶町病院事業会計予算書、1ページをお開きください。

令和7年度標茶町病院事業会計予算

（総則）

第1条 令和7年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1） 病床数 60床

（2） 年間患者数、入院9,490人、外来24,200人

（3） 1日平均患者数、入院26.0人、外来100.0人

（4） 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費、3,166万7,000円、病院建設費、3,806万円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益14億564万8,000円、第1項医業収益7億2,224万4,000円、第2項医業外収益6億8,340万4,000円。

支出、第1款病院事業費用14億564万8,000円、第1項医業費用13億9,490万2,000円、第2項医業外費用1,024万6,000円、第3項予備費50万円。

次のページへまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,418万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,418万5,000円で補てんするものとする。）

収入、第1款資本的収入9,388万円、第1項出資金9,388万円。

支出、第1款資本的支出1億5,806万5,000円、第1項建設改良費6,972万7,000円、第2項企業債償還金8,833万8,000円。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の通りと定める。

事項、町立病院給食調理業務、期間、令和7年度から令和9年度、限度額、1億4,300万円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1） 職員給与費 8億7,321万円

(2) 交際費 150万円

次のページへまいります。

(他会計からの繰入金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助 2億6,639万7,000円

(2) 医療対策費負担 5億9,807万2,000円

(3) 企業債償還金負担 6,049万2,000円

(4) 施設設備費負担 3,486万4,000円

合計 9億5,982万5,000円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、1億2,680万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産、種類、建物附属設備、名称、小型還流ボイラー、数量2基、種類、器械・備品、名称、医用画像情報管理システム(PACS)、数量1式です。

2 処分する資産、種類、器械・備品、名称、超音波診断装置、数量1台、処分の態様は廃棄となります。

次に予算説明書により、ご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、6ページをお開きください。

令和7年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益ゼロ円、前年度同額。(2) 減価償却費7,939万8,000円、前年度比91万3,000円の増。(3) 引当金の増加額マイナス96万1,000円、前年度比236万2,000円の減。(4) 長期前受金戻入額、マイナス746万4,000円、前年度比24万2,000円の増。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1,000円、前年度同額。(6) 支払利息、285万6,000円、前年度比372万4,000円の減。(7) 固定資産除却費97万円で、前年度比79万7,000円の減。(8) 未収金の減少額から(12) その他まで、いずれもございません。(13) 小計7,479万8,000円、前年度比572万8,000円の減。(14) 利息及び配当金の受取額1,000円、前年度同額。(15) 利息の支払額マイナス285万6,000円、前年度比372万4,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は7,194万3,000円で、前年度比200万4,000円の減。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1) 「有形固定資産の取得による支出」、マイナス6,279万6,000円、前年度比1,128万7,000円の増。(2) 「国庫補助金等による収入」と(3) 「他会計からの繰入金による収入」は、いずれもございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス6,279万6,000円、前年度比1,128万7,000円の増。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)「建設改良企業債による収入」、ございません。(2)「建設改良企業債等の償還による支出」、マイナス8,833万8,000円、

前年度比2,355万7,000円の増。(3)「他会計からの出資による収入」、9,388万円、前年度2,145万円の減。(4)「他会計からの償還金による収入」はございません。財務活動によるキャッシュ・フローの合計は554万2,000円で、前年度比210万7,000円の増。

以上により、4 資金増加額は1,468万9,000円となり、前年度比1,139万円の増。

5 資金期首残高 1 億7,946万6,000円、前年度比224万円の増。

4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は1 億9,415万5,000円となり、前年度比1,363万円の増となる見込みであります。

次に、16ページをお開きください。

令和7年度標茶町病院事業予定貸借対照表(令和8年3月31日現在)です。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イの土地からへのリース資産までの合計で15億4,942万3,000円、前年度比1,058万9,000円の減。(2)無形固定資産、電話加入権38万8,000円、前年度同額。固定資産合計は15億4,981万1,000円で、前年度比1,058万9,000円の減。

2 流動資産、(1)現金・預金1 億9,415万5,000円、前年度比1,363万円の増。(2)未収金6,000万円、前年度同額。(3)貯蔵品795万円、前年度同額。流動資産合計は、2 億6,210万5,000円、前年度比1,363万円の増。資産合計では18億1,191万6,000円、前年度比304万1,000円の増となります。

次のページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1)企業債1,964万4,000円、前年度比893万4,000円の減。(2)リース債務1,086万円、前年度比288万3,000円の減。固定負債合計は3,050万4,000円、前年度比1,181万7,000円の減。

4 流動負債、(1)企業債893万4,000円、前年度7,940万4,000円の減。(2)リース債務305万円、前年度比28万1,000円の減。(3)未払金7,000万円、前年度同額。(4)引当金、イ賞与引当金4,390万2,000円、前年度比310万1,000円の増。(5)預り金655万円、前年度同額。流動負債合計1 億3,243万6,000円、前年度比7,658万4,000円の減。

5 繰延収益、(1)長期前受金2 億731万7,000円、前年度比4 万円の減。(2)長期前受金収益化累計額7,004万4,000円、前年度比726万3,000円の増。繰延収益合計1 億3,727万3,000円、前年度比730万3,000円の減。負債合計では3 億21万3,000円、前年度比9,570万4,000円の減となります。

資本の部、6 資本金15億839万6,000円、前年度比9,874万5,000円の増。

7 剰余金、(1)資本剰余金、イ国庫補助金330万7,000円、前年度同額。(2)利益剰余金、イ減債積立金、ロ当年度未処分利益剰余金、いずれもございません。剰余金合計330万7,000円、前年同額です。資本合計では15億1,170万3,000円、前年度比9,874万5,000円の増となります。負債と資本の合計では18億1,191万6,000円、前年度比304万1,000円の増となりま

す。

次ページにまいります。

こちらは令和6年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）です。また、19ページと20ページにつきましては令和6年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）ですので、こちらにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に4ページをお開きください。

4ページ及び5ページは、令和7年度標茶町病院事業会計予算実施計画です。こちらの説明につきましては、今までの説明と内容が重複しますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては、2月19日開催の第3回町立病院運営委員会に報告し、原案どおり承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第33号、令和7年度標茶町水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

収益的収支の収入におきましては、主たる収入である給水収益については、前年度415万3,000円の減額を見込んで1億7,186万3,000円で計上しております。他会計負担金につきましては、基準内繰入金で、前年度14万6,000円の増額の651万9,000円、営業外収益につきましては、前年度1,618万7,000円減額の2億1,448万5,000円で計上しております。

一方、支出におきましては、営業費用で前年度4,109万7,000円減額の3億7,334万9,000円、営業外費用で前年度42万8,000円減額の1,163万5,000円で計上しております。資本的収支の支出におきましては、上水は老朽管更新で、桜地区と旭地区の2件及び簡水では西部地区機器更新工事含め4件と計量法に基づく水道メーター更新並びに企業債元金償還金を合わせて、前年度より1,162万6,000円増額の9,894万4,000円を計上しております。

それでは別冊予算書1ページをお開きください。

令和7年度標茶町水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和7年度標茶町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1） 給水戸数 3,139戸
- （2） 年間総配水量 131万7,000立方メートル
- （3） 一日平均配水量 3,608立方メートル
- （4） 受託工事費 2,233万円
- （5） 主要な建設改良事業

配水管整備事業241メートル、事業費1,690万7,000円。検定満了メーター取替事業289個、事業費2,493万7,000円。計装機器等更新事業、事業費2,683万6,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の総係費100万円の財源にあてるため、企業債100万円を借り入れる。

収入、第1款、水道事業収益3億9,343万1,000円、第1項、営業収益1億7,894万6,000円、第2項、営業外収益2億1,448万5,000円、第3項、特別利益についてはございません。

支出、第1款、水道事業費用3億8,698万4,000円、第1項、営業費用3億7,334万9,000円、第2項、営業外費用1,163万5,000円、第3項、特別損失はございません、第4項、予備費200万円。

次の2ページをお開きください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,306万2,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額644万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,661万5,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入4,588万2,000円、第1項、企業債3,100万円、第2項、道支出金1,264万9,000円。

支出、第1款、資本的支出9,894万4,000円、第1項、企業債元金償還金2,803万1,000円、第2項、建設改良費7,091万3,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道整備事業、限度額1,690万円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。続いて、簡易水道整備事業、限度額1,510万円。以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様でございます。合計の限度額は3,200万円でございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,900万円と定める。

次のページへまいります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,755万4,000円

(2) 交際費 5万円

(他会計からの繰入金)

第8条 他会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 一般会計 4,422万円
- (2) 下水道事業会計(減価償却費分) 760万8,000円

以下、内容について予算説明書に従い説明をいたします。

16ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

令和7年度標茶町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1)当年度純利益はありません。(2)減価償却費2億1,420万9,000円、前年度比730万3,000円の減。(3)引当金の増加額4万5,000円、前年度比210万4,000円の減。(4)長期前受金戻入額マイナス1億6,241万5,000円、前年度比794万円の増。(5)受取利息及び受取配当金マイナス1万円、前年同額。(6)支払利息657万5,000円、前年度比55万9,000円の減。(7)固定資産除却費386万6,000円、前年度比218万2,000円の増。(8)未収金の減少額10万円、前年度比5万円の増。(9)未払金の増加額マイナス650万9,000円、前年度比835万6,000円の減。(10)前払金の増加額と(11)その他はございません。(12)小計5,586万1,000円で前年度比815万円の減。(13)利息及び配当金の受取額1万円、前年同額。(14)利息の支払額マイナス657万5,000円、前年度比55万9,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は4,929万6,000円、前年度比759万1,000円の減。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1)有形固定資産の取得による支出マイナス6,446万6,000円、前年度比761万5,000円の減。(2)国庫補助金等による収入1,264万9,000円、前年度比567万9,000円の増。(3)他会計からの繰入金による収入はございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス5,181万7,000円、前年度比193万6,000円の減。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)建設改良企業債による収入3,200万円、前年度比1,140万円の増。(2)建設改良企業債等の償還による支出マイナス2,803万1,000円、前年度比324万9,000円の減。(3)他会計からの出資による収入はございません。

よって、財務活動によるキャッシュ・フローの合計は396万9,000円となり、前年度比815万1,000円の増。4 資金増加額は144万8,000円となり、前年度比137万6,000円の減。5 資金期首残高2億8,143万9,000円。4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は2億8,288万7,000円となり、前年度比5,227万5,000円の増となる見込みであります。

10ページをお開きください。

令和7年度標茶町水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地から、へ工具、器具及び備品までの合計で38億5,180万5,000円、前年度比1億5,645万1,000円の減。(2)無形固定資産、イ施設利用権とロ借地権で47万3,000円、固定資産合計は38億5,227万8,000円、前年度比1億5,675万3,000円の減。

2 流動資産、(1)現金預金 2 億8,288万7,000円。(2)未収金2,542万1,000円。(3)貸倒引当金はございません。流動資産合計は 3 億830万8,000円、前年度比5,202万9,000円の増。資産合計は41億6,058万6,000円で、前年度比 1 億472万4,000円の減です。

次のページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1)企業債と(2)一般会計借入金で 5 億5,628万円。(3)修繕引当金3,019万7,000円で、固定負債合計は 5 億8,647万7,000円、前年度比539万5,000円の減。

4 流動負債、(1)一時借入金はございません。(2)企業債と(3)一般会計借入金で3,599万7,000円。(4)未払金272万円。(5)前受金50万円。(6)引当金、イ賞与引当金360万4,000円。ロ特別修繕引当金はありませんので、合計は同額の360万4,000円。(7)その他流動負債 4 万8,000円。流動負債合計は4,286万9,000円、前年度比81万8,000円の減。

5 繰延収益。(1)長期前受金85億7,600万3,000円。(2)長期前受金収益化累計額56億3,465万5,000円。繰延収益合計は29億4,134万8,000円、前年度比 1 億7,386万8,000円の減。負債合計は35億7,069万4,000円、前年度比 1 億8,008万1,000円の減となります。

資本の部、6 資本金 5 億6,790万4,000円。

7 剰余金、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計額は2,198万8,000円。資本合計は 5 億8,989万2,000円、前年度比7,535万7,000円の増。負債資本の合計は41億6,058万6,000円で、前年度比 1 億472万4,000円減となります。

次の12ページから14ページにつきましては、決算見込みとして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

4 ページ、5 ページの令和 7 年度標茶町水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第33号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 8 分

再開 午後 1 2 時 5 9 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第34号に入る前に、先ほど議案第33号標茶町水道事業会計予算の私の説明の中で、一部誤った説明をしてしまいましたので、訂正してお詫びしたいと思います。

先ほど、令和 7 年度水道事業会計予算書の 1 ページ目の収益的収入及び支出の一番最後の支出の第 4 項予備費でございますが、正しくは200万円だったのですが、私、2,000万円

と誤った表現をしてしまいました。大変申し訳ございませんでした、お詫びして訂正いたします。

それでは、議案第34号、令和7年度標茶町下水道事業会計予算の説明をいたします。

歳入につきましては、主たる収入であります下水道使用料で、前年度200万4,000円減額を見込んで7,875万8,000円で計上しております。他会計負担金につきましては、基準内繰入金で、前年度1,588万8,000円減額の1億1,536万6,000円。営業外収益につきましては、前年度3,569万6,000円減額で2億205万1,000円で計上しております。

一方、支出におきましては、営業費用で前年度5,069万3,000円減額の3億6,892万9,000円、営業外費用で前年度495万2,000円減額の1,892万8,000円で計上しております。

また、資本的収支の支出におきましては、人件費の計上方法について、昨年度予算では技術部門のメイン業務が維持管理業務であったことから、事務部門及び事業部門の人件費を一括して収益的支出で計上しておりましたが、令和7年度予算につきまして、終末処理場実施設計や処理場機器設置工事などの建設改良事業を予定していることから、技術部門職員の人件費2名分を資本的支出で計上しております。

それでは、別冊予算書1ページをお開きください。

令和7年度標茶町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度標茶町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水処理戸数 2,445戸

(2) 年間有収水量 44万6,476立方メートル

(3) 一日平均有収水量 1,223立方メートル

(4) 主要な建設改良事業 標茶町週末処理場実施設計業務、事業費2,200万円、標茶町週末処理場耐震改築設計業務、事業費3,800万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の総係費100万円の財源にあてるため、企業債100万円を借り入れる。

収入、第1款、下水道事業収益3億9,633万1,000円、第1項、営業収益1億9,428万円、第2項、営業外収益2億205万1,000円。

支出、第1款、下水道事業費用3億8,985万7,000円、第1項、営業費用3億6,892万9,000円、第2項、営業外費用1,892万8,000円、第3項、特別損失はございません、第4項、予備費200万円。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額4,777万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額647万4,000円、引継金566万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,563万3,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入2億571万2,000円、第1項、企業債7,210万円、第2項、他会計出資金1億326万7,000円、第3項、負担金等34万5,000円。

支出、第1款、資本的支出2億5,348万8,000円、第1項、企業債等償還金1億6,739万円、第2項、建設改良費8,609万8,000円。

#### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道整備事業、限度額4,740万円。起債の方法、証書借入、利率7.0%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。続いて、特定環境保全公共下水道整備事業、限度額2,410万円。以下、起債の方法、利率及び償還の方法については、同様でございます。続いて、農業集落排水整備事業、限度額160万円。以下、同じく起債の方法、利率及び償還の方法については、同様でございます。合計の限度額は7,310万円でございます。

次のページへまいります。

#### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 3,119万5,000円

(他会計からの繰入金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、2億6,243万8,000円である。

以下、内容について予算説明書に従い説明をいたします。

16ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

上段の6ページをご覧ください。

令和7年度標茶町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1)当年度純利益はありません。(2)減価償却費2億3,530万6,000円、前年度比436万1,000円の減。(3)引当金の増加額3万2,000円、前年度比214万4,000円の減。(4)長期前受金戻入額、マイナス1億5,624万3,000円、前年度比322万7,000円の増。(5)受取利息及び受取配当金はございません。(6)支払利息1,492万7,000円、前年度比265万4,000円の減。(7)固定資産除却費はございません。(8)未収金の

減少額5万円、前年度比5万円の増。(9)未払金の増加額マイナス195万9,000円、前年度比825万8,000円の減。(10)前払金の増加額と(11)その他はございません。(12)小計9,211万3,000円で前年度比1,414万円の減。(13)利息及び配当金の受取額はございません。(14)利息の支払額マイナス1,492万7,000円、前年度比265万4,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は7,718万6,000円、1,148万6,000円の減。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1)有形固定資産の取得による支出マイナス7,962万6,000円、前年度比7,826万2,000円の減。(2)国庫補助金等による収入3,034万5,000円、前年度比3,002万6,000円の増。(3)他会計からの繰入金による収入はございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス4,928万1,000円、前年度比4,823万6,000円の減。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)建設改良企業債による収入7,310万円、前年度比1,910万円の増。(2)建設改良企業債等の償還による支出マイナス1億6,739万円、前年度比5,409万円の増。(3)他会計からの出資による収入1億326万7,000円、前年度比2,512万8,000円の減。よって、財務活動によるキャッシュ・フローの合計は897万7,000円となり、前年度比4,806万2,000円の増。

4 資金増加額は3,688万2,000円となり、前年度比1,166万円の減。

5 資金期首残高8,578万9,000円。4 資金増加額に5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は1億2,267万1,000円となり、前年度比6,548万3,000円の増となる見込みであります。

10ページをお開きください。

令和7年度標茶町下水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からへ工具、器具及び備品までの合計で54億3,333万5,000円、前年度比1億6,311万5,000円の減。(2)無形固定資産、イ施設利用権からロ借地権までは無いことから、固定資産合計は同額の54億3,333万5,000円です。

2 流動資産、(1)現金預金1億2,267万1,000円。(2)未収金467万6,000円。(3)貸倒引当金はございません。流動資産合計は1億2,734万7,000円、前年度比6,572万7,000円の増。資産合計は55億6,068万2,000円で、前年度比9,738万8,000円の減です。

次のページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1)企業債8億8,024万7,000円、(2)一般会計借入金と(3)修繕引当金はございません。固定負債合計は同額の8億8,024万7,000円、前年度比7,703万1,000円の減。

4 流動負債、(1)一時借入金はございません。(2)企業債1億4,843万2,000円。(3)一般会計借入金はございません。(4)未払金400万円。(5)前受金20万円。(6)引当金、イ賞与引当金240万7,000円。ロ特別修繕引当金はありませんので、合計は同額の240万7,000円。(7)その他流動負債3万円。流動負債合計は1億5,506万9,000円、前年度比2,801万4,000円の減。

5 繰延収益、(1)長期前受金85億2,547万2,000円。(2)長期前受金収益化累計額49億

7,400万6,000円。繰延収益合計は35億5,146万6,000円、前年度比1億3,588万8,000円の減。負債合計は45億8,678万2,000円、前年度比2億4,093万3,000円の減となります。

資本の部、6資本金、9億5,065万5,000円。

7剰余金、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金の合計額は2,324万5,000円。資本合計は9億7,390万円、前年度比1億4,354万5,000円の増。負債資本の合計は55億6,068万2,000円で、前年度比9,738万8,000円の減となります。

次の12ページから14ページにつきはましては、決算見込みとして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお開きください。

4ページ、5ページの令和7年度標茶町下水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案7案は、直ちに、議長を除く11名で構成する「令和7年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案7案は、議長を除く11名で構成する「令和7年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

（午後 1時25分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地    誠 道

署名議員    5 番                      鴻 池    智 子

署名議員    6 番                      齊 藤    昇 一

署名議員    7 番                      黒 沼    俊 幸

## 令和7年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第5号）

令和7年3月13日（木曜日） 午後 3時08分開議

- 第 1 議案第28号 令和7年度標茶町一般会計予算  
議案第29号 令和7年度国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第30号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第31号 令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第32号 令和7年度標茶町病院事業会計予算  
議案第33号 令和7年度標茶町水道事業会計予算  
議案第34号 令和7年度標茶町下水道事業会計予算
- 第 2 議案第22号 標茶町犯罪被害者等支援条例の制定について  
(厚生文教委員会報告)
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議員提案 1号 標茶町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議員提案 2号 標茶町財政健全化調査特別委員会の設置について
- 第 6 意見書案第1号 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書
- 第 7 意見書案第2号 高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書
- 第 8 閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第28号 令和7年度標茶町一般会計予算  
議案第29号 令和7年度国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第30号 令和7年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第31号 令和7年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第32号 令和7年度標茶町病院事業会計予算  
議案第33号 令和7年度標茶町水道事業会計予算  
議案第34号 令和7年度標茶町下水道事業会計予算  
(令和7年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

### ○出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 深見 迪 君  | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 |

7番 黒沼俊幸君  
9番 松下哲也君  
11番 類瀬光信君

8番 長尾式宮君  
10番 渡邊定之君  
12番 菊地誠道君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	長野大介君
企画財政課長	齊藤正行君
税務課長	石黒敬一郎君
管理課長	山崎浩樹君
農林課長兼 農委事務局長	村山尚君
住民課長	村山新一君
保健福祉課長	浅野隆生君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	伊藤順司君
やすらぎ園長	穂刈武人君
教育長	青木悟君
教委管理課長	神谷学君
指導室長	富樫慎也君
社会教育課長兼 中央公民館長	菊地将司君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	齋藤和伸君
議事係長	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員 12 名であります。

(午後 3 時 0 8 分開議)

◎議案第 22 号

- 議長（菊地誠道君） 日程第 2。議案第 22 号を議題といたします。  
お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から会議規則運用細則第 75 項の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則運用細則第 39 項第 1 項の規定により委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

- 2 番（櫻井一隆君）（登壇） 報告いたします。委員会審査報告書。令和 7 年第 1 回定例会において、本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 75 条の規定により報告します。

1. 事件番号 議案第 22 号
  2. 事件名 標茶町犯罪被害者等支援条例の制定について
  3. 審査経過 審査日、令和 7 年 3 月 10 日委員会開催、説明員、副町長、保健福祉課長、保健福祉課長補佐、社会福祉係長
  4. 審査結果 原案可決すべきもの
- 以上でございます。

- 議長（菊地誠道君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。  
質疑は終結いたしました。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。  
これより、本案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。  
議案第 22 号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 22 号は原案可決されました。

◎諮問第 1 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 3。諮問第 1 号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 諮問第 1 号の提案主旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、人事擁護委員候補者の推薦についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づいて議会の意見を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町川上 8 丁目 18 番地、氏名は富田 和幸、生年月日、昭和 40 年 3 月 3 日、職業は教諭であります。

お手元に配布いただきました履歴書の詳細につきましては、説明を省略させていただきますが、氏は中学校の教員として町内外の小中学校で約 30 年間勤務されました。学級指導、道徳など人権に関する経験が豊富であり、在職中も人権啓発活動に参加するなど、用務を多く遂行されており、人権擁護委員としてふさわしく、推薦いたすものであります。

以上で諮問第 1 号の内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件は「適任と認める」答申といたしたいと思っております。

これに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、本件は「適任と認める」との答申とすることに決定いたしました。

◎議員提案第 1 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 4。議員提案第 1 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

本多君。

○3番（本多耕平君）（登壇） 議員提案第1号、標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案趣旨並びに趣旨を説明いたします。

本案につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い既定の整備についての本条例の改正をする必要が生じたことから提案するものでございます。

内容につきましては、本改正に伴う文言の整理でございます。

標茶町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

標茶町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第8項」を「第9項」に改める。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）施行の日から施行する。ただし、第2条第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

以上で提案趣旨並びに説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

お諮りいたします。

議題となりました議員提案第1号については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号については質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎議員提案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議員提案第2号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

本多君。

○3番（本多耕平君）（登壇） 議員提案第2号、標茶町財政健全化調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容を説明いたします。

令和7年度予算については、財政調整基金備荒資金のほか、関係条例を改正し、各特定目的基金の充当範囲を拡大することにより、財源不足を補う措置がとられております。人口減少社会において、町民から信頼される主体的な行政運営を行うためには健全な財政運営の確立は必要不可欠な要素です。限りある経営資源を効果的かつ効率的に配分し、選択と集中により良質な行政サービスの提供を維持するとともに財政基盤強化の取り組みを継続し、次の世代に過度な負担を強いることをしない持続可能な財産運営を行っていく必要があります。

よって、本町財政の健全化を図るため、議会として調査し、この調査結果を町政運営に反映させるべく標茶町財政健全化調査特別委員会の設置を提案するものでございます。

以下、内容について説明いたします。

議員提案第2号 標茶町財政健全化調査特別委員会の設置について

本議会は、標茶町議会委員会条例第5条の規定により、標茶町財政健全化に関する事項調査のため「標茶町財政健全化調査特別委員会」を設置する。

1. 設置の期間、本案議決の日から調査終了の日まで。

2. 構成及び調査の方法、議長を除く全員をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上で標茶町財政健全化調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました議員提案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案については質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第2号は原案可決されました。

#### ◎意見書案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第1号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎意見書案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。  
これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

#### ◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第8。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま令和7年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から

会議規則第 75 条の規定により、議案 7 案の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第 28 号ないし議案第 34 号

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第 42 項の規定により省略いたします。

◎組替動議

(「議長、動議提出」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 類瀬君。

○11 番(類瀬光信君) 議案第 28 号について組替動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 4 時 00 分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、類瀬議員から組替動議がありました。

会議規則第 15 条の規定により、修正の動議は、その案を備え、議長に提出することとなっておりますので、これにより提出願います。

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 02 分

再開 午後 4 時 02 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 28 号一般会計補正予算についての組替動議が提出されております。

この動議は、定数の 12 分の 1 以上の発議者がありますので成立しています。

発議者から組替動議の説明を求めます。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君）（発言席） 議案第 28 号、令和 7 年度標茶町一般会計予算の組み替えを求める動議。

議案第 28 号、令和 7 年度標茶町一般会計予算について、町長は別紙のとおり組み替えを行い再提出するよう求めます。

令和 7 年 3 月 13 日、標茶町議会議長、菊地誠道様。

提出者、標茶町議会議員、類瀬光信、同、黒沼俊幸、同、櫻井一隆。

賛成者、標茶町議会議員、深見迪、同、鈴木裕美、同、渡邊定之。

組替動議の内容でございます。

削減項目、北海道標茶高等学校生徒確保対策事業、5,603 万円シェアハウス整備に関する費用。

削減の理由、一般会計予算が否決されれば町民の生活や必要な事業の継続が危ぶまれる可能性があるため、従来の方針との整合性あるいは費用対効果、優先度に問題がある上記予算を削減し、組み替えて再提出することを求めます。

北海道標茶高等学校生徒確保対策事業は、シェアハウスを整備する以前に町内の中学生から選択されるための施策が必要です。生徒を町外から確保するにあたり、町民や民間企業に生徒の受け入れを諮るべきです。シェアハウスの整備が必ずしも生徒の確保に直結しないことは移住促進計画の例からも想像に難くないはずで、何より急ぐべきは西春別標茶間のバス路線廃止により通学に支障が生じる高校生と地域への誠意ある対応です。

以上です。

○議長（菊地誠道君） これより、組替動議に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ないものと認めます。

これより、議案第 28 号一般会計補正予算の組替動議を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第28号一般会計補正予算の組替動議は可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時06分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第28号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありますが、本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

(何事か言う声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(何事か言う声あり)

(「だから違うって」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時14分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

深見君。

○1番(深見 迪君) 先ほどの議案第28号の採決については、間違いがありましたので、会議録から削除して、もう一度議案第28号の採決をしていただきたいと思います。

○議長(菊地誠道君) ただいま、深見議員の方から修正……削除の申し出がありましたけれども、皆さん、異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) それでは、そのようにいたします。

これより議案第 28 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありますが、本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「違う」の声あり)

(「組替動議の話はどうなった」の声あり)

(「休憩してください」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時18分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 28 号は原案可決されました。

次に議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号について、一括採決いたします。

議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号について、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 34 号は、原案のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時35分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和7年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午後 4時35分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      5 番                      鴻 池      智 子

署名議員      6 番                      齊 藤      昇 一

署名議員      7 番                      黒 沼      俊 幸